

答 申 書

令和7年2月10日

松山市
子ども・子育て会議

令和7年2月10日

松山市長 野志 克仁 様

松山市子ども・子育て会議
会長 小助川 元太

松山市こども計画について(答申)

令和6年5月27日付けで諮問のあった、松山市こども計画について、別紙のとおり
答申します。

松山市こども計画 (答申)

令和7年2月
松山市子ども・子育て会議

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	5
5. 計画の策定方法	5
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	9
1. 人口等の見通し	9
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	13
3. ひとり親家庭やこどもの貧困	23
4. 成育医療等の現状	29
5. こども・若者の意識の現状	36
6. 松山市の地域特性、強み	47
7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り	48
8. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	53
第3章 計画の基本的な方針.....	56
1. めざす姿	56
2. 共通の考え方.....	56
3. 基本方針.....	57
第4章 施策の展開	59
1. 施策体系	59
2. 推進施策と取組.....	60
3. 本計画の成果指標	71
第5章 各個別計画記載事項.....	72
1. 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画.....	72
2. 第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画	81
3. 第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	84
4. 松山市成育医療等に関する計画	87
第6章 計画の推進	91
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	91
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	92

第1章 計画の概要

1. 計画の背景・趣旨

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、目指す社会のあり方として、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」(「こどもまんなか社会」)が掲げられています。

一方で、近年では児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童・生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向のほか、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあります。その他にも、こどもの貧困や障がい、ヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く課題は複雑化してきています。

本市でも、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数や、不登校児童・生徒数、特別支援学級の児童・生徒数など、特別な配慮を要するこども等が年々増加しています。また、全国と同様に出生数は年々減少傾向にあり、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きるこどもとともに、若い世代の最善の利益を考えることが求められているところです。

「松山市こども計画」(以下、「本計画」)は、これらの社会の潮流や課題を踏まえ、すべてのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長、自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者・子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

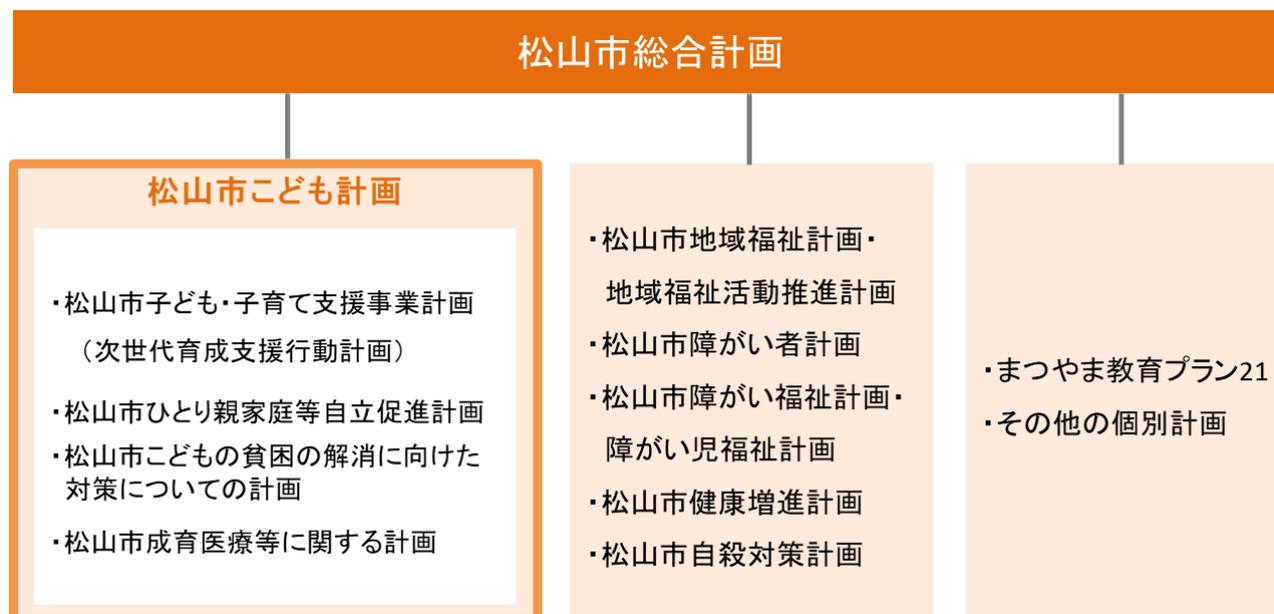
(1) 松山市子ども計画

本計画は、子ども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村子ども計画」であり、国の子ども大綱及び愛媛県子ども計画を勘案して本市での子ども施策について定めるものです。

また、同条第5項の規定に基づき、「松山市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を包含）、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、「松山市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「松山市成育医療等に関する計画」を包含した一体的な計画として策定します。

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「松山市総合計画」をはじめ、「松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画（このまちのえがおプラン）」「まつやま教育プラン 21」などの関連計画とも整合性を図りました。

【本市の計画との関係】



(2) 松山市子ども・子育て支援事業計画

「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべてのこどもたちと子育て家庭を対象に、本市が進める子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。第1期計画(平成27年度～令和元年度)及び第2期計画(令和2年度～令和6年度)の下での取組を継続し、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進します。

なお、第1期計画、第2期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

(3) 松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」を対象として策定するものです。

本市では、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」、平成28年3月に「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」、令和3年3月に「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を「松山市子どもの貧困対策計画」と一体的に策定し、ひとり親家庭等の自立促進を図ってきました。今後も、これまでの計画の下での取組を引き継ぎつつ、ひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に推進していきます。なお、第3期計画は、「松山市子どもの貧困対策計画」と合わせて「松山市子どもの未来応援プラン」として策定し、計画期間は令和7年度までと定めておりましたが、本計画と一体的に策定するため、計画期間を1年前倒しました(松山市子どもの貧困対策計画も同様)。

(4) 松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)

「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(松山市子どもの貧困対策計画)」は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき策定するものです。主な対象は「現在、貧困状態にあるこどもとその保護者」としますが、貧困について同法上に明確な定義はなく、施策から誰一人取り残すことのないよう、広く捉えるものとします。

本市では令和3年3月に策定した「松山市子どもの貧困対策計画」の下、こどもの貧困を取り巻く状況を踏まえて取組を推進してきており、引き続き、貧困の連鎖を断ち切るため、総合的に

施策を展開していきます。

なお、同法は、令和6年6月26日に改正され、名称が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。よって旧計画を「第1期松山市子どもの貧困対策計画」と呼称し、新しい計画を「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」と呼称することとします。

(5) 松山市成育医療等に関する計画

「松山市成育医療等に関する計画」は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)と「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(成育医療等基本方針)に基づき策定するものです。成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を医療、保健、教育、福祉等の関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

3. 計画の期間

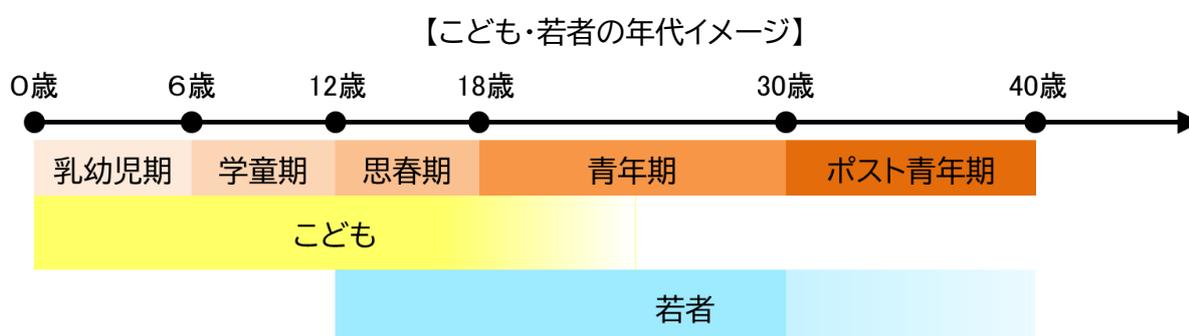
本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

4. 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)及び青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象)の者とし、ます。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。



5. 計画の策定方法

(1) 計画策定体制

本計画の策定に当たっては、庁内に「松山市こども計画策定等プロジェクトチーム」を設置し、こども家庭部を中心に、福祉推進部や教育委員会事務局をはじめとした全庁の関係各課と連携を図るとともに、こどもの保護者、認定こども園、幼稚園、保育所、児童クラブ等の子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」及び各審議会等で審議を行うほか、小学生以上を対象としたアンケート調査やワークショップ等を開催して、こどもや若者、子育て当事者の意見も反映し、策定しました。

(2) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

① 「松山市こども計画」策定に向けたアンケート

対象	小学5年生以上の市内在住者(市内の学校等に通学する学生を含む)
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年5月～6月
有効回答数	7,898件
調査結果報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/kodomokeikakuanke-to.html

② 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

対象	(1)市内在住の小学校就学前の児童(0歳～5歳)のいる計3,000世帯 (2)市内在住の小学1年生～4年生(6歳～10歳)のいる計3,000世帯
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答
実施時期	令和5年10月～11月
有効回答数・ 回収率	(1)小学校就学前児童世帯 1,552件(回収率:51.7%) (2)小学生児童世帯 1,589件(回収率:53.0%)
調査結果報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/kodomokosodatesinsei/nizuchousa/2023needs.html

③ 松山市ひとり親世帯実態調査

対象	市内在住の母子世帯2,000件及び父子世帯300件 ※「母子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない女子と子どもからなる家庭。(母子以外の同居者がある場合を含む) ※「父子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない男子と子どもからなる家庭。(父子以外の同居者がある場合を含む)
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答
実施時期	令和6年5月～6月
有効回答数・ 回収率	合計 906件(回収率:39.4%) 母子世帯 785件(回収率:39.3%) 父子世帯 121件(回収率:40.3%)
調査結果報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/hitorioya/2024needs.html

④ 妊婦対象アンケート調査

対象	令和6年4～6月に伴走型相談支援事業の妊娠7か月アンケートを送付した妊婦704名
調査方法	インターネット調査
実施時期	令和6年6月～7月
有効回答数・回収率	452件(回収率:64.2%)

(3) 「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。

① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30歳代まで
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)
参加者数	20名
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言
実施報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/wakamono_workshop.html

② こどもワークショップ

対象	市内在住の小学5年生～高校3年生
開催日時・場所	【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室) 【第3回】 令和6年12月21日(土) 14時～16時30分 (松山市保健所6階 大会議室)
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 13名
テーマ	【第1回】 こどもの権利 【第2回】 自分にとっての理想の居心地 【第3回】 「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること こども版こども計画の作成
実施報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/kodomokeikaku_work.html

③ 児童館での意見募集

対象	市が所管する8か所の児童館を利用することも
募集期間	令和6年8月27日(火)～9月5日(木)
実施方法	各児童館に模造紙と付箋を設置し、テーマに関する意見を募集
テーマ	① 児童館で何をして、一番遊んでる？ ② 児童館以外に、どんな遊び場が欲しい？
回答総数	① 延べ473件 ② 延べ559件
実施報告	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/1.html

(4) パブリックコメント

計画案について、広く意見募集を行いました。

対象	市内在住の方、市内の学校に在学している方、市内にある事務所・事業所に勤務している方、市内に事務所・事業所を融資している方や法人等
募集期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月9日(木)
回答総数	62件(24人、1法人)
実施報告	【後日掲載した URL を掲載】

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

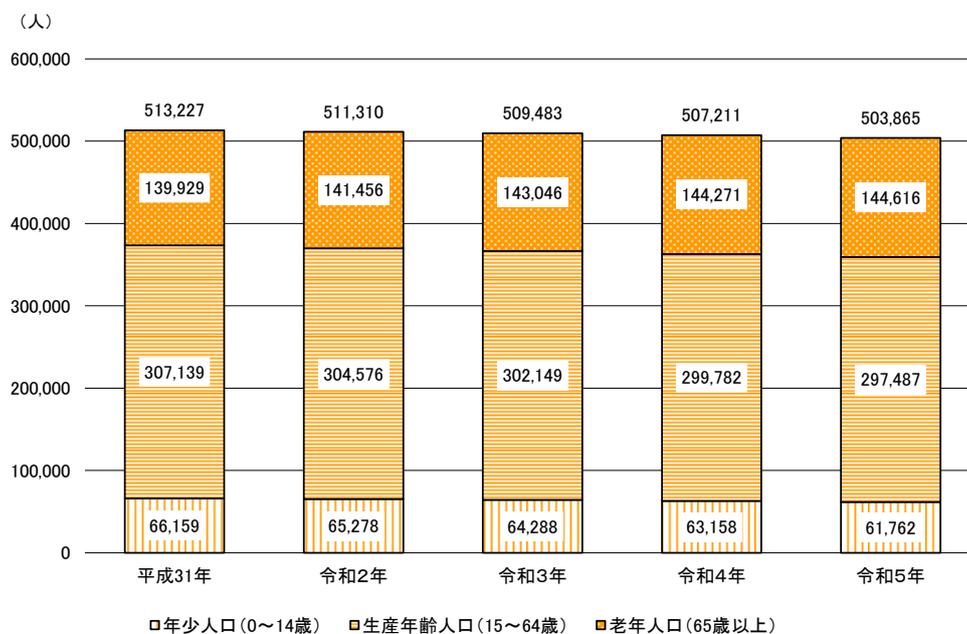
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

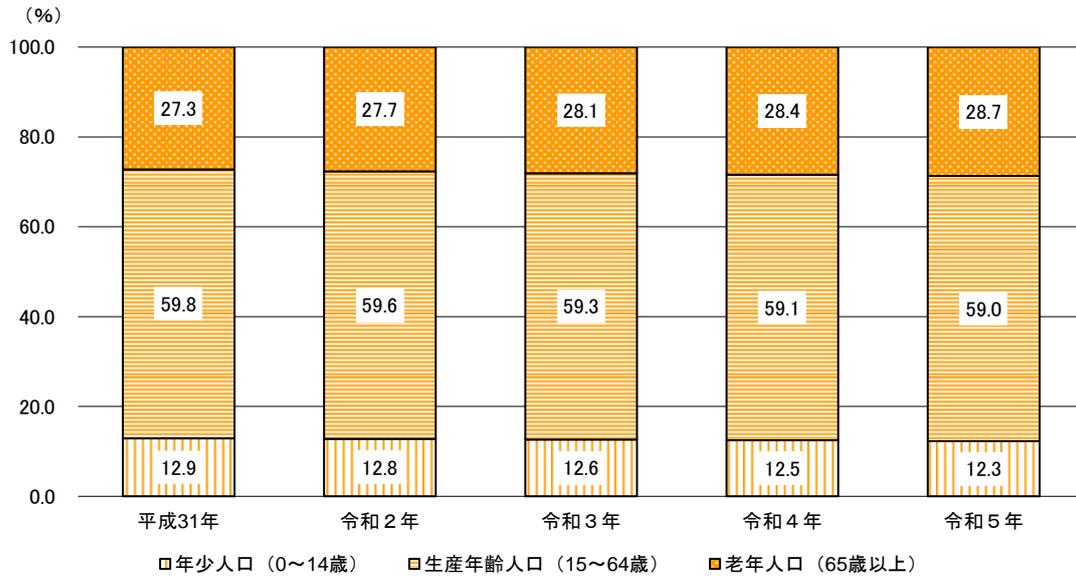
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

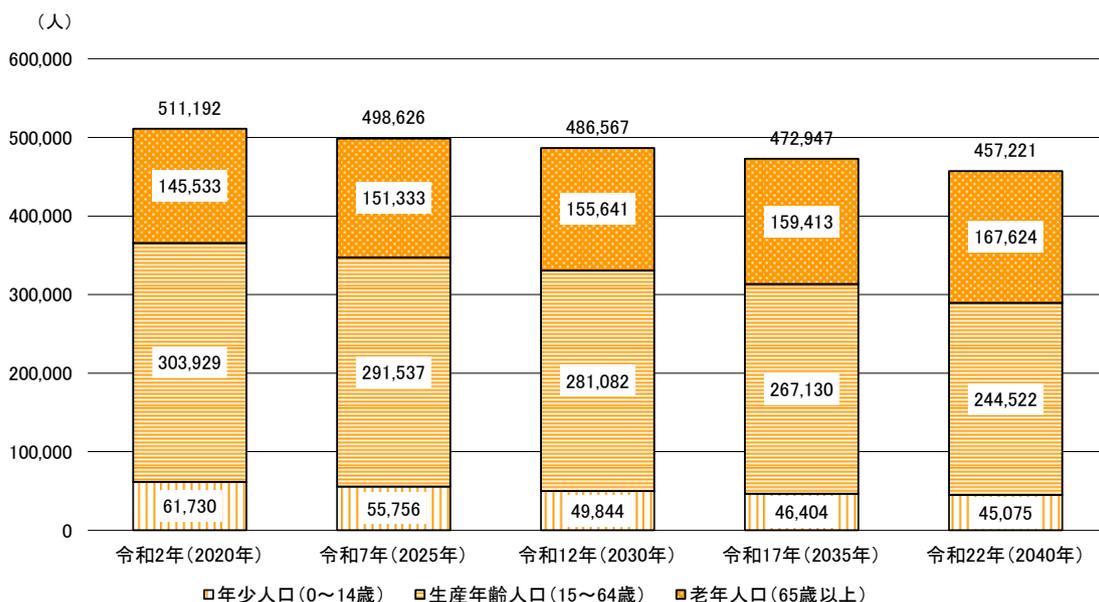


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

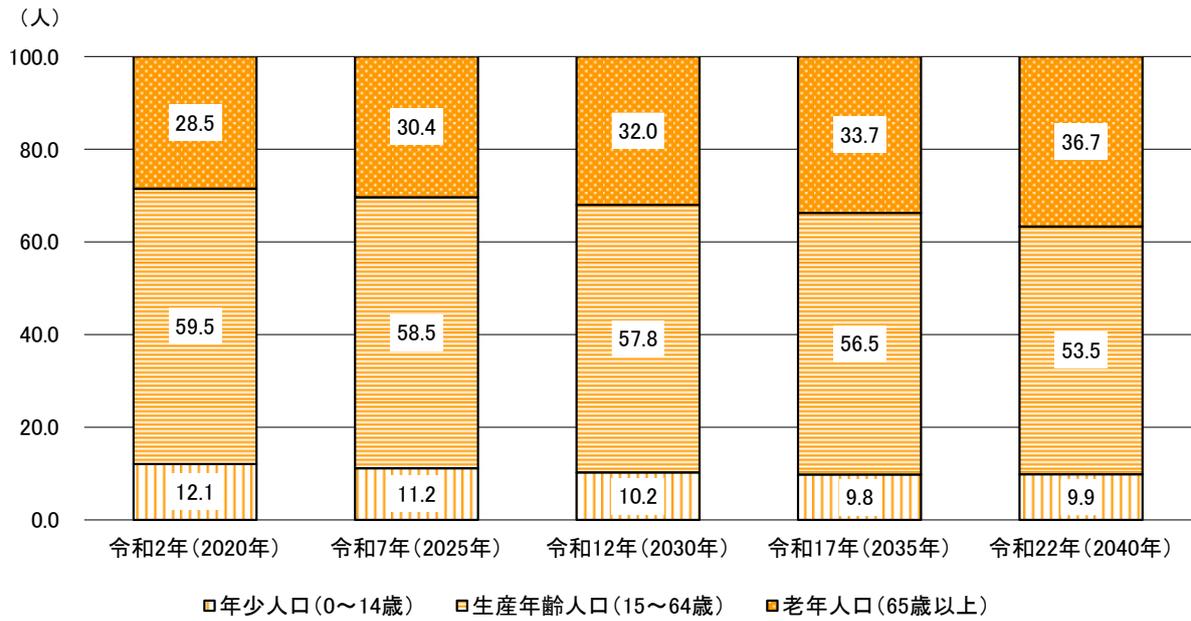
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から 53,971 人減少して 457,221 人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040年)には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

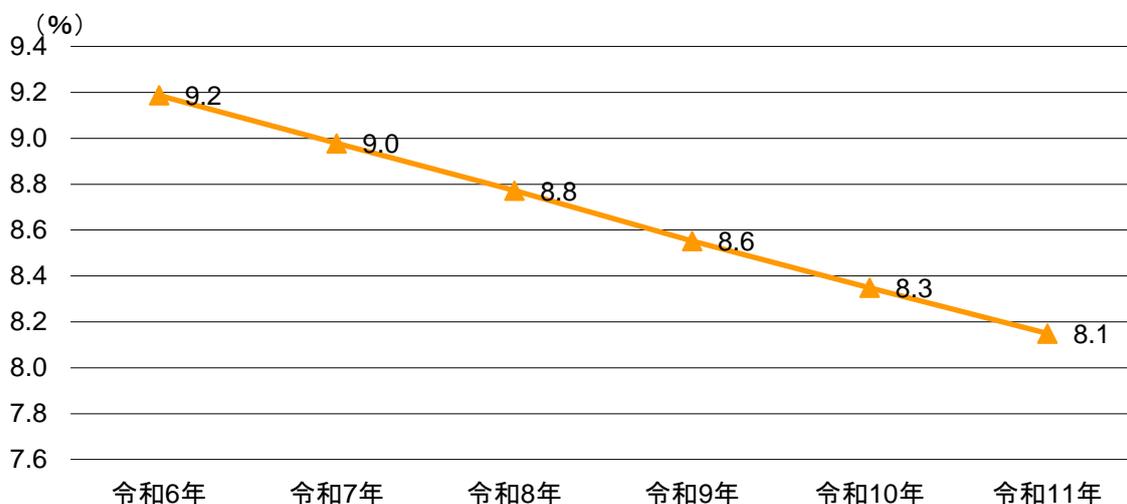
図表 5 推計児童人口の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0~11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0~5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6~11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料:令和2年~令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移

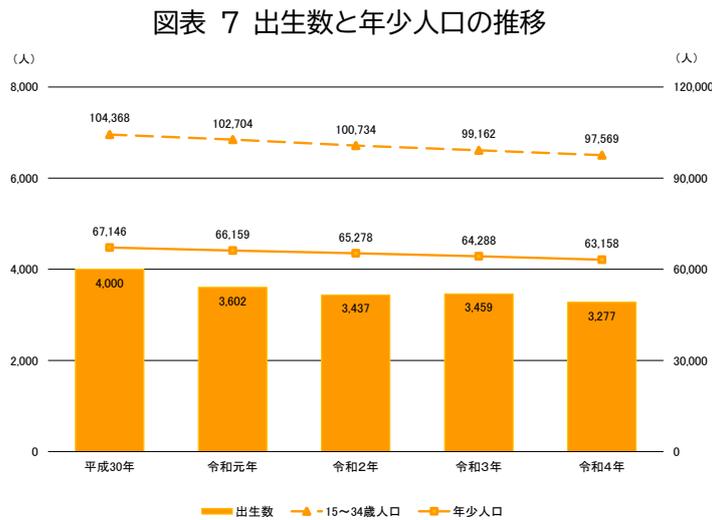


2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

(1) こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

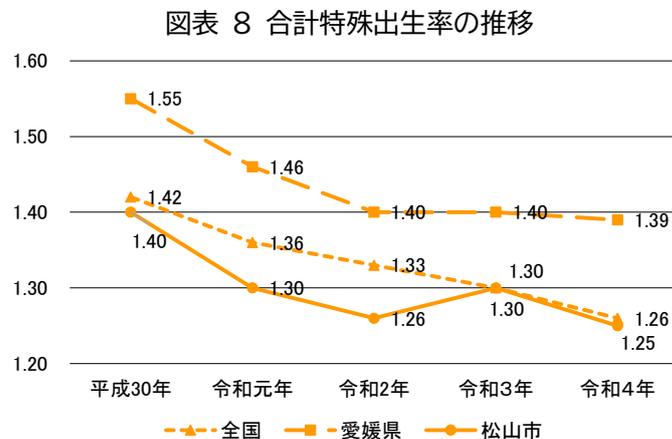


資料:【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15~34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。



資料:人口動態統計

③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

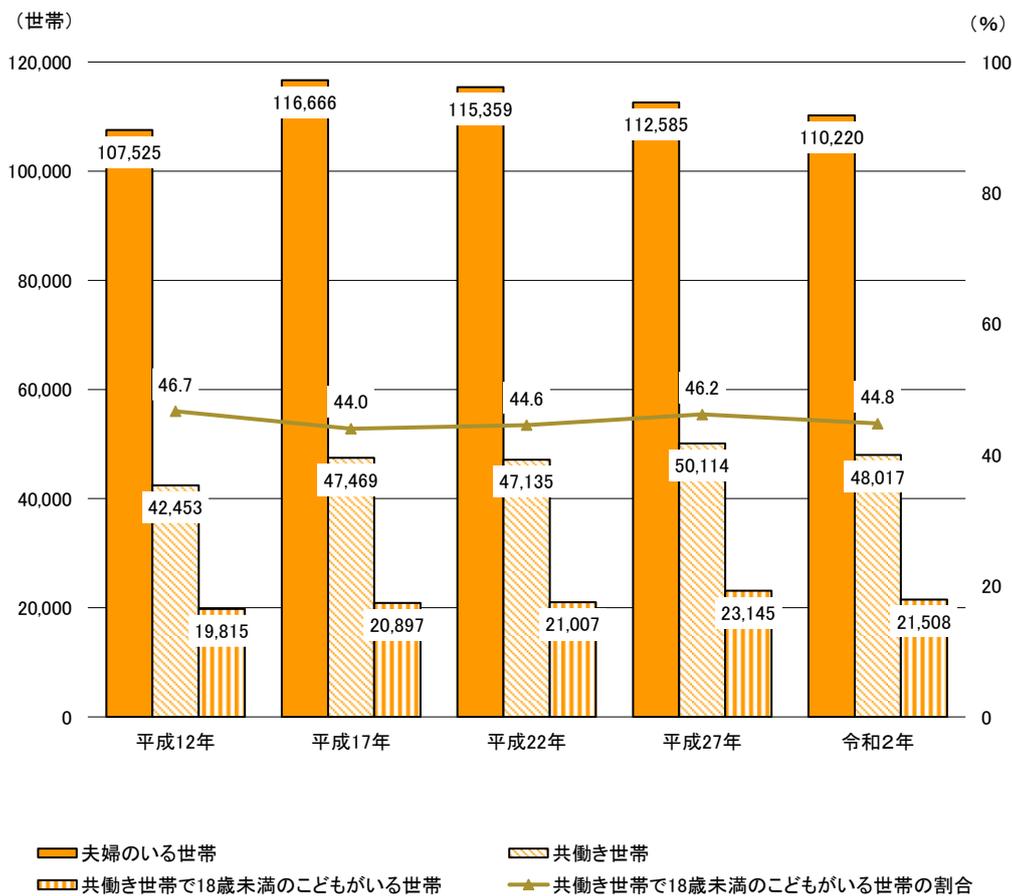
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料:国勢調査

⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位:人

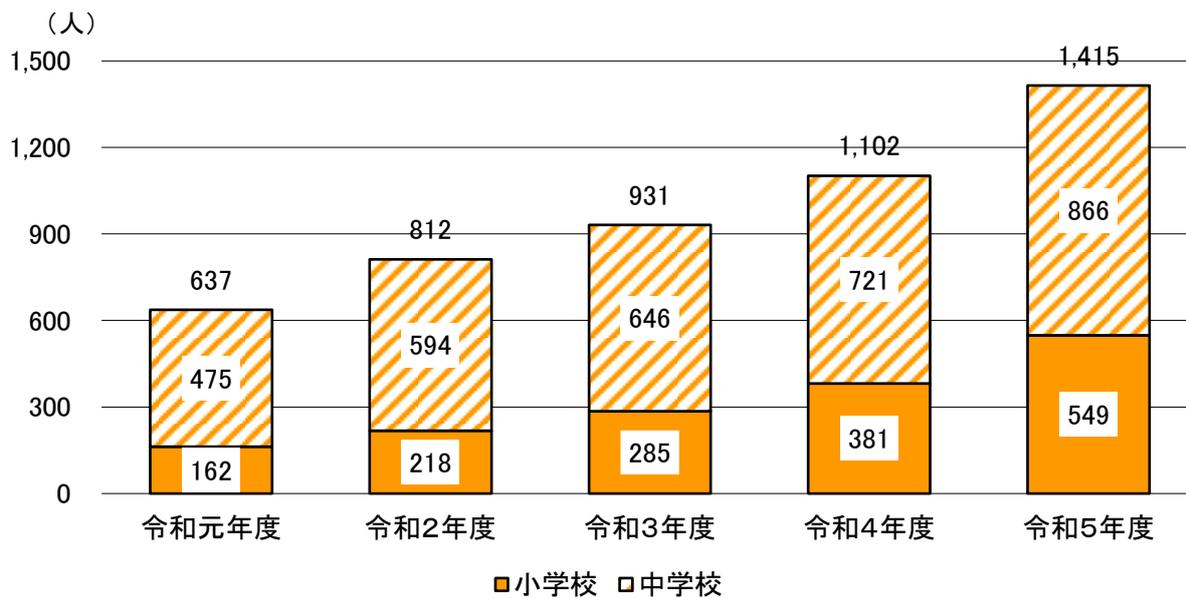
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料:松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童・生徒数(松山市)

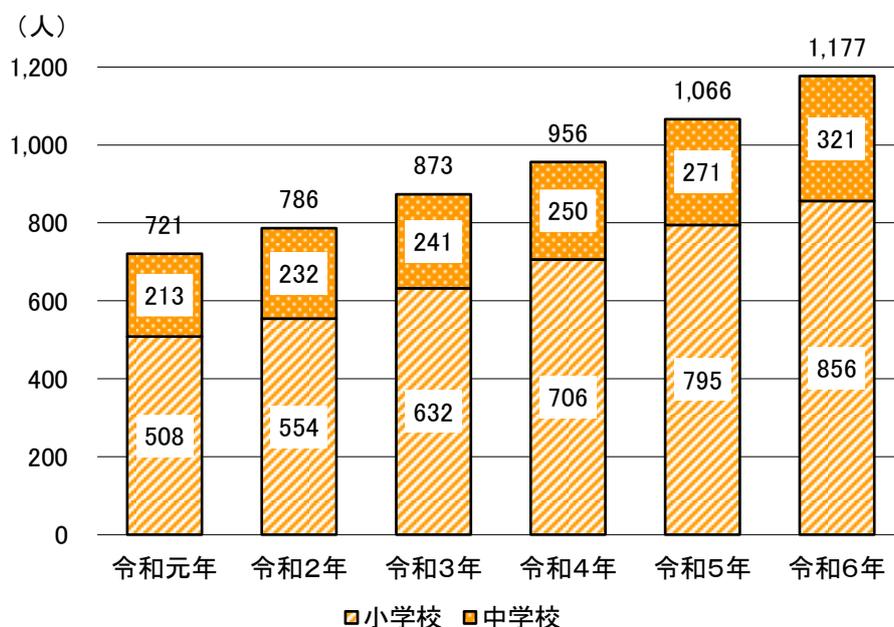


資料:松山市学校教育課

⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が 1,897 人、要支援児童が 1,373 人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

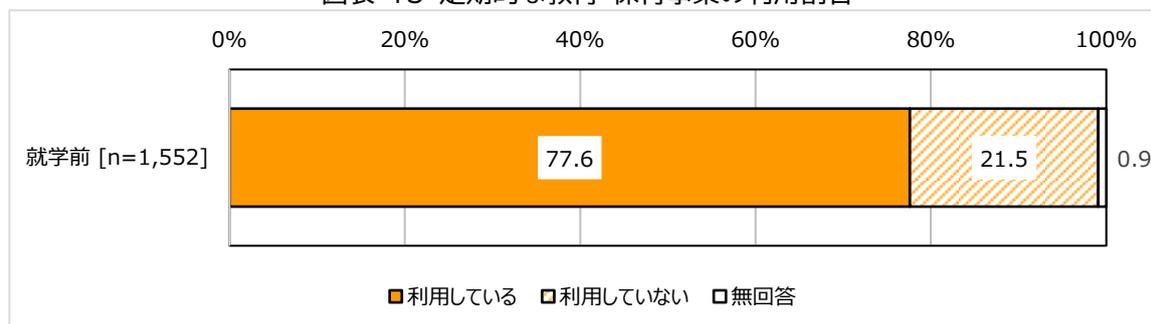
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

令和5年に実施した、子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 定期的な教育・保育事業の利用割合

定期的な教育・保育事業の利用割合は7割以上で、こどもの年齢が0～1歳では「保育所」や「認定こども園」、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

図表 15 定期的な教育・保育事業の利用割合



図表 16 定期的な教育・保育事業の利用割合(年齢別)

(単位: %)

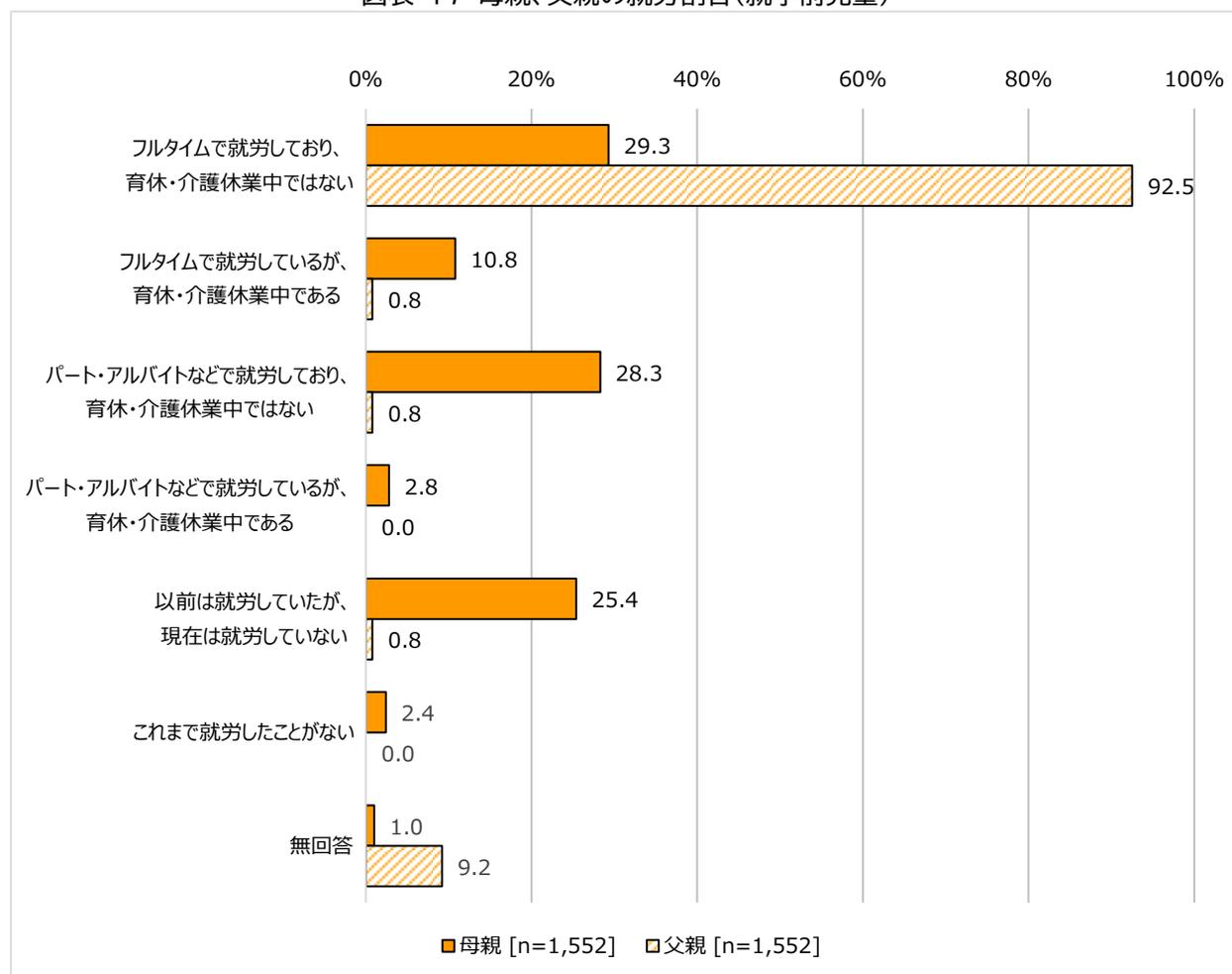
	全体 (人)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	保育所	認定こども園	地域型保育事業	企業主導型保育事業	障がい児支援施設	認可外保育施設	ベビーシッター	ファミリーサポートセンター	その他	無回答	
全体	1,204	30.6	11.2	23.9	33.0	2.5	6.6	2.5	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0	
対象の子ども	0歳	96	7.3	2.1	35.4	30.2	10.4	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0
	1歳	161	2.5	1.9	34.8	32.3	7.5	18.0	1.9	1.2	0.0	0.0	2.5	0.0
	2歳	208	19.7	5.3	31.3	31.7	3.8	8.7	3.4	1.4	0.0	0.5	1.9	0.0
	3歳	227	44.1	11.9	20.3	31.3	0.0	2.2	3.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.0
	4歳	242	42.6	19.0	16.9	33.5	0.0	4.1	2.9	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0
	5歳	263	43.0	16.7	16.7	36.1	0.0	1.1	2.3	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0

※「全体」は年齢が「無回答」の回答も含むため、0～5歳の回答者数の合計値と同じ値にならない。

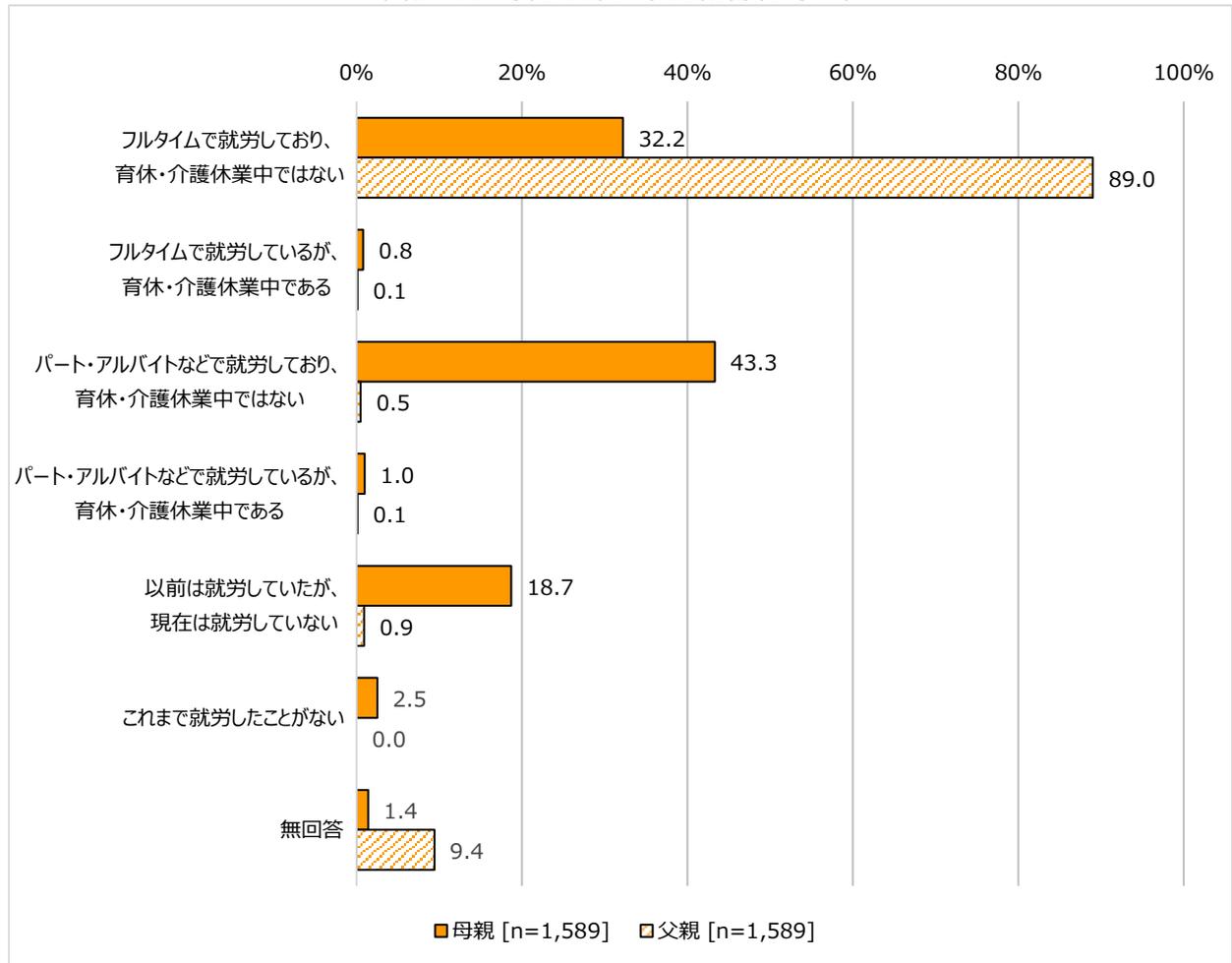
② 母親、父親の就労割合

母親、父親の就労割合は、就学前児童の母親が71.2%(フルタイムは40.1%)、父親が94.1%(フルタイムは93.3%)で、小学生の母親が77.3%(フルタイムは33.0%)、父親が89.7%(フルタイムは89.1%)でした。母親の就労割合が就学前児童より小学生で高くなる一方で、父親の就労割合は低くなっています。

図表 17 母親、父親の就労割合(就学前児童)



図表 18 母親、父親の就労割合(小学生)

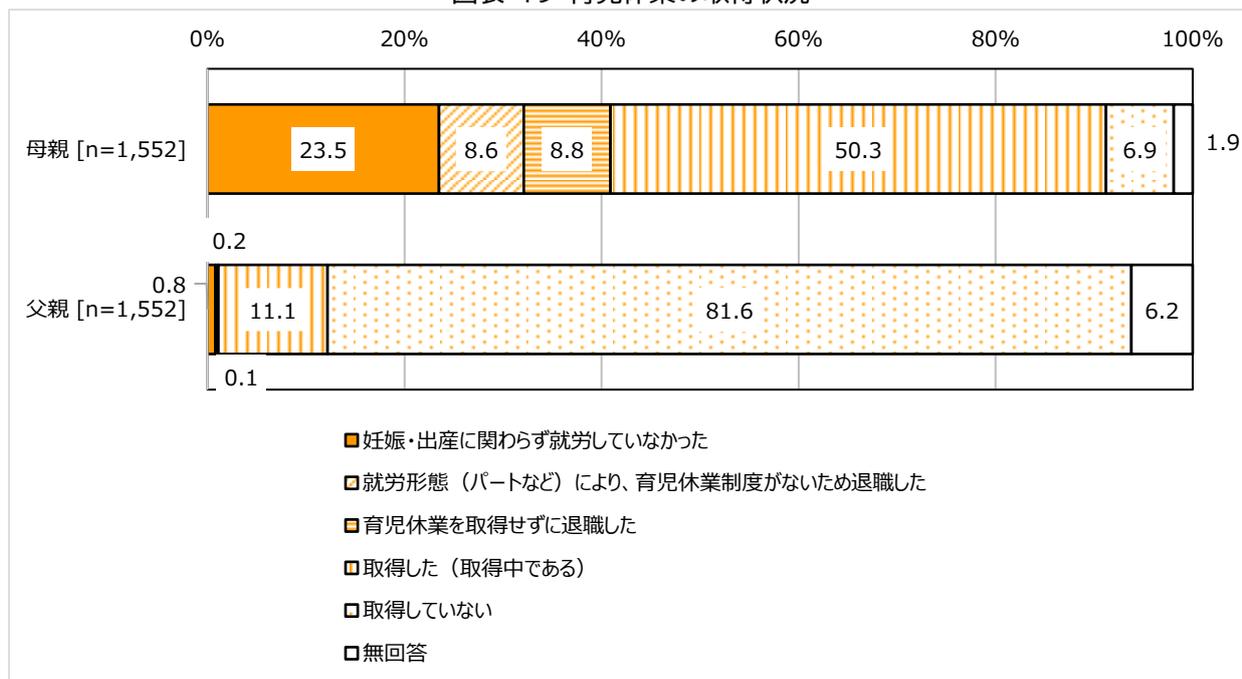


③ 育児休業の取得状況

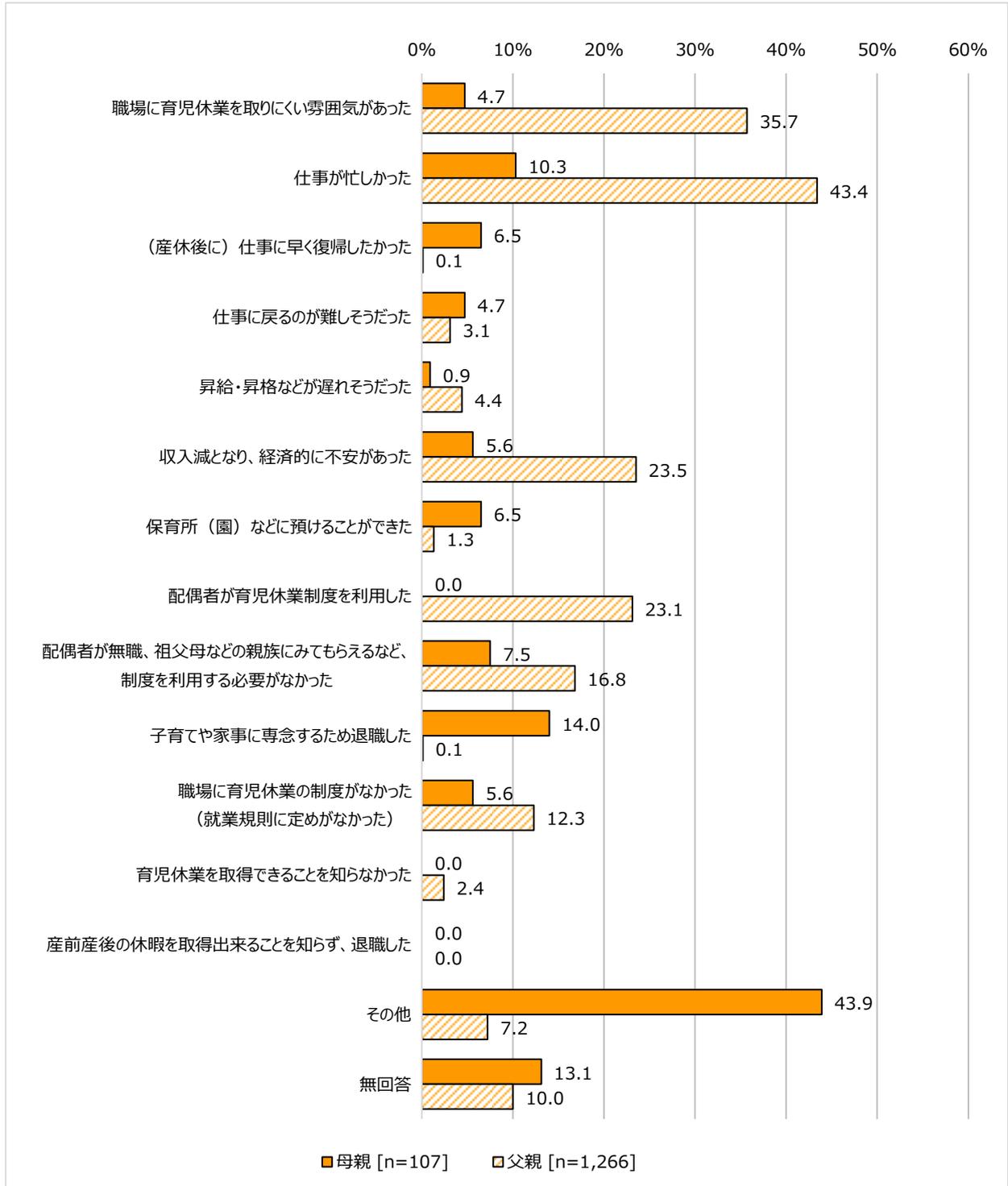
育児休業の取得状況(取得した(取得中である))は、母親が50.3%、父親は11.1%でした。

育児休業を取得していない理由は、母親は、「その他」が43.9%で最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(14.0%)が多く、父親は、「仕事が忙しかった」(43.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.7%)が多くなっています。

図表 19 育児休業の取得状況



図表 20 育児休業を取得していない理由



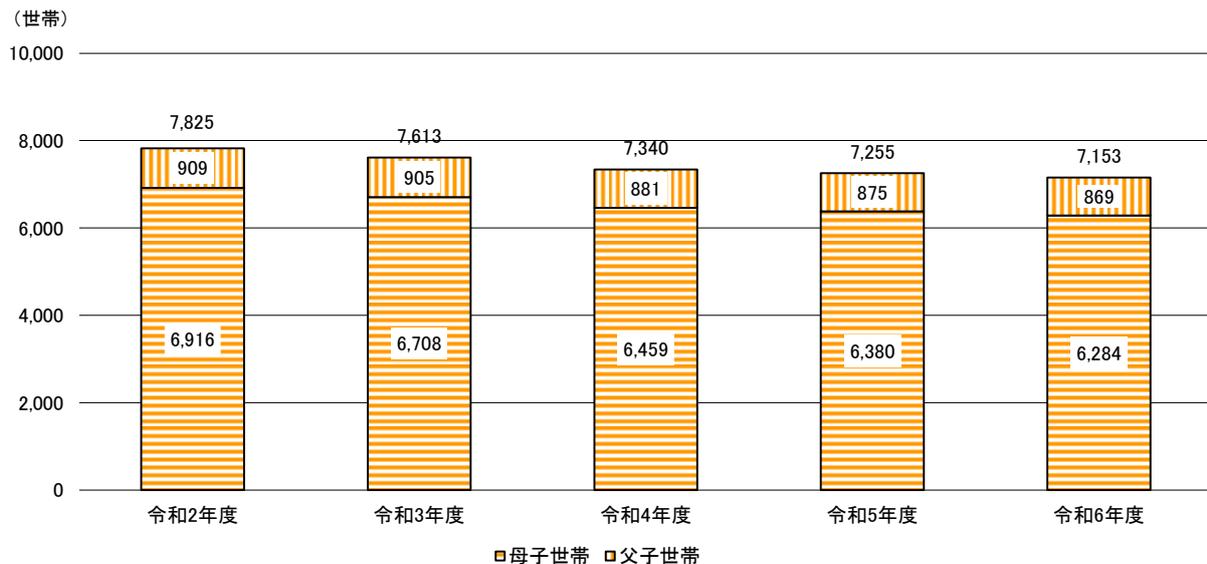
3. ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) ひとり親家庭やこどもの貧困等の現状

① ひとり親世帯数の推移

令和6年度の母子世帯は6,284世帯、父子世帯は869世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は年々減少傾向にあります。

図表 21 ひとり親世帯数の推移

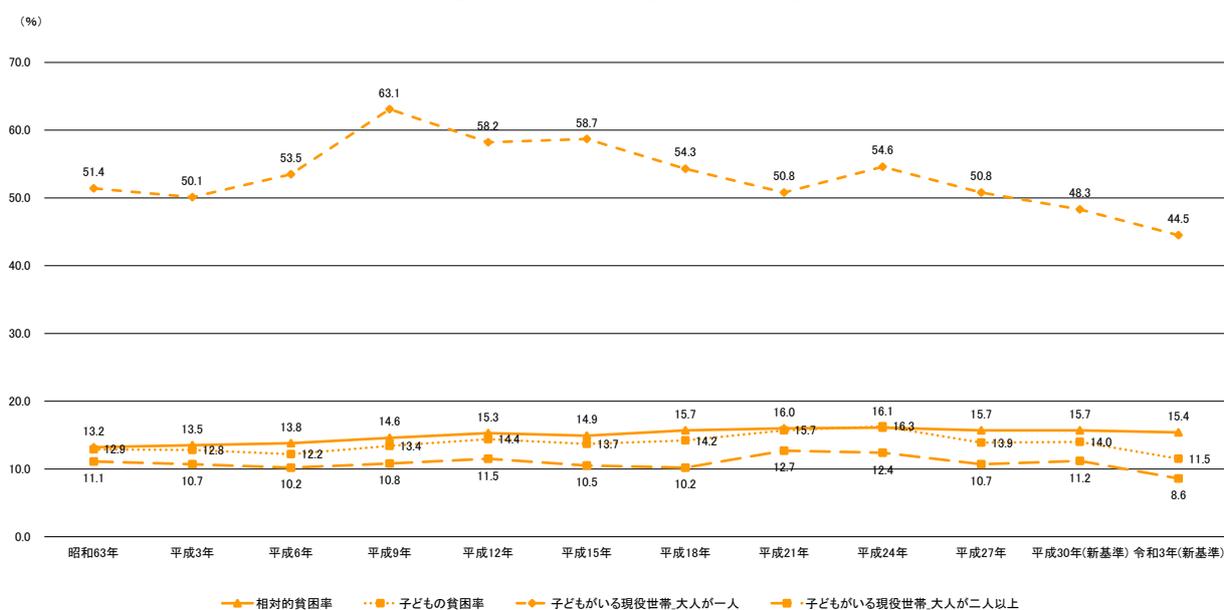


資料:松山市推計人口、福祉事務所の概要(各年度4月1日現在)

② 国内のこどもの貧困率

令和3年の「こどもの貧困率」は11.5%となっています。「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」(ひとり親世帯)の世帯は44.5%、「大人が二人以上」の世帯は8.6%となっています。

図表 22 こどもの貧困率の推移



資料: 国民生活基礎調査(各年)

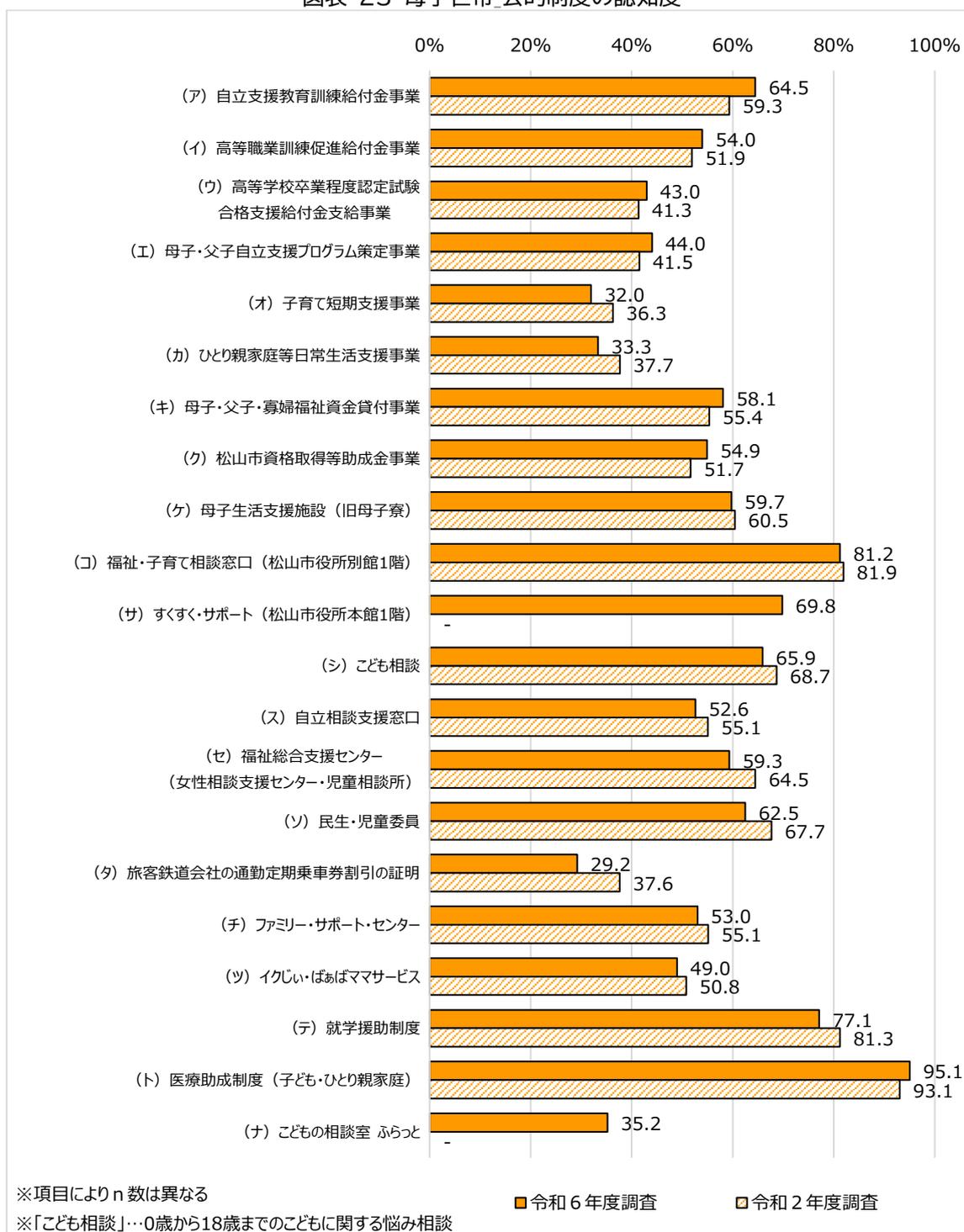
(2) ひとり親世帯実態調査結果

令和6年に実施した、ひとり親世帯実態調査の主な結果は以下のとおりです。

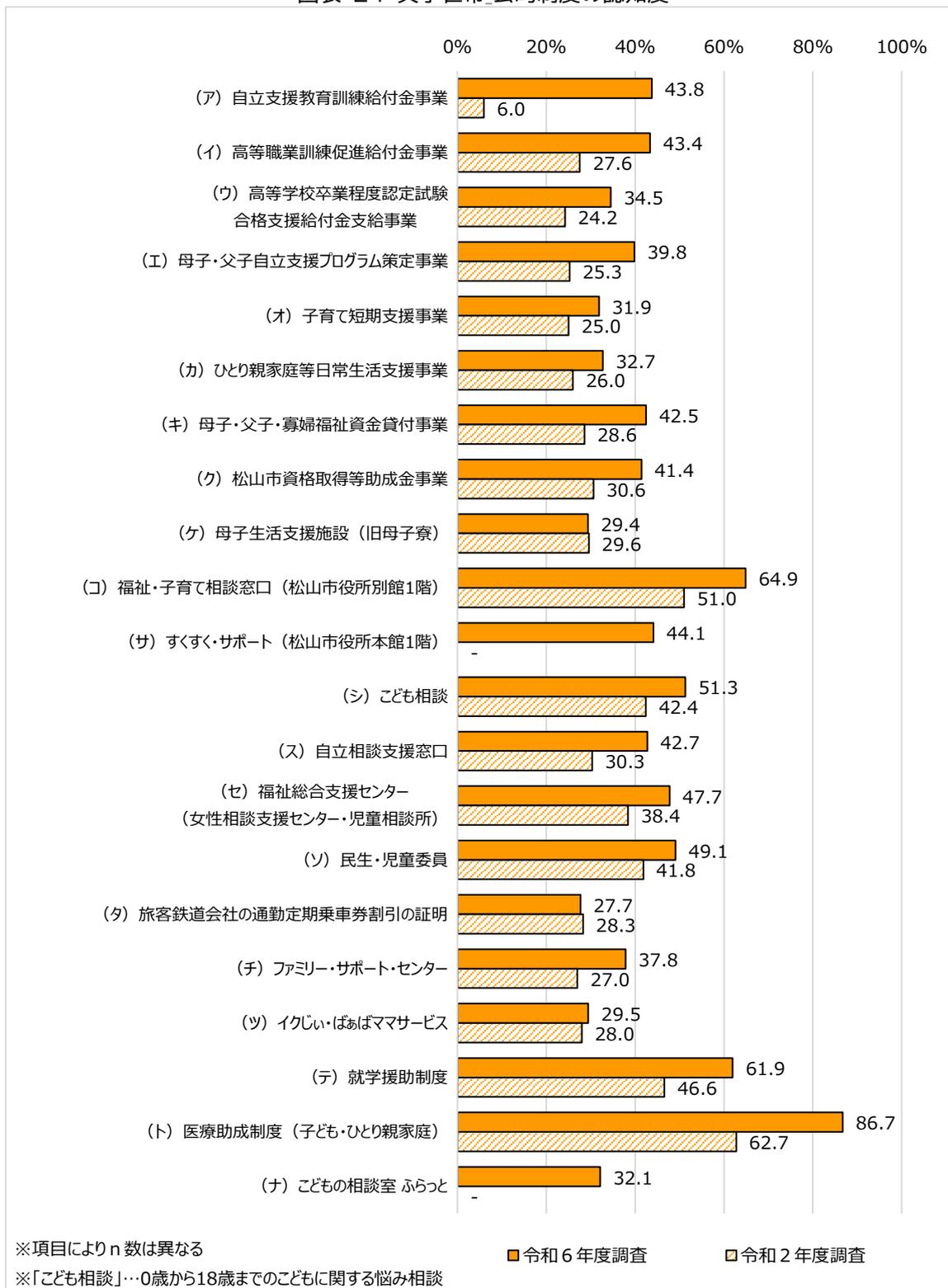
① 公的制度の認知度

こどもの預かりを行う「子育て短期支援事業」や家事のサポートを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は母子世帯、父子世帯ともに30%程度となっています。

図表 23 母子世帯 公的制度の認知度



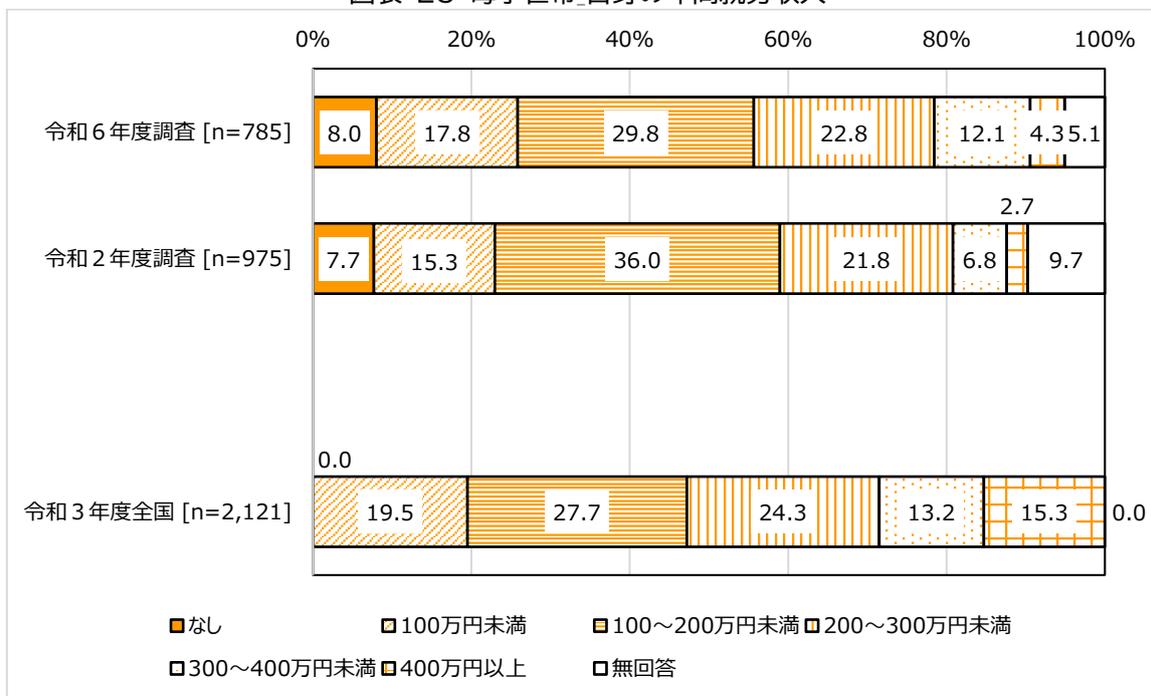
図表 24 父子世帯 公的制度の認知度



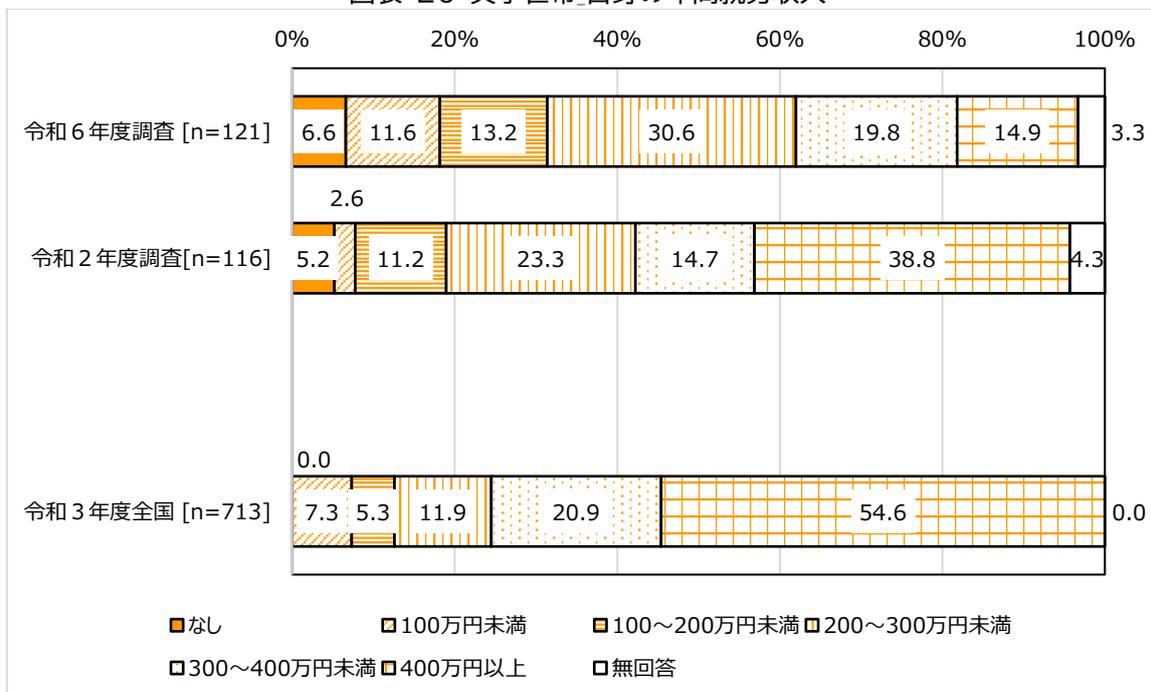
② 自身の年間就労収入

自身の年間就労収入が300万円未満の割合が、母子世帯は78.4%、父子世帯は62.0%となっており、父子世帯では、令和2年度調査より割合が高くなっています。

図表 25 母子世帯_自身の年間就労収入



図表 26 父子世帯_自身の年間就労収入

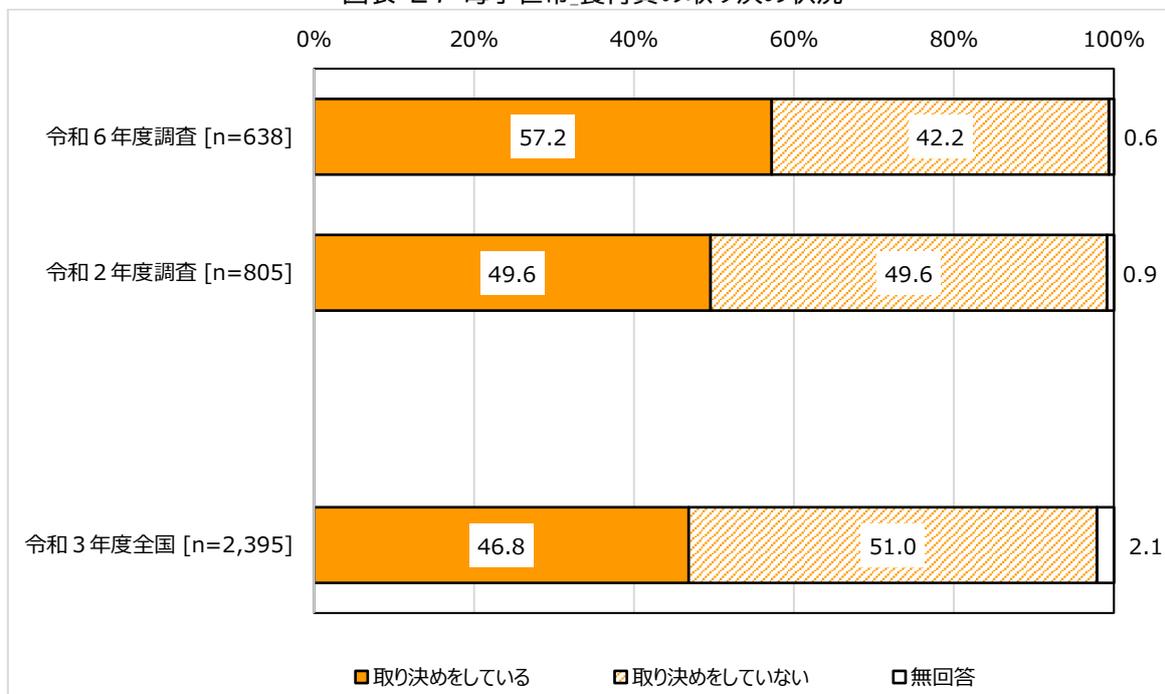


※全国調査では、「なし」の選択肢は設定されていない。

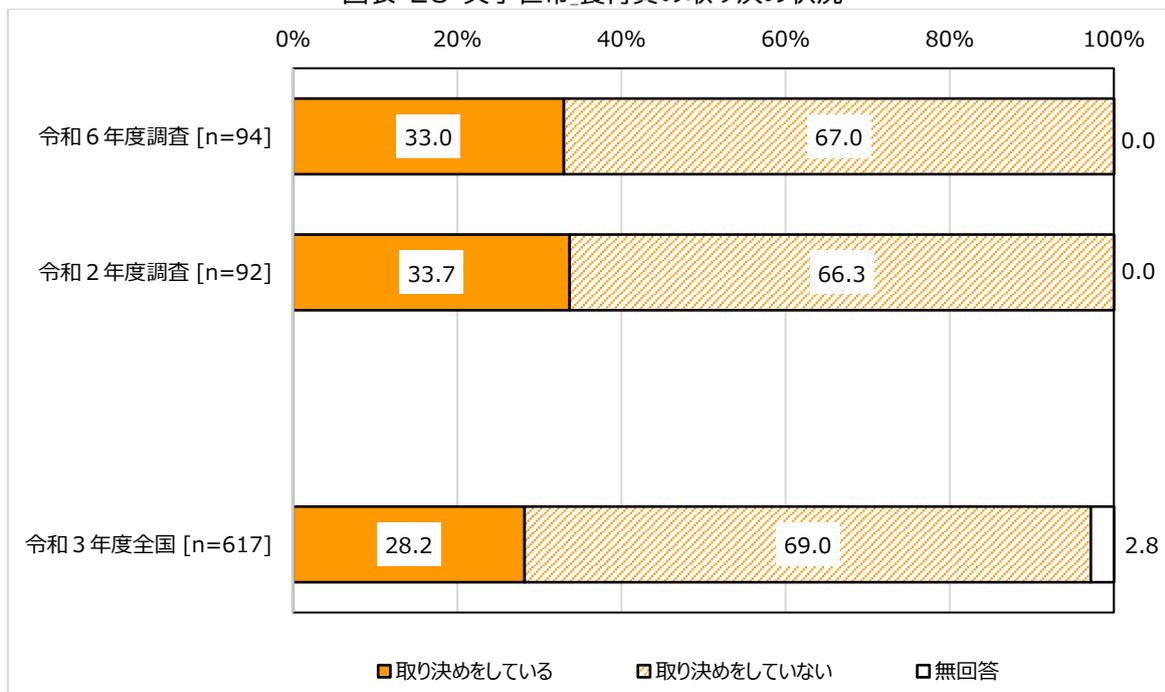
③ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決めについて、母子世帯の42.2%、父子世帯の67.0%が取り決めをしていない状況です。

図表 27 母子世帯 養育費の取り決め状況



図表 28 父子世帯 養育費の取り決め状況



4. 成育医療等の現状

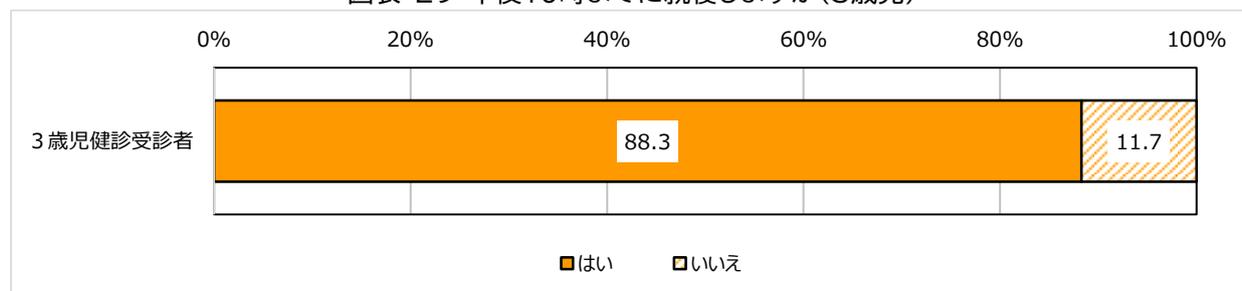
各種アンケート調査及び令和4年度松山市母子保健のデータから、成育サイクル(周産期、乳幼児期、学童期、思春期、全成育期)の主な特徴は以下のとおりです。

(1) 生活習慣

① 睡眠が十分にとれていると思うか

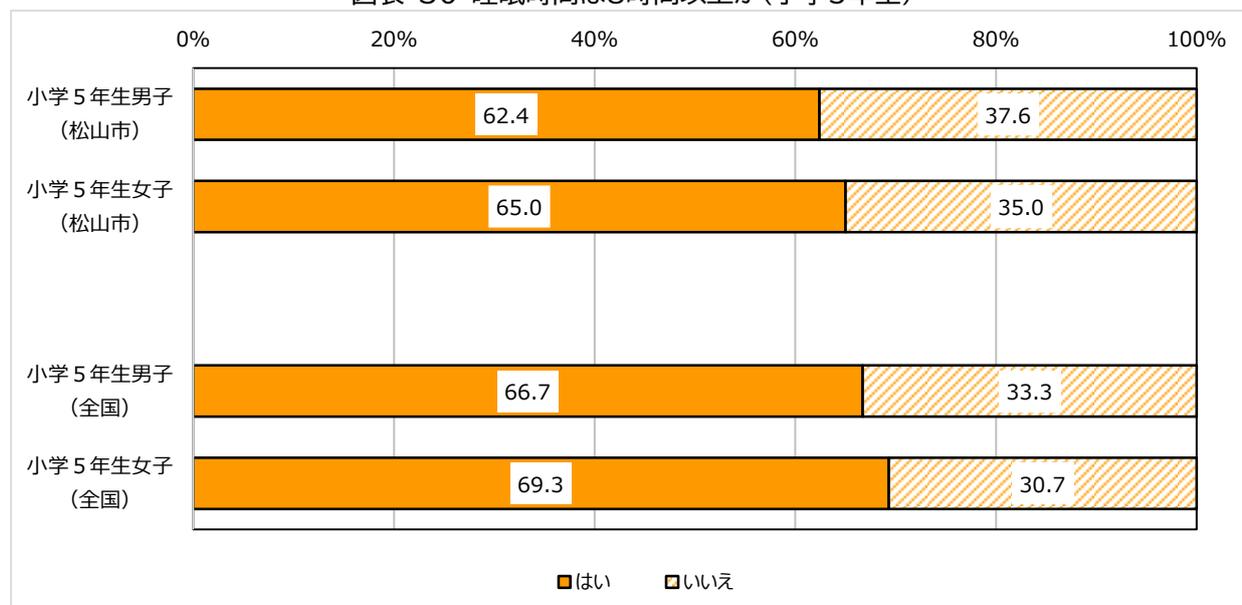
「睡眠が十分にとれている」のは、3歳児で88.3%、小学5年生で62~65%、中学2年生では男子25.8%、女子16.5%、15-17歳で38.6%、18-39歳で49.7%、妊婦で66.6%となっています。

図表 29 午後10時までに就寝しますか(3歳児)



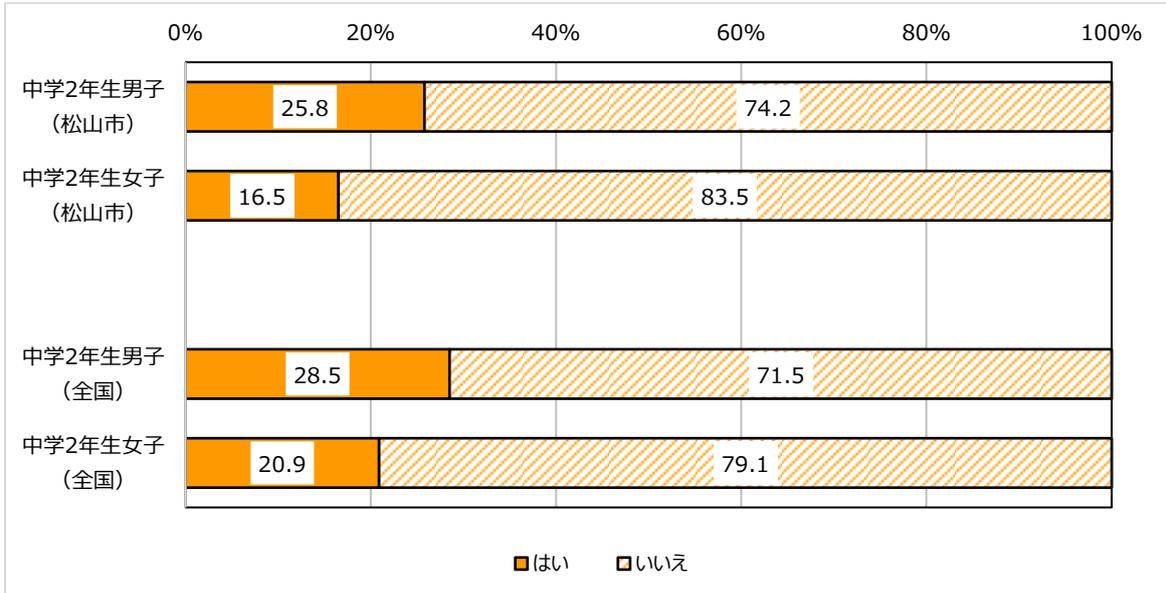
資料:3歳児健康診査受診者問診票(令和4年度4~7月、令和5年度12~3月)

図表 30 睡眠時間は8時間以上か(小学5年生)



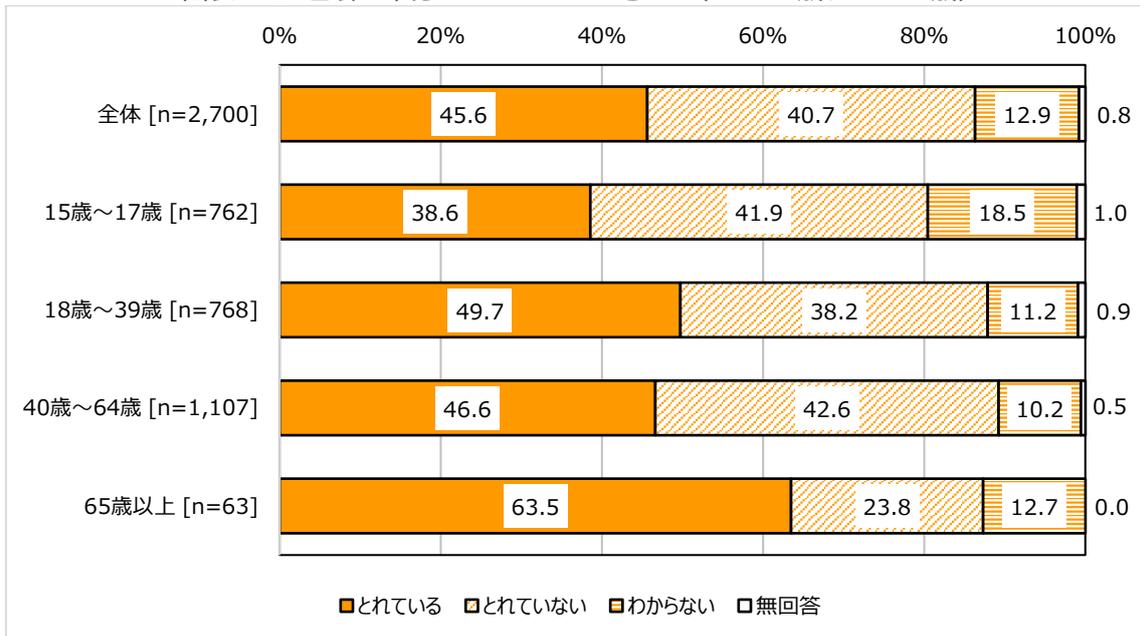
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査

図表 31 睡眠時間は8時間以上か(中学2年生)



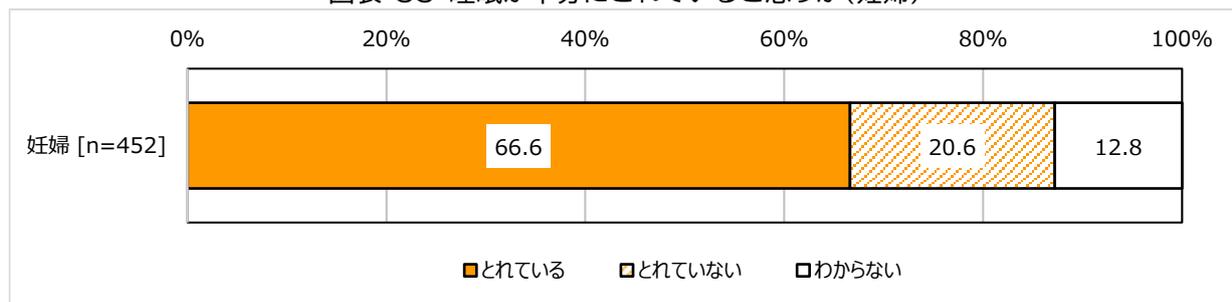
資料:スポーツ庁 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

図表 32 睡眠が十分にとれていると思うか(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 33 睡眠が十分にとれていると思うか(妊婦)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(妊婦調査)

(2) 適切な健診受診

① 健診受診率

各健診の受診率は、妊婦健診96.8%(令和5年度)、乳児健診(3-4か月児)98.3%、幼児健診(1歳6か月児)82.6%、幼児健診(3歳児)80.3%です。乳児健診は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えによって受診率が低くなっています。

図表 34 妊婦一般健康診査 受診状況の推移

年度	受診券交付数 (枚)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和元	18,355	17,601	95.9
2	18,354	17,141	93.4
3	17,611	16,696	94.8
4	16,273	15,873	97.5
5	14,896	14,426	96.8

資料:松山市保健衛生年報 令和6年版(令和5年度統計)

図表 35 乳幼児の健康診査の受診率(令和4年度)

		松山市	愛媛県	国
乳児	3-4か月児	98.3% ^{※1}	94.5% ^{※1}	96.1% ^{※2※3}
幼児	1歳6か月児	82.6%	91.2%	96.3% ^{※3}
	3歳児	80.3%	89.9%	95.7% ^{※3}

資料:(県・市)令和4年度 母子保健報告

(乳幼児健康診査の医療機関に委託している乳児一般健康診査の受診率)

※1:乳児3~6か月児の数値

(国)厚生労働省 令和4年度地域保健・健康増進事業報告

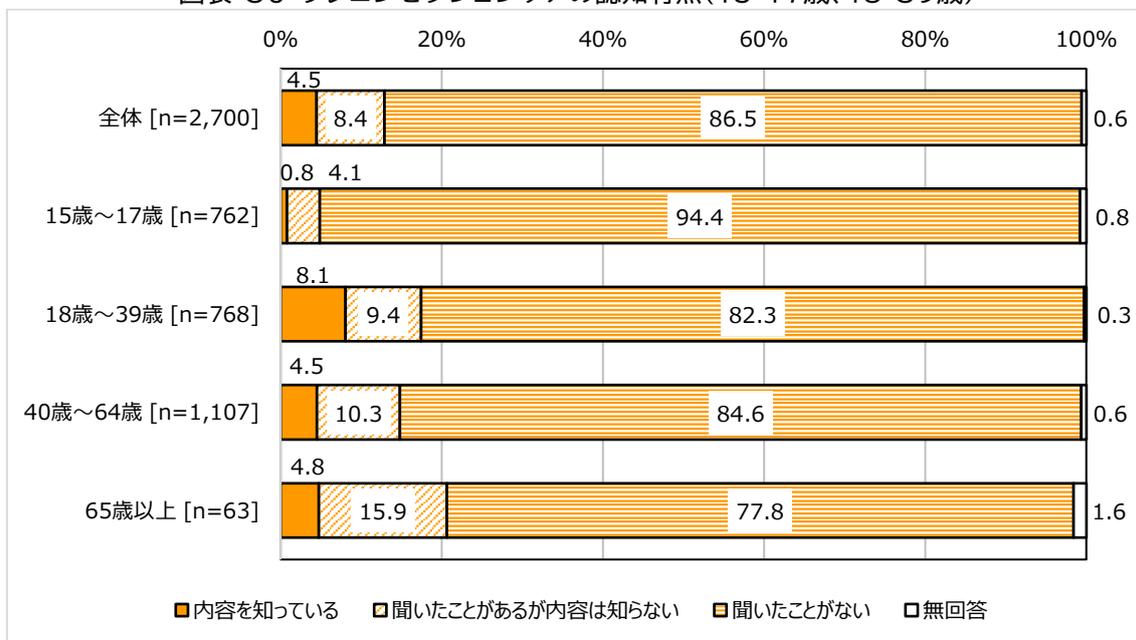
※2:乳児3~5か月児の数値

※3:受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村除く)

② プレコンセプションケアの認知度

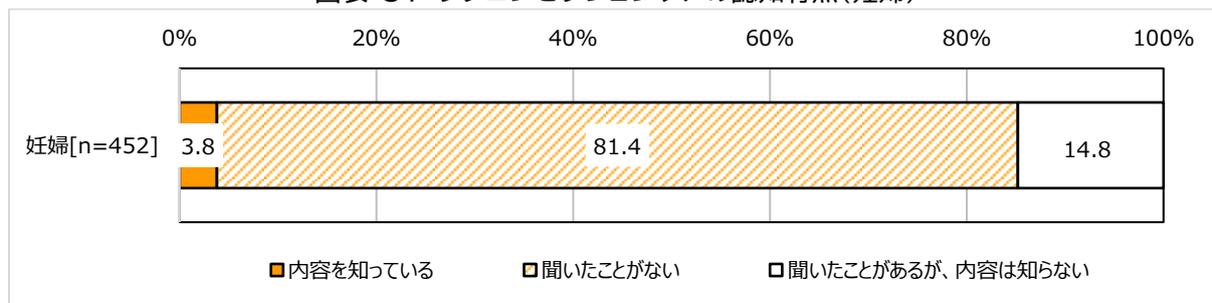
プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)の認知度は、「内容を知っている」は15-17歳で0.8%、18-39歳で8.1%、妊婦で3.8%といずれも低い状況です。

図表 36 プレコンセプションケアの認知有無(15-17歳、18-39歳)



資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(高校生以上調査)

図表 37 プレコンセプションケアの認知有無(妊婦)

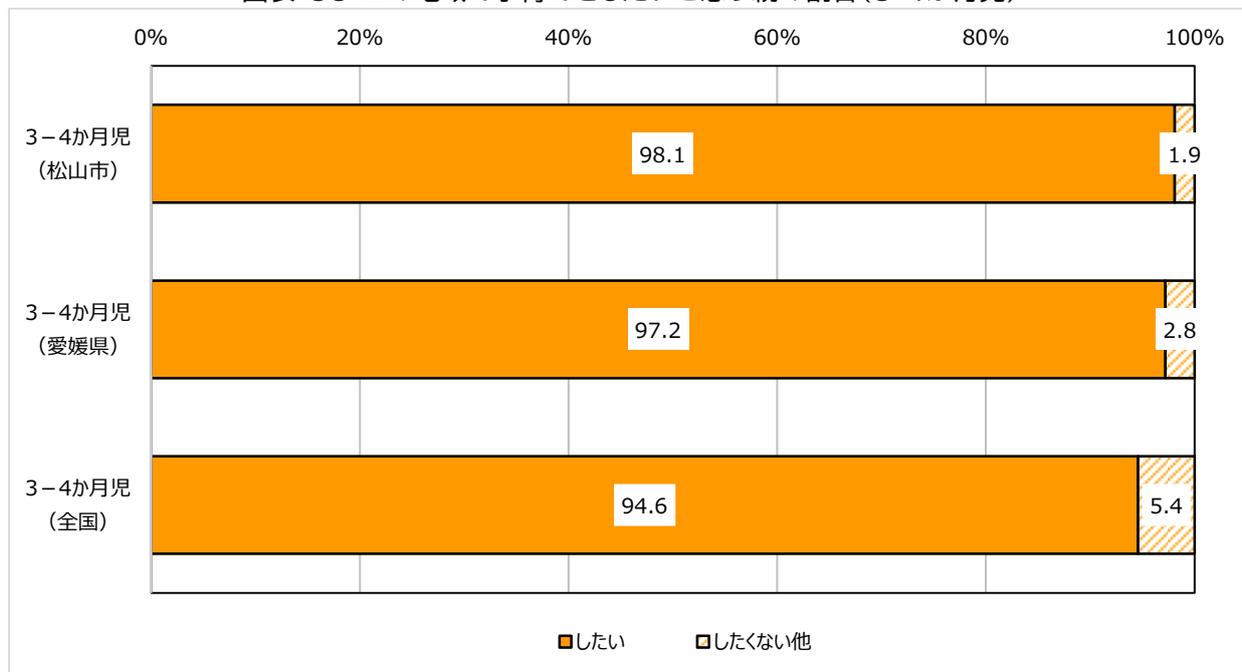


資料:松山市こども計画策定のためのアンケート調査(妊婦調査)

③ この地域で子育てをしたいと思う親の割合

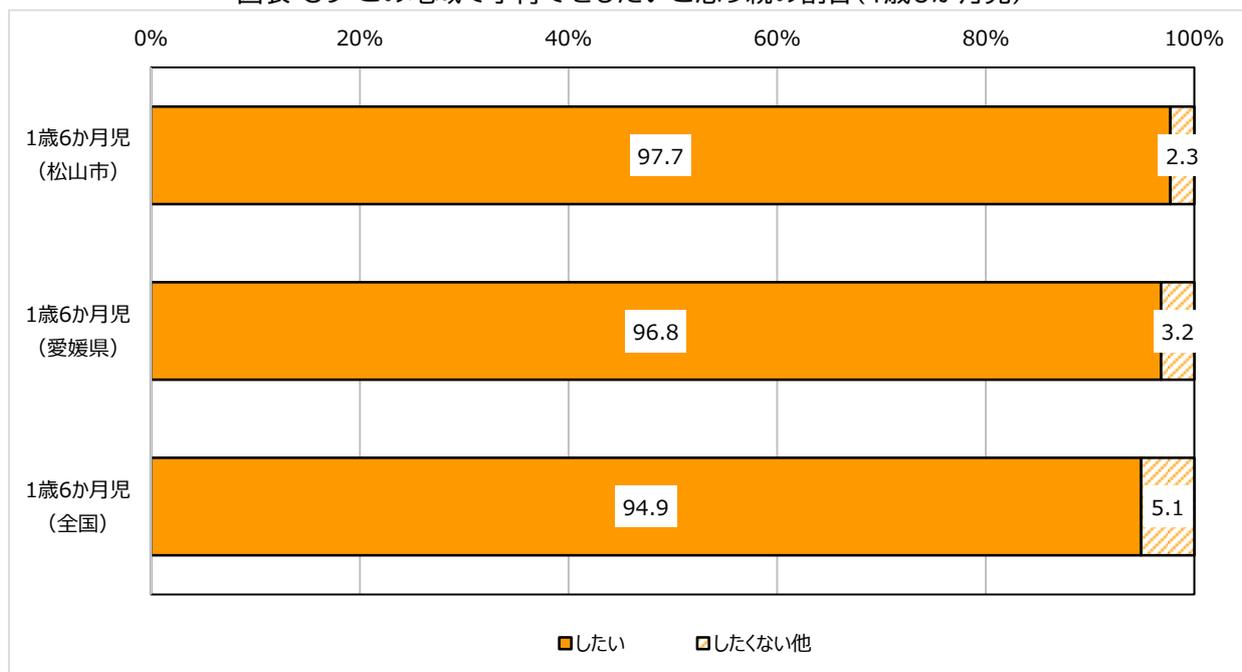
「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は、3-4か月児で98.1%、1歳6か月児で97.7%、3歳児で98.2%といずれの時期も県や国よりも高い状況です。

図表 38 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3-4か月児)



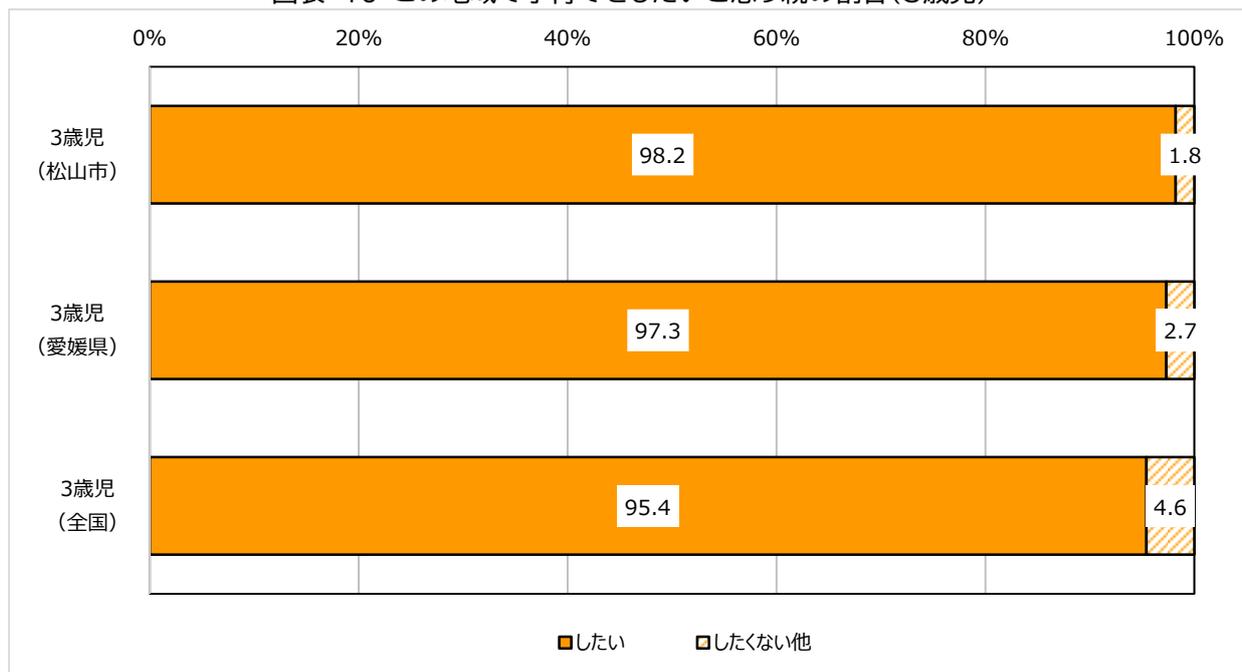
資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 39 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(1歳6か月児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

図表 40 この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3歳児)



資料:令和4年度 乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)

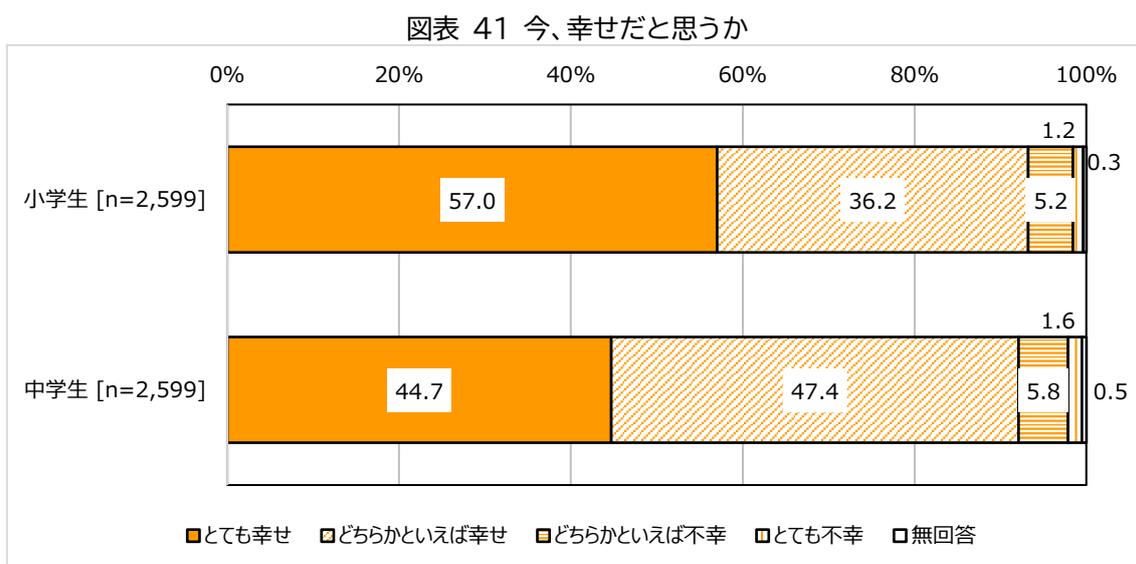
5. こども・若者の意識の現状

(1) 小・中学生アンケート調査結果

令和6年に実施した、小・中学生アンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 今、幸せだと思うか

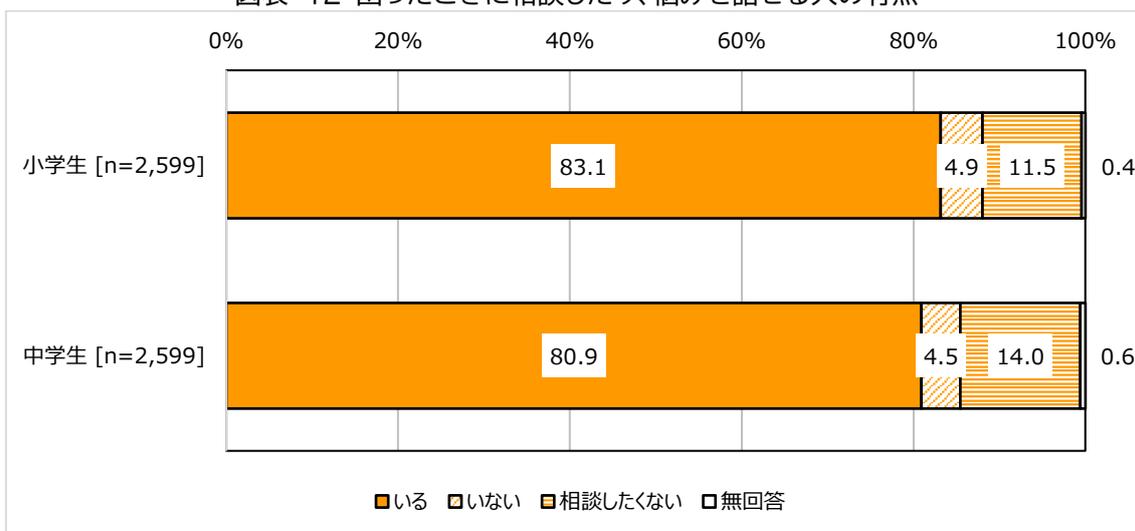
小学生、中学生ともに、幸せ(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)だと思う人は90%を超えています。



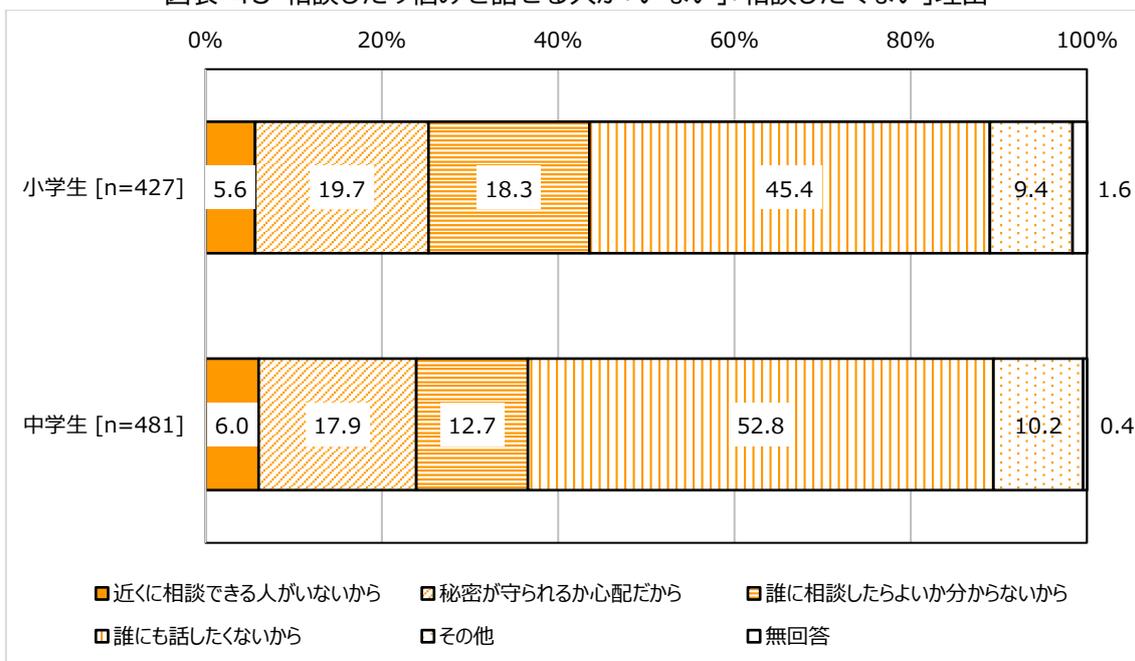
② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

小学生、中学生ともに、困ったときに相談したり、悩みを話せる人が80%以上いる一方で、15%程度が相談したり、悩みを話せる人がいない、相談したくないとなっています。その理由は、小学生、中学生いずれも「誰にも話したくないから」が最も高く(小学生45.4%、中学生52.8%)、次いで「秘密が守られるか心配だから」(小学生19.7%、中学生17.9%)、「誰に相談したらよいか分からないから」(小学生18.3%、中学生12.7%)となっています。

図表 42 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



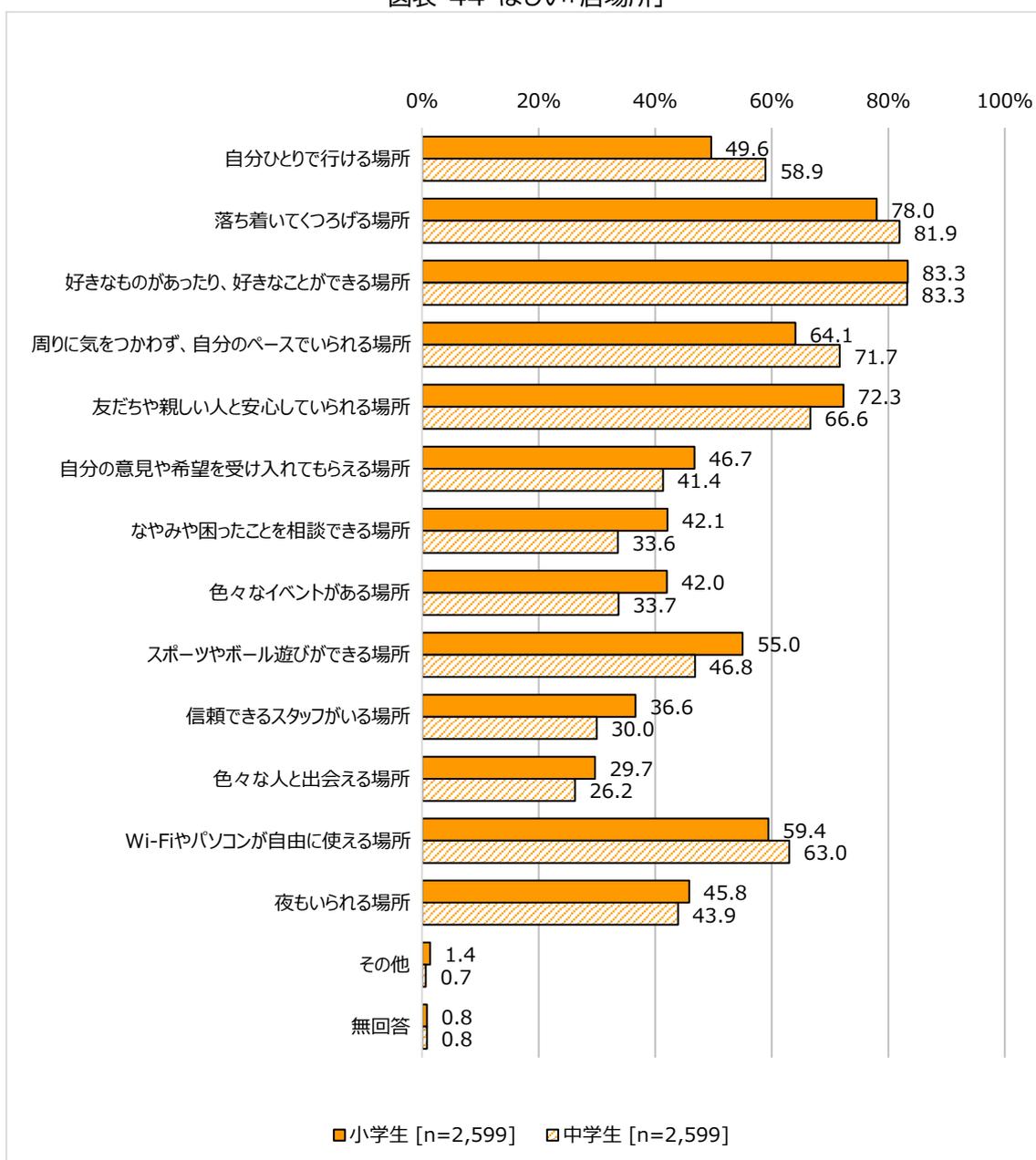
図表 43 相談したり悩みを話せる人が「いない」「相談したくない」理由



③ ほしい「居場所」

ほしい「居場所」は、小学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が78.0%、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が72.3%、中学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が83.3%、「落ち着いてくつろげる場所」が81.9%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が71.7%となっています。

図表 44 ほしい「居場所」



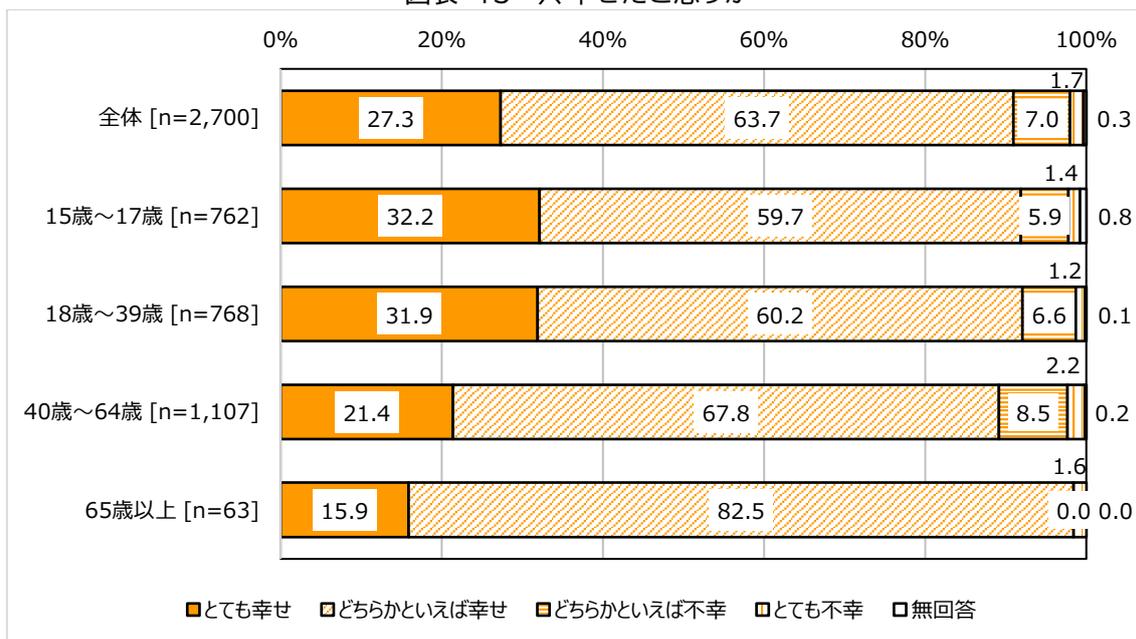
(2) 高校生以上アンケート調査結果

令和6年に実施した、高校生以上アンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 今、幸せだと思うか

いずれの年代も「幸せ」(「とても幸せ」+「どちらかといえば幸せ」)が90%程度となっています。一方で、「不幸」(「とても不幸」+「どちらかといえば不幸」)については、40歳～64歳で10%程度、15歳～39歳で7%程度となっています。

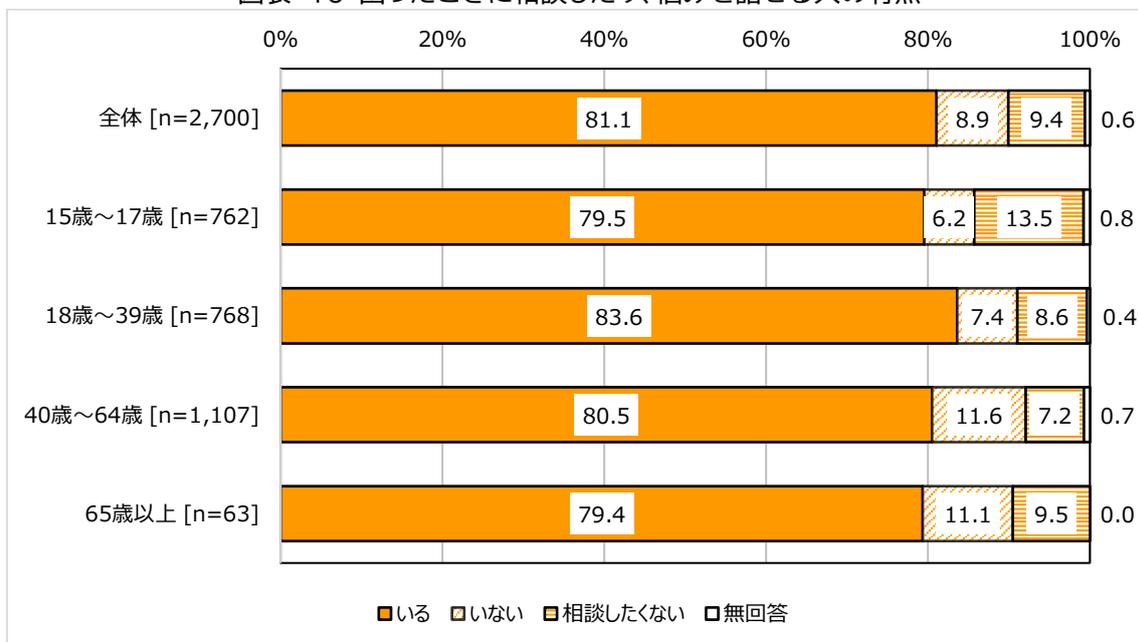
図表 45 今、幸せだと思うか



② 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無

困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無は、全体では、「いる」が81.1%、「いない」が8.9%、「相談したくない」が9.4%となっています。

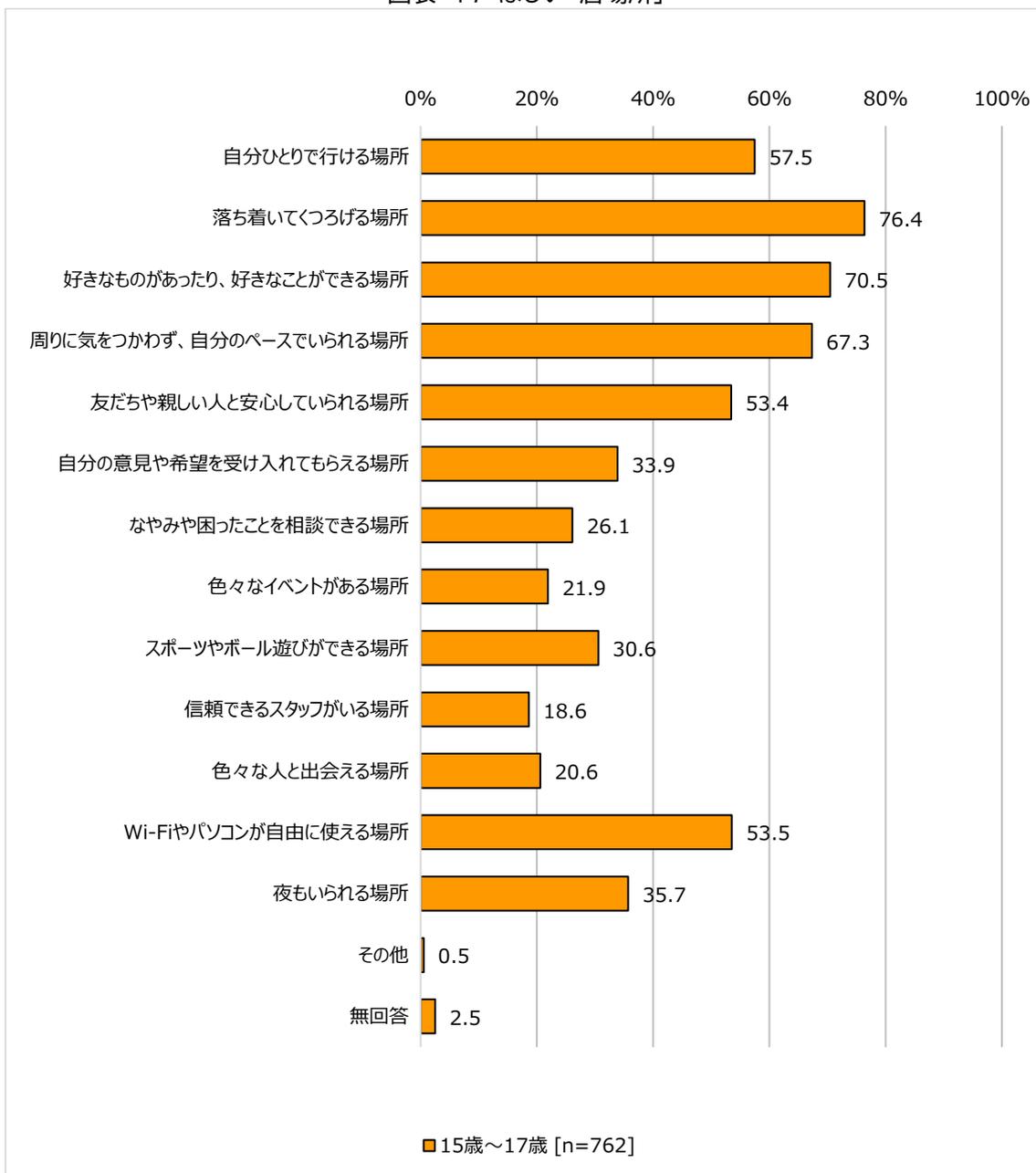
図表 46 困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無



③ ほしい「居場所」

ほしい居場所は「落ち着いてくつろげる場所」が76.4%、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が70.5%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が67.3%となっています。

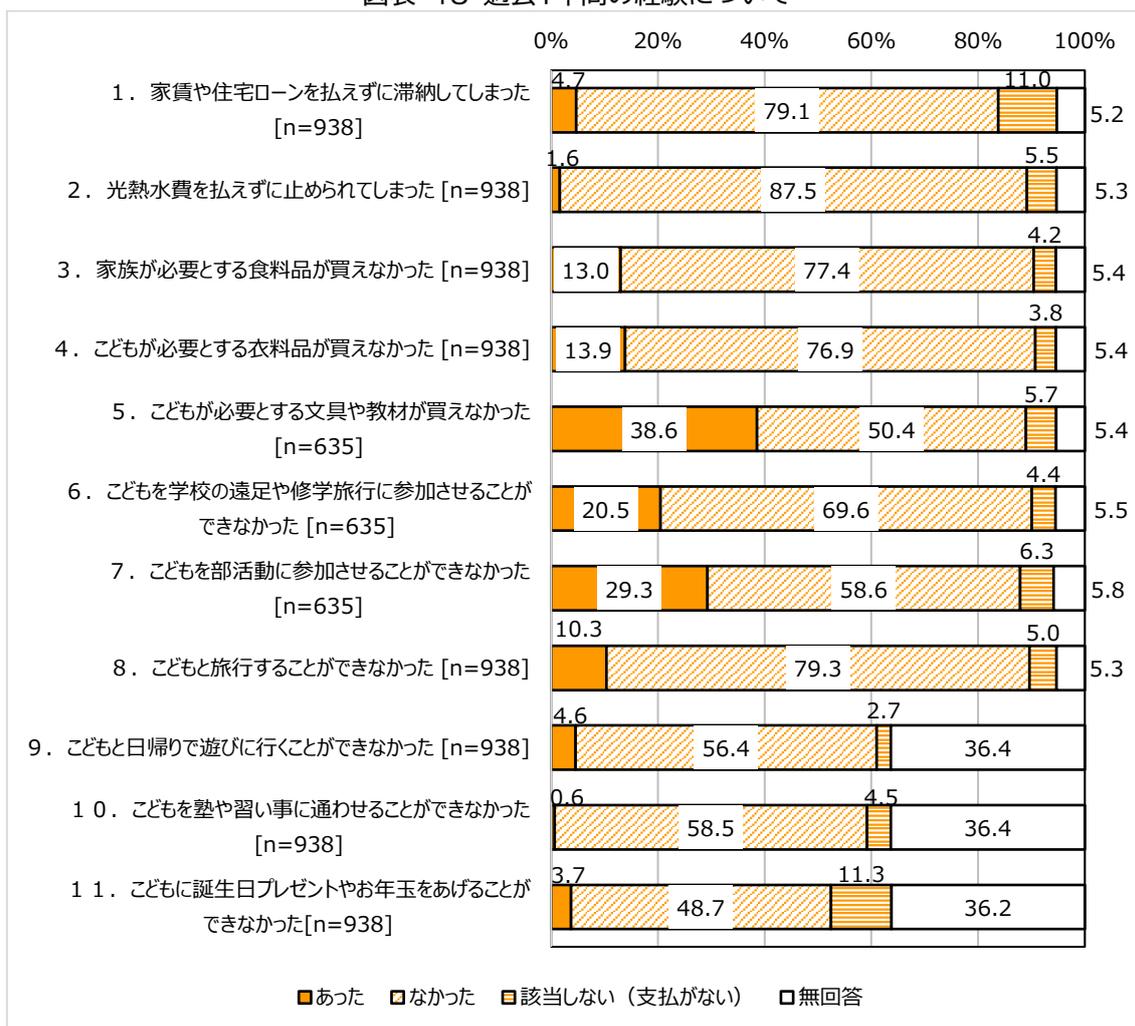
図表 47 ほしい「居場所」



④ 過去1年間の経験について

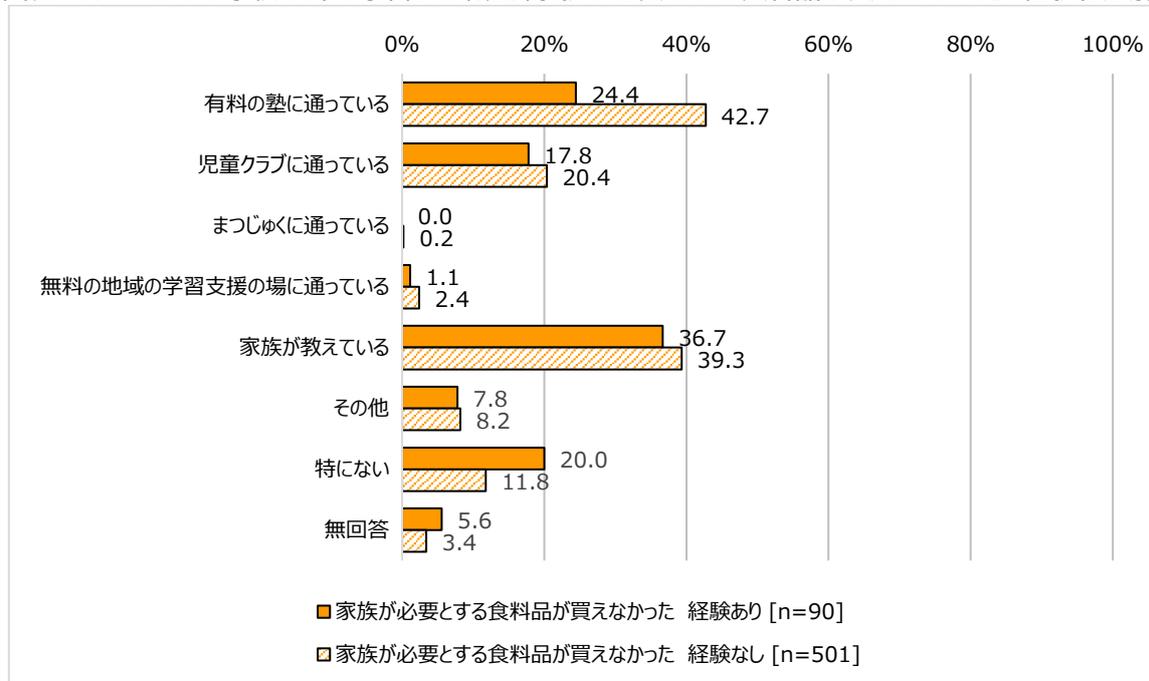
過去1年間の経験として、「家族が必要とする食料品が買えなかった」経験のある人が10%程度、「家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった」経験のある人は5%程度となっています。また、「子どもを部活動に参加させることができなかった」経験がある人が30%程度、「子どもを学校の遠足や修学旅行に参加させることができなかった」経験がある人が20%程度となっています。

図表 48 過去1年間の経験について



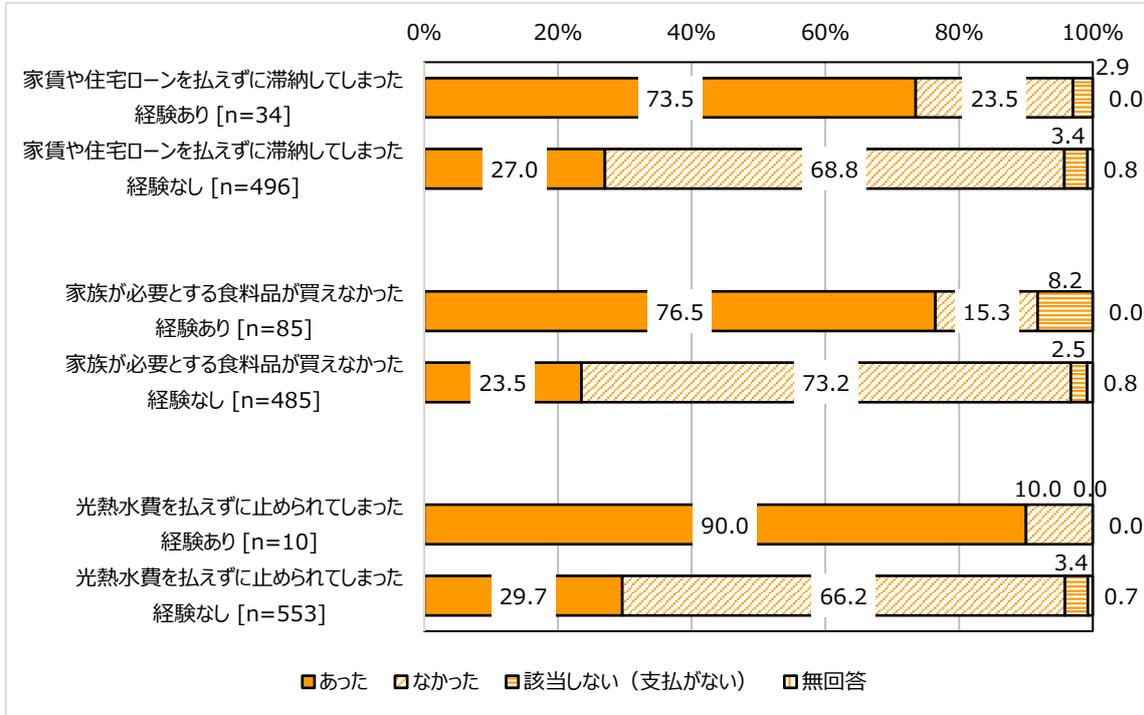
「家族が必要とする食料品が買えなかった」という経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外で学習する機会が「特にない」割合が高くなっています。

図表 49 こどもが学校以外で学習する機会(家族が必要とする食料品が買えなかった 経験有無別)

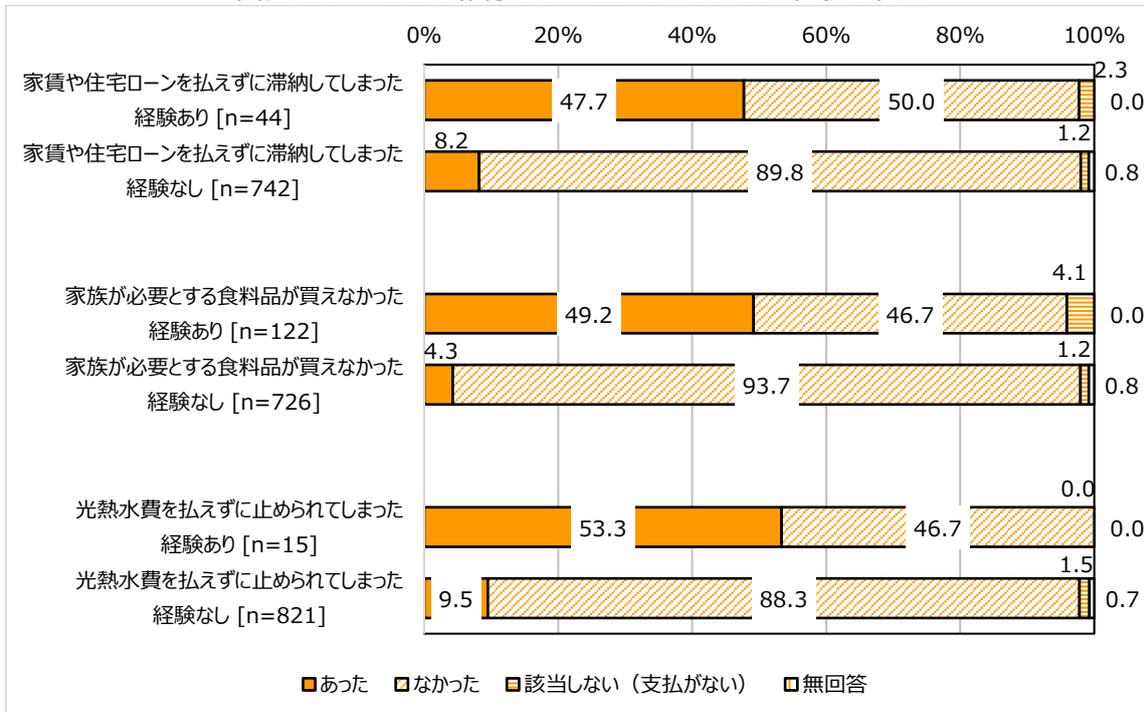


また、そのような経験がある人の方が、子どもを部活動に参加させることができなかった経験や子どもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっています。

図表 50 子どもを部活動に参加させることができなかった経験の有無



図表 51 子どもと旅行することができなかった経験の有無



(3) こども・若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が4つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討した。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	<ul style="list-style-type: none"> ・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で早くから就職に向けて動き出す ・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	<ul style="list-style-type: none"> ・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNSに関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話しできるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後もどういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

第1回	<p>【ワーク】 こどもの権利について</p> <p>○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。 ・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。 <p>○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。 ・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。 ・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。 ・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。 ・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
第2回	<p>【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～</p> <p>○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。 ・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験) ・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。 ・気軽に相談できるところ(人を選べる)。 ・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。 ・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。
第3回	<p>【ワーク】「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること</p> <p>○計画で大事と思うこと (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のこどもからの意見を聞いていくことが大事。 <p>○松山市に求めること (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を受け入れているという意思表示が欲しい。 ・こどもだけで行ける、安全な場所があるといい。

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。
- ・小中高生がフランクに意見できる場が初めてで、楽しく充実した時をおくれた。

6. 松山市の地域特性、強み

令和5年度に第7次松山市総合計画の策定を進める中で、学識者、企業、団体等から、本市のこども・若者、子育て等に関する地域特性や強みについて以下のような意見がありました。

■子育ての環境について

- コンパクトで適度に都会であり、ショッピングをする場所も困らないので住みやすい。
- 生活圏域が狭いので、ひとたび馴染むと心地よい。
- PTAの活力がある。学校任せではなく、先生たちに対して協力的で参加率も高い。
- 地域でこどもを育てようという雰囲気非常に強いのではないかと感じている。
- 人の垣根のなさ、地域のコミュニティを大事にしていること、こどもの教育に関心を持っている人が多いこと、文学を大事にしているまちであることなど、他にはない魅力はたくさんあると思う。

■居場所づくりについて

- 松山市の売りは児童館で、来館者、メニュー、児童厚生員の質が高いなど、全国でも有数である。あるものをうまく使い、こどもの居場所づくりができればよい。

■教育について

- 小学校の授業でも俳句を詠み、こどもの頃から慣れ親しんでいるというのは、言葉を大事にすることにつながる。また俳句は、季節感や人間の心に現れたものを大事にしていくものだと思う。言葉によるコミュニケーションを大事にしていく雰囲気、市を挙げてそのような教育が行われていることは、松山市の強みだと思う。

■若者の定着について

- 松山市には、大学があり、常に1万人ぐらいの若者がまちにいる状況であるため、大学がないまちと比べると、卒業後も定着する若者を増やしやすい環境にある。

7. こどもに関する既存の個別計画の振り返り

(1) 第2期松山市子ども・子育て支援事業計画

第2期計画期間は令和6年度末までであるものの、次期計画策定のタイミング上、令和2年度から令和5年度までの評価(数値)の平均値(小数点以下は四捨五入)を第2期計画の全体評価として取り扱います。

■第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 評価結果

【評価基準】

- 5 …計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4 …計画を上回る成果の認められる事業
- 3 …計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む)
- 2 …計画を下回る成果しか認められない事業
- 1 …計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0 …計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全体評価
1	教育・保育の提供【市内全体】1号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】2号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(0歳)	3	3	4	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(1, 2歳)	3	3	3	3	3
2	利用者支援事業	3	3	3	3	3
3	延長保育事業【市内全体】	3	3	3	3	3
4	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	4	3	3	3	3
5	子育て短期支援事業	3	3	4	4	4
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	3	3	3	3	3
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	4	4	4	4	4
8	地域子育て支援拠点事業	3	3	3	4	3
9	一時預かり事業【市内全体】	3	3	3	3	3
10	病児・病後児保育事業	2	3	3	3	3
11	ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2
12	妊婦一般健康診査事業	3	3	3	3	3

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/14505120210924092242.html>

(2) 第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、最新の実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 子育て・生活支援	①児童クラブ待機児童数(公設)	41人 (令和2年5月1日)	25人 (令和5年5月1日)	0人
	②子育て短期支援事業の認知度	36.3% (令和2年度)	32.0% (令和6年度)	40%
	③ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	37.7% (令和2年度)	33.3% (令和6年度)	40%
	④母子・父子自立支援員等による相談件数	2,947件 (令和元年度)	2,162件 (令和5年度)	4,100件
2. 就業支援	⑤高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑥自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
3. 養育費確保等の支援	⑦養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和6年度)	55%
	⑧専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件
4. 経済的支援	⑨就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑩就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑪土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%

成果指標の実績から、「2. 就業支援」「3. 養育費確保等の支援」「4. 経済的支援」については、目標を達成したものの、「1. 子育て・生活支援」については、目標達成に至らず、特に支援制度等の認知度や「母子・父子自立支援員等による相談件数」が目標設定時を下回っているため、今後、ひとり親家庭に支援制度や相談窓口の必要な情報が更に確実に届くような取組が必要です。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会(松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会)に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価:十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価:概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価:社会情勢等から考えると今後更なる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度 評価			令和4年度 評価			令和5年度 評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1. 子育て・ 生活支援	1)保育所等での子育て支援	2	0	2	0	1	1	0	1	1	0
	2)保育所等以外での子育て支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
	3)生活支援	4	0	4	0	1	3	0	0	4	0
	4)相談機能の充実	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	5)情報提供の充実・関係機関 団体との連携強化	3	0	1	2	0	3	0	0	3	0
2. 就業支援	1)能力向上のための支援	5	1	3	1	0	5	0	0	3	2
	2)就業機会の創出支援	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
3. 養育費 確保等の 支援	1)養育費に係る情報提供と 広報・啓発活動の推進	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	2)養育費や面会交流等に係る 相談体制の充実	2	0	2	0	1	1	0	0	2	0
4. 経済的 支援	1)子育て世帯等への経済的支援	6	0	6	0	1	5	0	0	6	0
総事業数/評価の平均		31	1	27	3	5	26	0	1	28	2

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/jido/kodomomirai.html>

(3) 第1期松山市子どもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画)

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」では、4つの施策の柱とそれらの成果指標を策定し、それぞれ令和7年度時点の目標数値を設定しました。「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」と同様に計画の終了年度を前倒しすることになりましたが、最新の実績は以下のとおりです。

● 4つの施策の柱と成果指標の実績について

施策の柱	成果指標	目標設定時	実績	目標 (令和7年度)
1. 教育の支援	①「困難あり家庭」の子どもの短大、高専、大学またはそれ以上への進学希望率(※)	52.9% (令和2年度)	55.2%(※) (令和6年度)	60%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
2. 生活の安定に資するための支援	③乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100% (令和元年度)	99.6% (令和5年度)	100%
	④子ども総合相談の件数	2,653件 (令和元年度)	4,230件 (令和5年度)	3,200件
	⑤養育支援訪問の件数	2,718件 (令和元年度)	2,711件 (令和5年度)	3,200件
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100% (令和5年度)	100%
4. 経済的支援	⑧愛顔っ子応援券(おむつ券)の交付件数	1,976件 (令和元年度)	1,665件 (令和5年度)	1,976件
	⑨養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	57.2% (令和6年度)	55%
	⑩専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	14件 (令和5年度)	10件

(※)目標設定時は、愛媛県が実施した「愛媛県子どもの生活に関する調査」を参照して目標設定しましたが、令和5年度の同様の調査では、進学希望に関する項目がなかったため、松山市が令和6年度に実施した「松山市ひとり親世帯実態調査」から、ひとり親家庭のこども自身の進学希望調査の結果を実績としました。

成果指標の実績は、概ね目標を達成、または目標と同等程度となりましたが、「愛顔っ子応援券（おむつ券）の交付件数」については、出生数の減少により、目標設定時よりも減少しています。このような結果を踏まえ、今後の成果指標は、現計画からの変化を注視するために現行の指標を踏襲しながら、一部指標は、貧困対策に係る事業の成果が測ることができる指標となるよう見直す必要があります。

■松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価について

「第1期松山市子どもの貧困対策計画」の各施策に関連する事業について、それぞれの実施状況を審議会（松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）に毎年度報告し、A～C の3段階で評価を受けました。3か年の評価の集計については以下のとおりです。

A評価：十分な成果や実績をあげていると認められる

B評価：概ね市民が満足できる成果や実績をあげていると認められる

C評価：社会情勢等から考えると今後さらなる取組が必要である

施策の柱	施策	事業数	令和3年度評価			令和4年度評価			令和5年度評価		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C
1 教育の支援	1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
	2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	2	0	2	0	0	2	0	0	2	0
	3) 大学等進学に対する教育機会の提供	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	4) 特に配慮を要する子どもへの支援	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	5) 教育費負担の軽減	5	0	4	1	0	5	0	0	5	0
	6) 地域での学習支援等	2	1	1	0	0	2	0	0	2	0
	7) その他の教育支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
2 生活の安定に資するための支援	1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期での支援	12	4	8	0	3	9	0	2	10	0
	2) 保護者の生活支援	18	2	15	1	1	17	0	0	18	0
	3) 子どもの生活支援	3	1	2	0	0	3	0	0	3	0
	4) 子どもの就労支援	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	5) 住宅に関する支援	3	0	3	0	1	2	0	0	3	0
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	1) ひとり親に対する就労支援	8	0	8	0	1	7	0	0	7	1
	2) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	3	0	3	0	0	3	0	0	3	0
4 経済的支援	1) 子育て世帯等への経済的支援	16	2	14	0	4	12	0	0	16	0
総事業数／評価の平均		81	11	68	2	10	71	0	2	78	1

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/jido/kodomonomirai.html>

8. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべてのこどもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべてのこどもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設のこども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげることが必要です。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。また、小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人の方が、そうでない人よりも、こどもを部活動に参加させることができなかった経験やこどもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっており、こどもの学習機会や体験の有無に差が生まれていることから、家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている児童・生徒に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童・生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが必要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設けることが必要です。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が75%程度で、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な方針

1. めざす姿

すべての子ども、若者の意見が尊重されて最善の利益を享受し、誰もが健やかに成長、自立してそれぞれの場所で活躍することができるように、また、子ども・若者、子育て家庭を地域、社会全体で支えていくため、以下を本市が本計画でめざす姿とします。

『子どもたち ^{ひとり}一人ひとりが ^{しゅじんこう}主人公 ^{だれ}～誰もが ^{じぶん}自分らしく ^{かがや}輝く まつやま～』

2. 共通の考え方

めざす姿の実現に向けて、本計画の取組を進めるにあたっての考え方は以下のとおりです。

1. 子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります

子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべての子ども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

2. すべての子ども・若者・子育て当事者を支援します

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていけるようにします。また、子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭で子どもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、子どもと向き合うことができるように支援します。

3. 社会全体で子ども・若者・子育て当事者を支えます

未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育、福祉関係機関、企業などが、協力、連携し、まつやまの強みも生かして、社会全体で子ども・若者・子育て当事者を支えます。

3. 基本方針

(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

- こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。
- 男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。
- こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。

(2) こども・若者の健やかな育ちを支える

- こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。
- 一人ひとりの健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。
- ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

(3) こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。
- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。
- 障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。
- いじめや不登校など、こども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。

(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

- 若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。
- 多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。
- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。

(5) 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう支援します。
- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立、安定、向上を図ります。
- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援に繋がります。

第4章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
こどもたち一人ひとりが主人公、誰もが自分らしく輝くまっやま	(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	(2) こども・若者の健やかな育ちを支える	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない支援
	(3) こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	<ul style="list-style-type: none"> ① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校、自殺対策
	(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	<ul style="list-style-type: none"> ① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	(5) 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 推進施策と取組

推進施策に対する本市が取り組む事業は、
本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』事業一覧」に
詳しく掲載しています。

(基本方針1)こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

推進施策① こども・若者の意見表明の推進

- こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者をはじめとする、すべての大人に対して様々な機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有します。
 - ➡講演会の開催や人権啓発週間の実施などによる啓発事業の推進
- 様々な環境にあるこども・若者が必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づき生活の場をはじめとする様々な場で、安心して意見を表明できる機会を提供するとともに、意見を反映する仕組みを整えます。また、反映した結果をフィードバックすることで、更なるこども・若者の意見表明、参画につなげます。
 - ➡直接対話やアンケート調査などを通じた、意見や提言の反映
 - ➡若者と協働した主権者教育
- こども・若者の意見表明を適切にサポートする人材の確保、育成を推進します。
 - ➡人材育成のための講習会の開催

推進施策② 仕事と子育ての両立支援

- 共働き世帯が増える中、固定的性別役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者が男性、女性ともに、希望通り育児休業制度を使えるよう、企業に働きかけ、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。
 - ➡地域人材による育児援助
- 働き方改革を進めるとともに、男性の家事、子育てへの参画促進を図り、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備と社会全体の意識醸成を進めます。
 - ➡男女共同参画の推進

推進施策③ こどもまんなか社会の推進

- 本市のこども施策やこども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や情報発信を行い、子育て当事者への情報提供や、子育てを社会全体で行うという気運を醸成します。
 - ➡こども・子育てサイトの運用
- 社会全体でこどもを育成するために地域の関係者による会議等を運営し、実効的なこども・若者施策の展開を図ります。
 - ➡子ども・子育て会議の運営
 - ➡青少年市民育成会議の支援
- 犯罪被害、事故等からこどもを守るための環境整備を行い、安全・安心してこどもを育てる社会をつくりまします。
 - ➡通学路の安全対策
 - ➡交通安全教室
 - ➡不審者情報の掲載

みんなの声～アンケート調査から～

- こどもの意見を最後まで聞いてほしい(14歳)
 - こどもに対して地域で見守ることができるような社会にするために、こどもの意見を取り入れる社会作りが必要(21歳)
 - こどもの権利について、きちんと自分で考えられる教育を行ってほしい(59歳)
- ➡こども・若者の意見を十分に聞けるように、専門のファシリテーターを育て、直接意見を聞く機会や、アンケートを行います。また、意見の反映状況についても、皆さんにお伝えします。



(基本方針2)こども・若者の健やかな育ちを支える

推進施策① こども・若者の居場所づくり

- 放課後や長期休業中などにこども・若者が安心、安全にリラックスして過ごせる、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。
 - ➡児童館、児童センター等の運営
 - ➡児童クラブの整備
 - ➡スポーツ施設やレクリエーション施設の管理、運営
 - ➡学校施設等の活用
- 地域住民等との連携により、多様な遊びや学び、体験、人とのつながりを通じて、心身ともに健やかに成長したり、生き抜く力を得ることができるといった、こども・若者が幸せな状態で成長できる環境を整えます。
 - ➡文化、芸術体験学習、セミナー開催
 - ➡読書活動の推進

推進施策② 教育・保育の環境整備

- こどもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。また、保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境の改善等に努めます。
 - ➡待機児童対策、保育士等の負担軽減
 - ➡小1プロブレム、中1ギャップの解消、幼保小中連携の推進
- こどもが安心して過ごし、学ぶことができ、将来の社会の創り手として成長していくことができるよう、質の高い公教育の場を提供します。
 - ➡次代に向けた特色ある学校づくり
 - ➡教育 ICT 環境の整備

推進施策③ ライフステージに応じた切れ目ない支援

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で切れ目なく支えます。
 - ➡こども家庭センターによる伴走型支援
 - ➡小児救急医療体制の確保
- 健診や育児支援サービスの提供、保護者支援、各種相談など、関係機関が連携し、ライフステージを通して必要な支援を切れ目なく提供します。
 - ➡年齢に応じた個別健診、集団健診の実施
- 医療機関等との連携により、小児医療に関する普及啓発、情報提供を行います。
 - ➡救急医療講座



みんなの声～アンケート調査から～

- 安心して、こどもだけで行っていい施設がほしい(10歳)
 - ボール遊びができる場所をもっと増やしてほしい(10歳)
 - 室内施設など特に遊びに関する場所やもの、現代は色々な工夫された、こどもに
よい影響が与えられる遊びがあると思うので、そのような施設があるとありがたい
(46歳)
- ➡こども・若者の居場所づくりは、アンケートやワークショップでも色々な意見がありました。皆さんの声をもとに、どこに、どんな居場所が求められているのか、市全体で考えながら充実させていきます。

(基本方針3)こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

推進施策① 養育支援

- 社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種、関係機関と連携し、家庭的環境による安定的、継続的な養育を提供するとともに自立支援を進めます。
 - ➡養育支援訪問
 - ➡育児家事援助支援
- 社会的養護経験者(ケアリーバー)の自立を地域で支援するための取組を推進します。
 - ➡要保護児童対策協議会の運営

推進施策② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらずすべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。
 - ➡こどもの学習支援
 - ➡生活安定と自立のための経済的負担の軽減
- 虐待の早期発見、対応のため、教育、福祉、医療、保健等の関係機関の連携を強化し、こどもと保護者への総合的な支援を図ります。また、虐待の予防のため、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズを早期に把握し、相談対応、助言や親子関係の形成支援を行います。
 - ➡児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応
- こども・若者が性犯罪、性暴力等から守られるよう、こども、若者への加害及び被害防止の取組や相談窓口の周知、被害当事者への支援等の強化を図ります。
 - ➡総合相談窓口による相談対応
- ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもや家族に自覚がなく、顕在化しづらい場合もあることから、周知、啓発や相談窓口の設置により、早期発見につなげるとともに、関係機関の連携強化を図り、こども本人の意向に寄り添いながら、こども、家庭に必要な支援につなぎます。

- ➡リーフレット配布、研修会による認知度向上
- ➡専門相談窓口による相談対応

推進施策③ 障がい、医療的ケア等支援

- 障がいや、発達に特性のあるこども、若者、医療的ケアの必要なこども・若者について、地域社会への参加、包摂(インクルージョン)を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加のため、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。
 - ➡教育・保育施設、小中学校での医療的ケアの支援体制の整備
 - ➡就労訓練、生活訓練等の提供や療育
- 障がいのあるこどもとないこどもが、ともに学ぶことができるよう、特別支援教育での学びの場の環境整備に取り組みます。
 - ➡学校生活支援員、学級支援員の配置

推進施策④ いじめ、不登校、自殺対策

- 教育現場等でのいじめ防止に資する教育、取組を推進するとともに、早期発見、組織的な早期対応のための体制を強化します。また、相談先の確保、周知や関係機関間の連携を強化し、いじめ防止対策及び解消のための取組を推進します。
 - ➡専門相談窓口による相談対応
 - ➡小中学生によるミーティングの実施
- 不登校を問題行動と受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受けられるよう、専門家に相談できる機会の確保やニーズに応じた学習支援を行います。
 - ➡教育、福祉一体の相談支援の実施
 - ➡ICT を活用した学習支援
- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防教育や、大学を含む各種学校等での啓発活動、タブレット端末等の活用による自殺リスクの早期発見、SNS 等を活用した相談体制の整備、ハイリスクのこどもへの支援体制の強化、遺されたこどもへの支援など、関係機関が連携・協働して、こども、若者の自殺対策を総合的に進めます。
 - ➡ゲートキーパーの養成

みんなの声～アンケート調査から～

- 様々な事情を抱え、学問に支障をきたしている人が、安心して学業に励める制度を作してほしい(12歳)
- 障がいがあると、当たり前で幼稚園や小学校に行けず、全部自分で調べて療育施設やサービスを調べないといけないので、障がいのこどもがいると、どのような進路や選択があるのか、もっと分かりやすく、みんなが当たり前で知ることができる世の中になってほしい(37歳)
- 本人が積極的に言い出せない、あるいは、それが普通だと思い込んでいる状況があるなら、周りがそれに気づいてあげられる環境を作してほしい(63歳)

➡養育支援が必要な家庭やヤングケアラーを早期に見つけて、適切な支援につなげるほか、障がいなどの支援に関する情報を、必要な人に届くような情報発信を行います。



(基本方針4)若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

推進施策① 心身の健康向上

- こどもや若者が発達状況に応じて、運動習慣や食生活、睡眠、性や妊娠などに関する心や身体の健康管理に必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康を管理し、適時必要なサポートを受けられるよう、若い世代への普及啓発や情報提供や相談支援を行います。
 - ➡プレコンセプションケアの推進
- こどもを持ちたいと望む夫婦等の支援や、こども家庭センターを中心とした産前、産後から子育て期の切れ目のない伴走型支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。
 - ➡不妊治療、不育症検査の負担軽減
 - ➡妊娠、出産期の面談、家庭訪問、産後ケアの実施

推進施策② 出会い、結婚支援

- 多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取組や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援など、希望に応じた支援を進めます。
 - ➡出会い、交流など出会いの機会の創出
 - ➡若年世帯への経済的支援

推進施策③ 就労、ライフプランニング支援

- 若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、職業能力の養成や就職活動でのマッチング支援などによるキャリア形成支援や、こどもの頃からのライフプランニング教育を推進します。
 - ➡人材育成、確保のための資格取得に対する経済的負担の軽減
 - ➡学生の起業支援
- スタートアップ支援や、リスキリングによる能力向上支援など、本市における若者の新たな挑戦を応援するための支援を行います。
 - ➡創業、経営に関する個別相談会やセミナー等の開催



みんなの声～アンケート調査から～

- もうちょっと職場体験や将来に関する授業をしてほしい！！(11歳)
- 「自分の進路や将来について」を相談できる機会があるといいな(12歳)
- もう少し、将来の職業についてたくさんの職種を知る機会を増やしていただけたら、ありがたいです(17歳)

➡子ども・若者のみなさんが、自分の将来を思い描けるように、
キャリアデザイン・ライフデザインに関する学びの場を提供します。

(基本方針5)安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

推進施策① 子育て世帯への経済的負担軽減

- 子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう、幼児教育・保育の無償化や就学支援、医療費、その他生活費に関する経済的支援等を行い、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図ります。
 - ➡おむつなど出産、育児にかかる費用の助成
 - ➡こどもにかかる医療費の助成
 - ➡小学校、中学校の就学援助
 - ➡大学等への修学にかかる奨学金の貸付

推進施策② ひとり親家庭の自立促進

- ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から育児、保育での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立、安定、向上を図ります。
 - ➡こどもの学習支援
 - ➡母子生活支援施設の運営
- 親の資格取得や職業能力開発向上などの就労支援や多様な働き方のできる労働環境の確保に努めます。
 - ➡自立支援のための資格取得費用の給付による経済的負担の軽減
- 養育費が確実に確保されるため、養育費の取り決めや親子交流等に係る相談、支援を充実させます。
 - ➡養育費相談

推進施策③ 関係機関と連携した相談体制の構築

- 窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援につなげます。
 - ➡こども家庭センターと地域機関との連携
 - ➡要保護児童対策地域協議会の連携強化

みんなの声～アンケート調査から～

- 大学の学費など、ひとり親家庭への支援を手厚くしてほしい(16歳)
- 進学する費用を賄えない場合があるので、無償にしてほしい(11歳)
- こどもの精神的支援と同時に、親も精神的支援がほしいと思います(20歳)



➡経済的に困難な家庭やひとり親家庭への学習支援、医療費助成などを
充実させ、将来的な進路の選択肢の幅を広げます。

また、子育て当事者も子ども・若者も相談しやすい窓口で、それぞれの悩みに
応じて必要な支援につなげます。

3. 本計画の成果指標

本計画の評価にあたり、以下の成果指標を基本方針ごとに設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本方針	成果指標		現状 (R6)	目標 (R11)
(1)こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる	自分が幸せだと思うこども・若者の割合	小中学生	92.7%	95.0%
		15～39歳	92.0%	95.0%
(2)こども・若者の健やかな育ちを支える	自宅以外に安心して過ごせる自分の居場所があるこどもの割合	小中学生	81.1%	90.0%
		15～17歳	59.2%	75.0%
(3)こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する	困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる割合	小中学生	82.0%	90.0%
		15～39歳	81.6%	90.0%
(4)若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合	小中学生	75.8%	85.0%
		15～39歳	63.7%	75.0%
(5)安心して子育てできるように子育て当事者を支援する	こども家庭センターの認知度		46.8%	75.0%
	合計特殊出生率		1.25(R4)	※

※第7次松山市総合計画前期基本計画で定める目標値

第5章 各個別計画記載事項

1. 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

(1) 子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育の量の見込みと確保の内容等

① 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(ア) 教育・保育提供区域の設定

地理的条件や社会的条件、就学前児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

区域名	面積 (km ²)	人口 (人)	就学前 児童数 (人)	認定 こども 園数(園)	認定こども園 定員数(人)		幼稚園数 (園)	幼稚園 定員数 (人)	保育所数 (園)	保育所 定員数 (人)	地域型保 育事業施 設数(園)	地域型保 育事業施 設定員数 (人)	保育所等 待機児童 数(人)	保育所等 入所待ち 児童数 (人)
					幼稚園 機能	保育所 機能								
①中心部	17.91	121,674	4,153	15	1,017	1,207	4	710	10	1,050	9	156	0	72
②北東部	96.94	37,855	1,425	2	85	70	3	336	3	250	1	19	0	13
③東部	42.43	72,986	3,464	8	785	606	2	200	4	390	6	134	0	51
④南部	59.36	76,787	3,428	9	1,238	884	5	1,280	4	680	7	133	0	59
⑤西部	24.10	81,310	3,839	3	198	500	4	1,735	6	530	4	73	0	65
⑥北西部	17.22	26,160	816	3	171	250	2	356	4	340	0	0	0	13
⑦北部	31.62	53,074	2,280	5	66	250	4	375	7	510	5	55	0	25
⑧北条	102.13	25,017	766	4	221	171	1	25	6	380	1	13	0	0
⑨中島	37.35	3,024	38	1	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	429.06	497,887	20,209	50	3,791	3,958	25	5,017	44	4,130	33	583	0	298

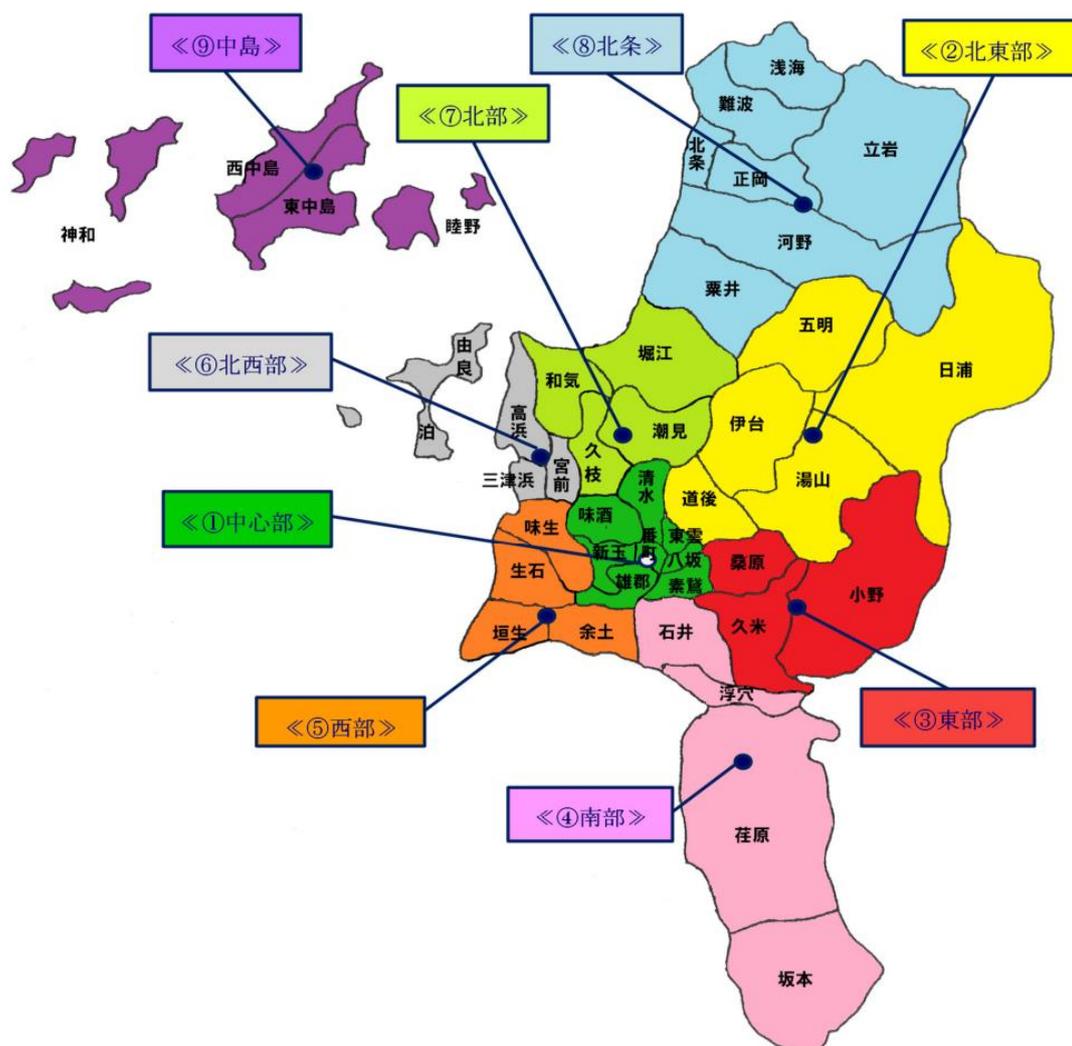
令和6年4月1日現在

地域型保育事業実施施設定員数には、事業所内保育事業の従業員枠を含めない

※子ども・子育て支援事業計画の中で、「こども」とは、概ね18歳以下のこどもをいいます。

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区
①中心部	番町、八坂、東雲、素鷲、雄郡、新玉、味酒、清水
②北東部	湯山、日浦、五明、伊台、道後
③東部	久米、小野、桑原
④南部	石井、浮穴、荏原、坂本
⑤西部	余土、垣生、生石、味生
⑥北西部	宮前、三津浜、高浜、由良、泊
⑦北部	和気、潮見、堀江、久枝
⑧北条	浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井
⑨中島	睦野、東中島、西中島、神和



(イ) 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖離^{かい}がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

量の見込みと確保方策及び実施時期は、
本計画書の別冊 第2章「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載しています。

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

(ア) 提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	教育・保育提供区域(9区域)
④子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ事業)	市内全域(市内1区域)
⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	市内全域(市内1区域)
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市内全域(市内1区域)
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内1区域)
⑭子育て世帯訪問支援事業	市内全域(市内1区域)
⑮親子関係形成支援事業	市内全域(市内1区域)
⑯児童育成支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市内全域(市内1区域)
⑱妊婦包括相談支援事業	市内全域(市内1区域)
⑲産後ケア事業	市内全域(市内1区域)

(イ) 量の見込みと確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖離^{かい}がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

量の見込みと確保方策及び実施時期は、
本計画書の別冊 第2章「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」に掲載しています。

③ 子ども・子育て支援の推進方策等

(ア) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

2) 幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度		1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
幼保連携型	既存数	22 施設	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	21 施設
	新規数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	26 施設	22 施設
幼保連携型以外	既存数	28 施設	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	27 施設
	新規数	0 施設	3 施設	2 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	35 施設	28 施設
合計		50 施設	54 施設	57 施設	59 施設	61 施設	50 施設

3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおり設定します。

・1号:30人 ・2号:348人 ・3号:90人

4) 需給調整の考え方について

教育・保育施設(幼稚園を除く)及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内で

の「量の見込み」と「確保方策」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受け入れを含めた「受入可能数」を勘案した上で、受入可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、受入可能数が過多となる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

6) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら、こどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。その上で、「こどもの最善の利益」の実現のため、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

7) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

就学前の教育・保育施設は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、各種研修会で幼稚園教諭同士の情報交換・連携や、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携を強化します。加えて、地域型保育事業では、幼稚園、認定こども園及び認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。小学校単位で設置している幼保小連絡会を充実させ、就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携を強化します。

また、「幼保小中連携推進事業」では、研究指定校を指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、こども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。さらに、就学前の教育・保育施設と小学校で5歳児から小学1年生の2年間のカリキュラムの協働作成に取り組む等、接続の円滑化を推進します。

(イ) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する方、地域保育所(認可外保育施設)等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

(ウ) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

(エ) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

1) 児童虐待防止対策の充実

乳幼児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能を強化することにより、関係機関との連携強化を図ります。

特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

3) 障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要するこどもが日常生活をする上での支援のため、児童発達支援センター等の関係機関と連携・協力し、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るなど、地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進するほか、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援については、地域での課題を整理するため、地域の関係機関と連携して支援ニーズなど実態把握に努めます。

(オ) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

(カ) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、松山市子ども・子育て会議の中で協議を行うなど、関係機関が相互連携を図ることができる取組を推進します。

2. 第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)」に従い、「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」では、ひとり親家庭等の自立に向けて、基本目標等を以下のとおり設定します。

(1)ひとり親家庭等の家庭生活及び職業生活に関する事項(ひとり親世帯実態調査結果)

- ひとり親家庭等が孤立しないよう地域での支援が必要であり、子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。
- また、母子世帯では、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」の割合が40%程度で、自身の年間就労収入が300万円未満の割合が70%を超えており、就業支援や養育費確保等の支援についても推進していく必要があります。
- なお、家計を最も圧迫している費用は母子世帯・父子世帯ともに「食費」が最も多く、こどもの年齢が上がるにしたがって「育児・教育費」が生活費を圧迫している状況であり、経済的支援に加えてこどもの学習支援も推進していく必要があります。

➡各種サービスの認知度向上、就業支援・経済的支援の継続や学習支援の推進が必要

(2)ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本方針

① 基本的な方向性

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、社会的に孤立することがないように、早期から育児、保育での援助や日常生活支援、相談支援など、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種手当等の活用を促し、経済的負担の軽減や生活の自立・安定・向上を図ります。

※「松山市こども計画」施策体系(5)-②

② 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 子育て・生活の支援
2. 就業支援
3. 養育費の確保
4. 経済的支援

(3)ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための具体的な取組

1. 子育て・生活の支援

ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないように、早い段階から育児、保育の援助や日常生活・緊急時のサポートを行うとともに、必要なサービスを適切に受けられるよう、支援制度等の情報などが確実に届くように取り組みます。

【取組事業(抜粋)】

母子・父子自立支援員等による相談の充実、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供など

2. 就業支援

ひとり親家庭等の自立につながるよう、関係機関と連携しながら当事者の状況に応じた就労支援に取り組みます。

【取組事業(抜粋)】

ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、就業支援講習会等事業など

3. 養育費の確保

養育費を確実に確保できるよう、養育費の取り決めや、親子交流等に係る相談支援を行うとともに、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の内容を踏まえて必要な支援を検討します。

【取組事業(抜粋)】

専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

4. 経済的支援

必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、こどもの学習支援など、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めます。

【取組事業(抜粋)】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、こどもの学習支援事業など

その他取組事業は、本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』 事業一覧」に掲載しています。

(4)成果指標

「第4期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1.子育て・生活支援	①子育て短期支援事業の認知度	32.0% (令和6年度)	40%
	②ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	33.3% (令和6年度)	40%
2.就業支援	③母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
	④高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑤自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
3.養育費の確保	⑥養育費の取り決めをしている割合 (母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑦養育費を受領している割合 (母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%
4.経済的支援	⑧土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	⑨土曜塾プラスの参加者の大学等への進学率	—	100%

- 「1. 子育て・生活支援」では、公的制度の認知度は概ね上昇傾向にあるものの、「子育て短期支援事業」及び「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は前回調査よりも低下していたため、まずは前計画の目標値(40%)の達成を目指し、「ひとり親家庭のしおり」の配布など、これまでの取組に加えて、助産施設など医療機関との連携や生活保護世帯への周知などを通じて、認知度向上に努めます。
- 「2. 就業支援」では、「母子・父子自立支援プログラム策定者の就職率」を新たに設定し、母子・父子自立支援員がハローワーク等と連携して就業につなげます。
- 「3. 養育費の確保」では、国の目標値(養育費受領率 令和13年に40%)より高い目標値を設定し、相談支援や情報発信の強化に努めます。
- 「4. 経済的支援」では、学習支援の取組を通して、令和6年度から開始した高校生を対象の「土曜塾プラス」も、中学生を対象の「土曜塾」と同様に進学率100%を目指します。

3. 第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

国の「こども大綱」にある、「第3 こども施策に関する重要事項、1 ライフステージを通じた重要事項（4）こどもの貧困対策」を参考に、基本目標等を以下のとおり設定します。

(1)こどもの貧困に関するアンケート結果

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家賃や住宅ローンを払えずに滞納してしまった経験のある人は5%程度、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人が10%程度おり、今後も、貧困の解消につながる支援が必要です。
- また、家族が必要とする食料品が買えなかったという経験がある人の方が、そうでない人よりも「有料の塾に通っている」割合が低く、学校以外の学習機会が「特にない」割合が高くなっており、家庭の経済状況などによって、こどもの学習機会や体験の機会の有無に差が生まれています。家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していく必要があります。

➡生活安定と自立のための支援の継続や、こどもの学習支援の推進が必要

(2)こどもの貧困の解消に向けた対策の基本方針

① 基本的な方向性

- こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう、教育費負担の軽減や、地域での学習支援等を行います。
- また、経済的に困窮している子育て世帯に対し、生活支援や経済的支援、保護者の就労支援等を実施します。

※「松山市こども計画」施策体系(3)-②

② 実施する各施策の基本目標(施策の柱)

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
4. 経済的支援

(3)こどもの貧困の解消に向けた対策に係る具体的な取組

1. 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、教育費の負担軽減を図るほか、学習機会の確保を支援します。

【取組事業(抜粋)】

こどもの学習支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、奨学資金貸付事業、生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業、就学援助費支給事業など

2. 生活の安定に資するための支援

こども・若者や子育て当事者が、社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの相談支援の充実や、こどもが安心できる居場所や保護者の交流の機会の確保などを通じ、こどもとその保護者の生活の安定につなげます。

【取組事業(抜粋)】

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)、子育てひろば等支援事業、妊娠・出産支援事業、養育支援訪問事業など

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子育て当事者の安定的な経済基盤を確保するため、就職支援に加え、所得の増大や職業生活の安定と向上のため、保護者の状況に合ったきめ細やかな就労支援を行います。

【取組事業名(抜粋)】

高等職業訓練促進給付金等支給事業、自立支援教育訓練給付金支給事業、ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業、就業支援講習会等事業など

4. 経済的支援

子育て当事者の日々の生活を安定させるため、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促します。

【取組事業(抜粋)】

児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療助成事業、専門相談員による相談の実施、養育費に関する情報提供と広報・啓発活動など

その他取組事業は、本計画書の別冊 第1章「松山市こども計画『施策の展開』事業一覧」に掲載しています。

(4)成果指標

「第2期松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の評価にあたり、以下の成果指標を設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

施策の柱	成果指標	目標設定時	目標 (令和11年度)
1. 教育の支援	①ひとり親家庭のこどもの短大、 専門学校、大学または それ以上への進学希望率	55.2% (令和6年度)	65%
	②土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和5年度)	100%
	③土曜塾プラスの参加者の 大学等への進学率	—	100%
2. 生活の安定に 資するための 支援	④こども食堂の数	32か所 (令和5年度)	45か所
	⑤乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	99.6% (令和5年度)	100%
3. 保護者に 対する 職業生活の 安定と向上に 資するための 就労の支援	⑥高等職業訓練促進給付金利用者の 就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑦自立支援教育訓練給付金講座 修了者の就職率	100% (令和5年度)	100%
	⑧母子・父子自立支援プログラム 策定者の就職率	75.0% (令和5年度)	100%
4. 経済的支援	⑨養育費の取り決めをしている割合 (母子世帯)	57.2% (令和6年度)	70%
	⑩養育費を受領している割合 (母子世帯)	41.8% (令和6年度)	55%

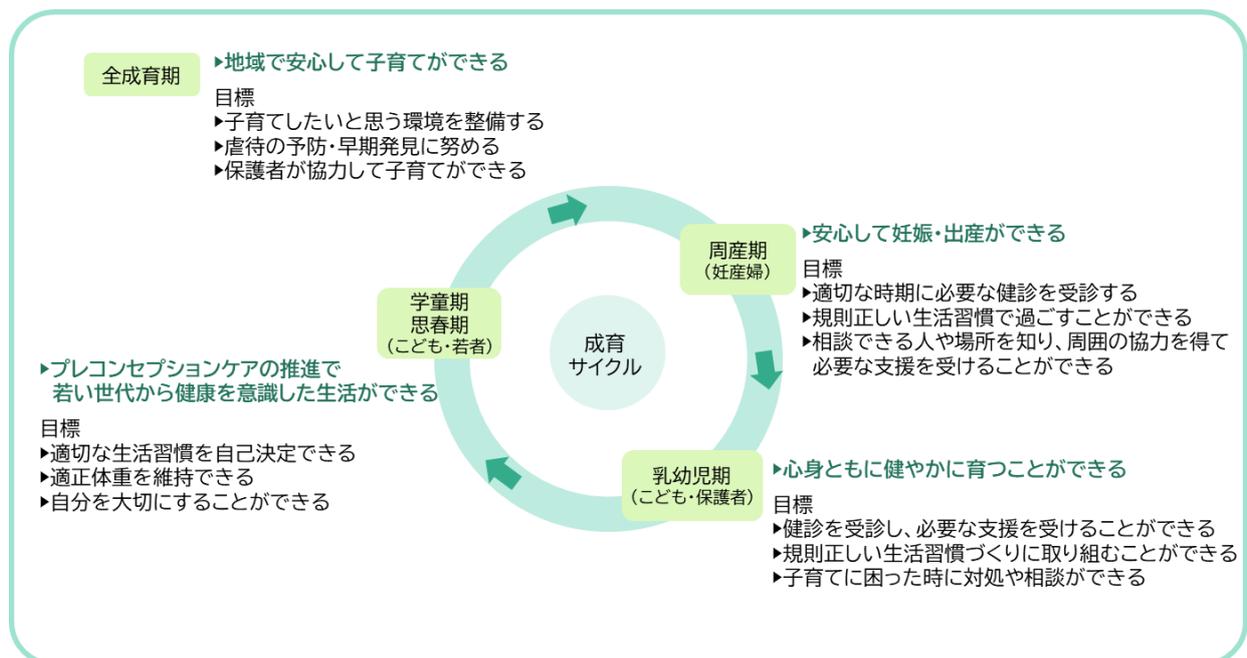
- 「1. 教育の支援」では、令和6年度の結果では、市内のひとり親家庭のこどもの短大、専門学校、大学またはそれ以上への進学希望率が55.2%と、全国の「ひとり親家庭のこどもの進学率（高校等卒業後）65.3%（令和3年）」を下回っていたことから、全国の進学率と同等程度となるよう、こどもの学習支援事業の推進や、それら支援事業の情報発信などに取り組みます。
- 「2. 生活の安定に資するための支援」では、こども食堂に対して、引き続き助成を行うなどの支援をするほか、乳児がいるすべての家庭の訪問や産前・産後のサポートなどを実施することで、子育てに関する相談や情報提供のほか、支援が必要な世帯の把握に努めます。

4. 松山市成育医療等に関する計画

(1)基本方針

大人になるまでの一連の成育過程(成育サイクル)に沿って、必要な支援を切れ目なく提供できる体制を整備します。成育サイクルのライフステージ毎に、望ましい姿や目標、成果指標を設定します。行政だけでなく、市民、地域や関係団体など社会全体で計画を推進します。

(2)各ライフステージの望ましい姿と目標



(3)各ライフステージの主な取組

1. 周産期

保健師等がすべての妊婦と面談し、妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型の相談支援を充実します。

- ・妊産婦健診・妊婦歯科健診の受診勧奨の充実
- ・健診結果に基づく保健指導、妊娠中の喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及啓発の強化
- ・医師、助産師、保健師など多職種が連携した産後のメンタルヘルス対策の推進
- ・妊娠期から乳幼児期にかけてこどもへの言葉がけやスキンシップの大切さの普及啓発の推進

2. 乳幼児期

乳幼児健診等の母子保健事業や保育所等での保護者に対する子育て支援を推進します。

- ・乳幼児に対する健康診査の実施体制を整備し、疾病等の早期発見・治療・生活指導を充実
- ・乳幼児健診等の母子保健事業を活用し、規則正しい生活習慣確立のための保健指導を

実施、食育を推進

- ・発達の遅れ等を含め、子育てに悩みを抱えている保護者等を早期に発見し、小児科医や療育機関等の関係機関との連携を推進、相談支援を充実

3. 学童期・思春期

運動・食生活・睡眠等の生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発・相談支援を行うプレコンセプションケアの推進に取り組みます。

- ・教育機関等での健康診断の実施、適切な生活習慣及び性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発の推進
- ・こども・若者の自己肯定感を高めるための関わりや教育の推進、こころの健康問題に関する相談窓口の周知と関係機関の連携による支援体制の強化

4. 全成育期

社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します。

- ・こども家庭センターでの母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の充実、地域子育て支援センター等の身近な相談機関との密接な連携の促進
- ・孤立した子育てで虐待につながることを防ぐよう、子育て中の親子の交流等を実施する地域子育て支援拠点事業等の利用を推進し、地域での見守り体制を強化
- ・男女ともに妊娠・出産・育児への理解を深めることができるよう、プレコンセプションケアの普及、両親学級や育児講座の充実、育児シェア啓発等の推進

▼「松山市こども計画」推進施策(2)-③、(3)-①②③④、(4)-①、(5)-③に基づく取組

(4)成果指標・目標値

*は、国が示す指標

ライフ ステージ	成果指標		現状 (R5)	目標値 (R11)	【参考】(R4)	
					愛媛県	国
周産期	妊婦健診受診率		96.8%	98.0%	97.4%	
	妊婦歯科健診・保健指導受診率		58.0%	65.0%	52.4%	
	*妊娠中の妊婦の喫煙率		1.3%	0%	1.5%	2.1%
	妊娠中の妊婦の飲酒率		0.6%	0%	0.6%	0.9%
	*産後1か月までの産後うつ病の ハイリスク者の割合		12.6%	12.0%		9.9%
	*産後ケア事業の利用率		3.9% (R4)	7.0%		6.1% (R3)
乳幼児期	乳児健診受診率	3-4か月児	99.3%	99.5%	94.5%	96.1%
		9-10か月児	98.9%	99.0%	89.2%	86.1%
	幼児健診受診率	1歳6か月児	88.4%	93.0%	91.2%	96.3%
		3歳児	95.6%	96.0%	89.9%	95.7%
	22時まで寝る3歳児の割合		77.4%	80.0%		
	毎日朝食を食べる3歳児の割合		90.2%	95.0%		
	*むし歯のない3歳児の割合		90.8%	95.0%	87.2%	91.4%
	*育てにくさを感じたときに対処 できる保護者の割合	3-4か月児	91.6%	95.0%	88.5%	81.2%
		1歳6か月児	84.8%	89.0%	79.4%	77.2%
		3歳児	89.9%	93.0%	88.0%	81.8%
子育てについて困ったことや 心配なことがあった時の相談先を 知っている保護者の割合		65.7%	75.0%			
学童期 ・思春期	*毎日朝食を食べる 児童生徒の割合	小学5年生	男子 73.5% 女子 73.6%	77.0%	77.7%	82.3%
		中学2年生	男子 73.2% 女子 65.7%		75.8%	81.1%
	*12歳児の一人平均う歯数		0.43本	減少	0.8本	0.56本
	プレコンセプションケア認知度		4.5%	25.0%		

ライフ ステージ	成果指標		現状 (R5)	目標値 (R11)	【参考】(R4)	
					愛媛県	国
学童期 ・思春期	*肥満度20%以上の 児童生徒の割合	小学5年生	男子 13.4% 女子 9.0%	減少	14.8% 10.8%	14.6% 9.8%
		中学2年生	男子 12.2% 女子 7.6%		11.8% 8.8%	11.5% 7.6%
	18～29歳女性のやせの割合 (BMI 18.5未満)		13.7%	12.0%		
	自分を大切な存在だ と思う者の割合 (11～17歳)	小学生	81.7%	83.0%		
		中学生	75.5%	77.0%		
		15-17歳	75.1%	77.0%		
全成育期	*ゆったりとした 気分で子どもと 過ごせる時間がある 保護者の割合	3-4か月児	91.3%	93.0%	91.4%	89.5%
		1歳6か月児	80.7%	83.0%	82.7%	80.9%
		3歳児	77.0%	80.0%	78.3%	75.9%
	*乳幼児期に体罰や 暴言、ネグレクト等 によらない子育てを している保護者の割合	3-4か月児	97.5%	98.0%	96.4%	94.9%
		1歳6か月児	89.1%	90.0%	79.4%	85.4%
		3歳児	72.6%	73.0%	72.4%	71.1%
	積極的に育児を している父親の 割合	3-4か月児	70.3%	71.0%	70.4%	70.9%
		1歳6か月児	68.0%	69.0%	68.4%	68.7%
		3歳児	64.3%	65.0%	63.9%	64.6%
	*この地域で子育てをしたいと思う 保護者の割合		97.9%	100%	97.1%	95.0%

●成果指標のデータソース

- ・(こども家庭庁)母子保健事業の実施状況等調査
- ・(愛媛県)母子保健報告
- ・松山市保健所保健衛生年報
- ・(厚生労働省)地域保健・健康増進事業報告
- ・(文部科学省)全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ・松山市健康増進計画
- ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査【令和6年3月】
- ・(文部科学省)学校保健統計調査
- ・「松山市こども計画」策定に向けたアンケート【令和6年5月～6月】
- ・第7次松山市総合計画の策定に向けた結婚・出産等の希望に関するアンケート報告書

第6章 計画の推進

1. 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価をいただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。

松山市こども計画 別冊
(答申)

令和7年2月
松山市子ども・子育て会議

目次

第1章 松山市子ども計画「施策の展開」事業一覧.....	1
1. こどもの権利を尊重し、社会全体で子ども・若者を育てる	1
2. 子ども・若者の健やかな育ちを支える	4
3. 子ども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する.....	15
4. 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする	22
5. 安心して子育てできるように子育て当事者を支援する	24
第2章 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画.....	29
1. 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実	29
2. 地域子ども・子育て支援事業の充実	40

第1章 松山市こども計画「施策の展開」事業一覧

1. こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

(1) こども・若者の意見表明の推進

こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
市民との対話事業	市民との直接対話を通じて地域の魅力や課題等について認識を共有し、市民からの意見や提言を行政に反映させるタウンミーティングの中で、これからの松山を担うこどもたちの声を市政に生かす、松山市立の小中学生との世代別タウンミーティングを実施。また、まちかど講座では、市民に市の取組を知ってもらうとともに、相互理解を深め、協力し合いながらまちづくりを進めていくことを目的に意見交換を行っており、こども版の講座も実施する。	タウンミーティング課				
人権啓発推進事業	人権問題に対する正しい知識を提供することにより、市民一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重社会の構築を目指す。	人権・共生社会推進課				
松山市人権教育推進協議会事業	あらゆる人権問題の一日も早い解決を市民一人ひとりの課題とするため、関係機関・団体・企業等が相互に連携を図り、総合的かつ効果的な人権教育・啓発事業を推進する。	人権・共生社会推進課				
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現のため、市民・事業者・関係機関等と連携した取組を行い、市民意識の向上を図る。コムズで実施のコムズフェスティバルのイベントとして、高校生が意見交換会を実施する。	人権・共生社会推進課	●			
若者と取り組む選挙啓発推進事業	若者と協働で、主権者教育を中心とした啓発を行うことで若年層の投票率の向上を図る。	選挙管理委員会事務局				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

(2) 仕事と子育ての両立支援

男性と女性が、ともにキャリア形成と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
男女共同参画推進センター管理運営事業	性別による固定的な役割分担意識の枠組みを超えた個人の尊重に基づく人権の確立を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指すために、情報・交流・学習・研修・相談・調査・研究の機能を備え、市民活動の支援施設としての役割を視野に入れた事業を展開する男女共同参画推進センターの管理・運営を委託する。	人権・共生社会推進課	●			
【従】施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●		
【従】一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●	●	
【従】一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課	●	●	●	
【従】地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】施設型給付認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】市立幼稚園預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
【従】地域保育所施設運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」と付けています。

(3) こどもまんなか社会の推進

こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
少子化対策推進事業 (情報発信・啓発部分)	少子化対策やこども施策を効果的に発信し、市民に届けやすくするとともに、子育てしやすいまちを実感してもらい、少子化対策の推進を図る。	こどもえがお課				
少子化対策推進事業 (松山市子ども・子育て会議)	「松山市こども計画」や「松山市子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価を行い、こどもや子育て施策を推進する。	こどもえがお課				
まつやま安全・安心まちづくり啓発事業 (安全安心指導者学校派遣部分)	市内の小・中学校に専門の講師を派遣し、インターネット安全教室等を実施する。	市民防災安全課	●			
防犯事業	不審者情報を市ホームページやLINE等で発信したり、各地区防犯協会と連携し、市内の小学校へ防犯グッズを贈呈するなど、地域での犯罪や事故を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進する。	市民防災安全課	●			
切れ目のない全世代型防災リーダー育成事業	小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成するとともに、様々な職域や世代が、それぞれに適した防災教育を受けることができる環境作りに取り組む。	市民防災安全課	●			
交通安全教育事業	市内の保育所・幼稚園児(保護者)、小・中学校児童生徒(保護者)、高校生、高齢者ほかに交通ルールに従った道路の正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の実地指導、講話、DVD上映等による交通安全教室等を実施する。	都市・交通計画課	●			
交通安全施設(二種)整備	交通事故が多発している道路その他通学路などの特に交通の安全を確保する必要がある道路について、道路標識、防護柵や区画線など安全対策に必要な交通安全施設を整備し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。	道路河川管理課	●			
幼年少年消防クラブ育成事務 (幼年消防クラブ)	幼稚園・保育園の園児や小学生を対象に、防火・防災についての知識やスキルを楽しみながら身に付けられるよう趣向を凝らした指導を行い、防火・防災意識の向上を図る。	地域消防推進課	●			
幼年少年消防クラブ育成事務 (少年消防クラブ)	小学生を対象に、防火・防災についての知識とスキルを楽しみながら身に付けられるよう「少年消防クラブ一日消防学校」を開催し、災害対応能力の向上を図る。	地域消防推進課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

2. こども・若者の健やかな育ちを支える

(1) こども・若者の居場所づくり

こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができたり、といった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
子育てひろば等支援事業	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。また、こどもの意見・ニーズを聴き取り、遊び場や学習スペースの拡充など、多様なこどもの居場所づくりを推進する。	こどもえがお課	●		●	
児童遊園地整備事業	地域の空きスペースに児童遊園地を整備して遊具等を設置し、地域の安全な遊び場を確保する。	こどもえがお課	●			
児童館等管理運営事業	児童館及び児童センターを市内8か所に設置している。こどもが安心して遊ぶための機能等を充実させるとともに、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより児童の健全育成を図る。	こどもえがお課	●		●	
児童クラブ運営事業	仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図る。	こどもえがお課	●	●	●	
児童クラブ室施設整備事業	児童クラブ室を整備し、放課後児童の健全育成及び仕事と家庭の両立支援を行う。	こどもえがお課	●			
休日子どもカレッジ推進事業	夏休み等の長期休業中に、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足するこどもに対し、安全・安心な居場所を確保するとともに、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供し、こどもの育ちを支援する。	こどもえがお課	●		●	
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●
こども本の森開設準備事業	建築家・安藤忠雄氏から提案のあった「こども本の森松山」の坂の上の雲ミュージアムへの増築について、令和7年7月の開設を目指し、準備を進める。 こどもたちが本に親しむ場所が新たに完成し、幅広い年齢層が足を運ぶことで、まちづくりの中核施設としての役割を担うとともに、来館者の増加につなげる。	坂の上の雲ミュージアム	●			
総合コミュニティセンター管理運営事業	本市のスポーツ・レクリエーション活動中核拠点として、教育文化の振興や市民の健康増進、市民福祉の高揚に寄与している総合コミュニティセンターの管理運営を行う。	スポーツシティ推進課	●			
野外活動センター管理運営事業	全ての市民が豊かな自然に触れ合うことができる場所を提供することにより、野外活動を普及奨励するとともに、青少年の健康増進及び健全な心身の育成を図る。	スポーツシティ推進課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
スポーツセンター管理事業	本市のスポーツ活動の拠点である松山中央公園を補完する「北部地域の拠点」として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与している北条スポーツセンターの管理・運営を行う。	スポーティングシティ推進課	●			
中島 B&G 海洋センター事業	海洋性レクリエーションや自然と触れ合う生涯学習・生涯スポーツを通じて、青少年の健全育成や地域住民の健康づくりに取り組む。	スポーティングシティ推進課	●			
体育施設管理運営事業	体育施設を円滑かつ安全に維持管理し、市民の健康増進や充実したスポーツ施設として提供する。	スポーティングシティ推進課	●			
中央公園管理運営事業	本市のスポーツ拠点になる運動公園として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与する中央公園の管理・運営を行う。	スポーティングシティ推進課	●			
松山市文化・スポーツ振興財団事業振興補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくりに該当する事業や、松山市文化芸術振興計画を実現する5つの視点のうち、①文化芸術を知るに該当する事業を実施している、松山市文化・スポーツ振興財団の運営を支援し、財団運営の安定化を図る。	スポーティングシティ推進課	●			
文化スポーツ振興事業補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくりに該当する事業や、松山市文化芸術振興計画を実現する5つの視点のうち、①文化芸術を知るに該当する事業への支援として、松山市文化・スポーツ振興財団が実施する事業を支援する。	スポーティングシティ推進課	●			
いきがい交流センターしみず管理運営事業	小学校の余剰教室を活用し、「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行う。また、若年者層が参加する「しみずサポートボランティア」など、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図る。	長寿福祉課	●			
都市公園整備推進事業	開発許可に伴い、帰属される都市緑地の園名板及び管理施設の整備を行う。また、市民1人当たりの公園面積の増加を目的に借地公園の受入を行うための整備を行う。	市街地整備課	●			
城山公園整備事業	文化庁や愛媛県教育委員会、整備検討委員会の指導を受けながら、城山公園(堀之内地区)の第2期整備工事を行う。	市街地整備課	●			
松山総合公園管理事業	花等の植栽や公園内施設の維持管理を実施する。	市街地整備課	●			
城山公園管理事業	堀之内地区の主によすらぎ広場、ふれあい広場、さくら広場、管理広場を管理する。また、協定に基づき、指定管理者が維持管理(芝生管理業務、樹木管理業務、警備業務等)を実施する。	市街地整備課	●			
公園緑地一般管理事業	市内の都市公園の維持管理を実施し、市民に快適な憩いの場を創出する。	市街地整備課	●			
公園整備安全安心対策事業	公園施設長寿命化計画に基づき、耐用年数を超えるもの、危険度判定調査により改善が必要とされた遊具を対象として、総合的に整備を行う。併せて、バリアフリー化や防災機能の向上を行い、より安全な公園の維持管理を行う。	市街地整備課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
まつやま小中学生文化等体験学習事業	こどもの豊かな感受性を育むとともに、将来への可能性を引き出すことを目指して、学校行事の一環として、松山市立小中学校の児童生徒に優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、小学生を対象に、人とのつながりや出会い、友情の大切さを学ぶ「愚陀佛庵教育プログラム」や、平和の大切さを学ぶ「平和教育プログラム」に参加する機会を提供する。	学校教育課	●			
台北市との小中学校友好交流事業	台北市と松山市の小中学生が互いにメッセージや作品の交換を行い、安定した定期的な交流を行うことで、将来的に、こどもたちを中心とした文化活動につなげていくことを目的とする。	学校教育課	●			
学校・家庭・地域連携協力推進事業	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守り、授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域学習振興課	●		●	
青少年センター管理運営事業	民間のノウハウを生かした利用者サービス向上や各青少年育成団体との連携を通じた活動を充実させるため、青少年健全育成活動の一部と青少年センターの施設管理を指定管理者に委託して実施する。	教育支援センター事務所	●			
青少年団体等運営補助金交付事業	社会全体で青少年の健全育成を目指すため、青少年の育成に関係する団体等を支援し活性化を促す。	教育支援センター事務所	●			
読書振興事業(子どもの読書活動推進)	「松山子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の普及と情報発信を行う。	中央図書館事務所	●			
図書館運営事業(子どもの読書環境整備)	市立図書館4館(中央図書館、三津浜図書館、北条図書館、中島図書館)の運営と施設保全に努め、こどもの読書環境を整備する。	中央図書館事務所	●			
図書館資料購入事業(図書等の充実)	児童書、青少年向けの図書、バリアフリー図書等を購入し、こどもの読書活動の充実を図る。	中央図書館事務所	●			
子規記念博物館管理運営事業	より多くの人々に子規や文学の魅力に触れていただけるよう、来館者へのサービスや快適性の向上を図る。	子規記念博物館	●			
子規記念博物館企画展示事業	正岡子規をはじめ周辺の人々や郷土松山に関する資料を調査・研究し、体系的に展示することで、子規記念博物館への誘客を進める。	子規記念博物館	●			
「ようこそ市議会へ」関連事務(夏休み親子市議会体験ツアー一部分)	市政及び市議会活動への関心と理解を深め、市議会を身近に感じてもらうため、市内の小中学校に通う5年生・6年生とその保護者を募り、こどもが議員や理事者役となり模擬市議会の体験ができるイベントを開催する。	議事調査課				
【従】地域子育て支援拠点事業(直営型)(こどもの遊び体験や交流に関する部分)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課	●		●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

(2) 教育・保育の環境整備

一人ひとりの健やかな成長を支えるため、教育・保育の環境整備を進めます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
私立保育施設等耐震化整備事業	私立保育施設等の耐震化を図るため、既存園舎の改築整備に要する費用の一部を支援する。	保育・幼稚園課	●			
公立保育所臨時園舎設置事業(待機児童特別対策)	待機児童の解消を図るため、公立保育所の園庭に臨時園舎を設置し、児童の受入数を拡充する。	保育・幼稚園課	●		●	
公立保育所整備事業	老朽化が進んでいる公立保育所の園舎を大規模改修または建替することで、安全・安心な保育環境の維持及び改善を図る。	保育・幼稚園課	●		●	
松山市保育所等職員研修事業	保育所等の保育士及び給食調理員の資質向上を図るため、研修を実施する。	保育・幼稚園課	●			
施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●		
一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課	●	●	●	
一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課	●	●	●	
地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
施設型給付認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課	●		●	
商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
保育士等確保支援事業	保育士養成校で資格を取得する際の費用を補助するほか、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校などでの出前講座、保育士の魅力発信に取り組む。また、保育士の事務負担を軽減するため、清掃などの保育に係る周辺業務や園外活動の見守り等を行う職員を雇用する費用や、業務のICT化に必要なシステム導入経費に対して補助を行う。	保育・幼稚園課	●			
待機児童対策・保育の質向上事業	待機児童対策に加え、保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるため、4月に1, 2歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成や障がい児保育を担う保育士への助成、ICTを活用した業務システムの導入支援などを実施する。	保育・幼稚園課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課	●		●	
市立幼稚園預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
地域保育所施設運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			
幼稚園事務管理費	市立幼稚園の運営に関する費用を支出するほか、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	
私立幼稚園園児健康診断補助事業	市内の新制度に移行していない私立幼稚園に対し、学校教育法及び学校保健安全法に定める園児の健康診断に要する経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課	●			
保育士緊急確保事業	市内の保育事業者を対象に、保育士のための宿泊借上料の一部を補助するほか、県外から市内の保育所等に就職する保育士を対象に、引越費用、家賃、生活用品購入費に係る費用を補助する。 また、保育士確保・定着のため、市が委託した企業のコンサルタントが市内の保育所等を訪問し、保育士の確保・定着に関する助言等の支援を行う。	保育・幼稚園課	●			
生涯健康づくり推進事業(親子クッキング)	生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむ基盤づくりを推進するため、こどもと働く世代に向け、食に関する情報や知識の周知啓発を図る。	健康づくり推進課	●			
食育推進事業(郷土料理講習会)	心身ともに健全なこどもの成長を育むため、食を通じた基本的な生活習慣の形成や、子育て世代である若者をはじめ幅広い世代の人との交流をしながら食文化の継承を図る。	健康づくり推進課	●			
教育振興補助金交付事業	私立中学校、中等教育学校、私立高等学校等へ補助金を交付することで、保護者の負担軽減や地域との交流等を促進し、教育の振興を図る。	教育総務課	●			
児童生徒学習奨励事業	児童生徒の学習意欲の向上を目指し、児童生徒の学習成果の発表の場を確保するとともに、児童生徒の記録を基に個に応じた学習指導を行うことにより、個々の学習意欲の喚起を図る。	学校教育課	●			
学習アシスタント活用支援事業	児童生徒一人ひとりに基礎基本の定着と確かな学力が身に付くよう、学習アシスタントを活用する小中学校を支援する。	学校教育課	●			
小学校学習支援事業	就学記念品や副読本を児童に配布し、学習活動を支援する。また、愛媛県が開発した「えひめICT学習支援システム」を活用し、児童個別に最適な学びの充実を推進する。	学校教育課	●			
中学校学習支援事業	愛媛県が開発した「えひめICT学習支援システム」を活用し、生徒個別に最適な学びの充実を推進する。	学校教育課	●			
全国大会等参加補助金交付事業	文化的部活動の振興発展や児童生徒の健全育成を推進するため、文化的部活動で全国大会等に松山市を代表して参加する松山市立小中学校の経費の一部を補助する。	学校教育課	●			
小・中学校外国語教育推進事業	児童生徒に生きた英語を提供するため、小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、学級担任及び英語科教員補助員として小学校外国語活動・外国語、中学校外国語の授業を支援する。また、小学校で英語が堪能なアシスタントを活用し、外国語の授業支援を行う。	学校教育課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
学校図書館運営支援員事業	各小中学校に学校図書館運営支援員を配置し、図書館運営及び読書活動に関する教員の業務を支援することで、学校図書館の円滑な運営や児童生徒の読書活動の活性化を図る。	学校教育課	●			
未来の「ふるさと松山」創造事業 (次代に向けた特色ある学校づくり)	園児・児童生徒が探究的な学習や体験活動、教科横断的な学習を通して、多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化に対応し、ふるさと松山で持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する。	学校教育課	●			
小規模校等学校間交流等支援事業	公共交通機関や船舶を利用した移動が困難な山間部や島しょ部に所在する小規模校について、移動のための交通手段を確保し、又は交通費等の負担軽減を図り、学校間交流等を行いやすい環境を整える。	学校教育課	●			
幼保小中連携推進事業	教育・保育施設から小学校1年、小学校6年から中学校1年の接続期にみられる問題(いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなど)やこどもの発達段階を踏まえながら、現行の教育課程及び6・3制の枠内で行う、地域に根ざした持続可能な幼保小中連携教育の在り方について研究を進める。	学校教育課 保育・幼稚園課	●			
通学等環境整備事業	日浦・興居島地域では、小中連携教育の推進を図る中で、全市域からの児童生徒の受け入れを行うのに合わせて通学用バスの運行と船賃の扶助を行う。また、全市域からの受け入れを行っている立岩・五明小、中島小について、遠距離通学支援として通学用バス・車両の運行を行い、通学の負担軽減を図る。	学校教育課	●			
研究指定校事業	市立小・中学校から研究指定校を選定し、教育課程一般や、人権教育を主な領域とする実践研究を行い、研究成果を各校に還元することで、教育内容等の向上を図る。	学校教育課	●			
寄宿舎運営管理事業	中島中学校へ通学する生徒のうち、通学困難な生徒を対象とした、寄宿舎「青潮寮」の運営・管理を行い、義務教育の円滑な運営に期する。	学校教育課	●			
まつやま中学校文化部活動指導支援事業	市内各中学校の文化部活動で指導者不足を補うため、外部指導者を活用したり、教員の負担軽減のため、単独で部活動の指導やコンクールなどへの引率ができる部活動指導員を希望する学校に配置する。	学校教育課	●			
教科書・指導書事業	国による小中学校の教科書の検定が実施されたのち、市立小中学校で使用する教科書の採択に関する事務手続きを行うとともに、採択された教科書及び指導書を市内小中学校教員に配付し、教育課程の円滑な実施とより一層の授業の質的向上を図る。	学校教育課	●			
松山の教育研究開発事業	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、小中学校と協働した授業づくりの研究や「ふるさと松山学」教材の活用促進等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	教育研修センター事務所	●		●	
教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の向上や学校事務の効率化等を図るため、ICT環境の整備・維持管理や情報教育の実践・調査研究、ICT支援員の配置などに取り組む。	教育研修センター事務所	●			
小学校教育用コンピュータ整備事業	児童の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した児童1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教員の働き方改革推進と児童の学力向上のため、指導者用デジタル教科書の維持管理を行う。	教育研修センター事務所	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
中学校教育用コンピュータ整備事業	生徒の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した生徒1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教員の働き方改革推進と生徒の学力向上のため、指導者用デジタル教科書の維持管理を行う。	教育研修センター事務所	●			
教職員研修事業	教職員の資質能力及び学校の教育力の向上を図るため、研修の体系や内容を見直すとともに、大学との協働により、社会の変化や学校のニーズに対応したより質の高い教職員研修を実施する。	教育研修センター事務所	●			
学校支援事業	教職員の実践的指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学、芸術文化に対する興味関心を高めるため、要望のあった学校に講師派遣などを行う。	教育研修センター事務所	●			
学校体育振興事業	児童生徒に練習成果発揮の場を提供することにより、競技を通じて、体力・技術の向上を図り、各校の交流を深めるため各種大会を開催する。また、中学校体育大会の全国・四国大会に参加する学校の負担軽減を図るために、交通費相当額を補助するとともに、松山市で開催される種目については、開催負担金を支出する。さらに、学校現場で救命救急措置ができる人材を充実させ、学校全体の救急対応のスキルの向上を図る。	保健体育課	●			
物資共同購入事業	一般財団法人松山市学校給食会を通じて、安全安心な学校給食用物資を、効率的・安定的に調達する。	保健体育課	●			
調理場維持管理事業	市内にある14の学校給食共同調理場の維持管理を行うとともに、安全かつ衛生的に調理業務を行うための各種検査等を実施する。	保健体育課	●			
給食運搬事業	衛生的で安全な学校給食を提供するため、調理した給食の配送及び食後の食器等の回収を行う。	保健体育課	●			
よりよい学校給食推進事業	児童生徒の心身の健全な発達のため、民間委託による適正な給食業務を実施するとともに、「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、地産地消や食育などの重点施策を推進する。	保健体育課	●			
学校保健・健康管理事業	児童生徒や教職員の健康管理を行うため、各種健康診断を実施する。また、健康診断等を実施する学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬支払業務を行う。	保健体育課	●			
保健室備品等整備事業	小中学校の適正な保健管理を行うため、保健室の備品の整備や消耗品の購入を行う。	保健体育課	●			
学校環境衛生検査事業	児童生徒等の健康を保持するため、水質検査や空気環境検査を実施する。	保健体育課	●			
松山市学校保健会運営事業	学校保健の研究並びに普及啓発を図ることを目的として組織された松山市学校保健会に対して、補助金を交付する。	保健体育課	●			
中学校運動部活動指導支援事業	教員の負担を軽減するため、部活動指導員を、希望する学校に配置するとともに、運動部活動の地域移行に向けて、モデル校を指定し実証事業等を行う。	保健体育課	●			
校納金徴収管理一元化事業	教職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図るとともに、教職員がこどもと向きあう時間を充実させるため、校納金の徴収・管理を松山市に一元化する。	保健体育課	●			
(仮称)久谷学校給食共同調理場整備事業	老朽化した久米及び浮穴の学校給食共同調理場を統合し、久谷地区に新たな調理場を整備する。	保健体育課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
学校安全保険等事業	日本スポーツ振興センターの共済制度に加入し、学校(園)管理下での園児、児童生徒の怪我等について医療費等の給付を行うほか、スポーツや屋外活動中の突発的な事故に対応するため、幼稚園、小中学校にAEDを設置し、迅速にAEDを使用できる環境を整える。 また、学校業務遂行上の過失等により、園児、児童生徒のほか、保護者等の第三者が怪我をしたり、財産に損害を与えてしまった場合の対応として、賠償責任保険に加入し、迅速に補償対応する。	保健体育課	●			
子ども育成事務事業	市民等及び市が一体となって子どもを育成するための施策を総合的に推進するために必要な事項を協議し、「まつやま子ども育成会議」を開催するとともに、社会全体で子どもを育む環境づくりを目指して、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等を普及啓発する。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成市民会議運営支援事業	家庭や学校、市民団体、企業等が連携・協力し、社会全体で子どもを育む体制を実現するため、育成活動を行っている松山市青少年育成市民会議の運営を支援する。	教育支援センター事務所	●			
幼児教育相談事業	言語・情緒面等、発達の不安や悩みを抱える幼児、及びその保護者に対して、教育的観点から早期に問題の原因を発見し、相談・支援を行う。	教育支援センター事務所	●			
子ども安全安心対策推進事業	子どもたちの安全を確保するため、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域の見守り活動への指導・助言や防犯対策・交通安全などの研修会を開催し、資質向上及び活動の強化を図る。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成支援事務管理事業	青少年の非行未然防止及び青少年の健全育成のため、青少年育成支援委員と連携し、「愛の一声」運動をはじめとする地域での巡回活動を実施する。	教育支援センター事務所	●			
松山市PTA連合会運営補助金	家庭・地域・学校の連携を促進し、地域・家庭の教育力向上を図るための情報発信や研修等を行う PTA 連合会の支援を行う。	教育支援センター事務所	●			
PTA活動推進事業	家庭教育力の向上や青少年の健全育成を図るため、児童生徒の保護者及び教師によって組織運営されているPTA活動を支援する。	教育支援センター事務所	●			
青少年育成支援協議会等運営補助金	青少年の健全育成のため、青少年の非行防止活動に関係する団体に補助金を交付し、団体の活動活性化を促す。	教育支援センター事務所	●			
問題行動等対策事業	問題行動傾向にある児童生徒の学校復帰・社会復帰を目指すため、学校からの要請にもとづき、生徒指導面に経験豊かな教育指導員を派遣し、教師や関係機関と連携・協力を図りながら支援するとともに、自立支援教室を運営し、児童生徒への個別指導を行う。	教育支援センター事務所	●			
小学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、小学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
小学校施設マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
中学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、中学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
寄宿舎施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、寄宿舎施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
中学校施設 マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
幼稚園施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、幼稚園施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			
幼稚園施設 マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課	●			
小学校教材等整備事業	小学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課	●			
小学校愛ある 動物ふれあい推進事業	児童が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課	●			
中学校教材等整備事業	中学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課	●			
幼稚園愛ある 動物ふれあい推進事業	園児が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課	●			
教員住宅施設 維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、教員住宅施設の維持管理等を行う。	学習施設課	●			

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

(3) ライフステージに応じた切れ目ない支援

ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子保健育児支援事業	幼児期の精神運動発達に関する「発達相談」を実施する。保護者が適切な関わり方を知り、困りごとを相談できる場として「すくすくキッズ」を実施する。遺伝に関する不安や悩みを持つ保護者に対して「遺伝相談」を実施する。	すくすく支援課	●			●
幼児健康診査事業	1歳6か月頃と3歳頃の時期に健康診査を実施し、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅延等がある幼児を早期に発見し、適切な指導や心身障害の進行を未然に防止することで、幼児の健康の保持・増進を図る。また、実施年度に5歳児になる幼児に健康診査を実施し、保護者に発達特性に気づいてもらい、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減と幼児の成長発達を促す。	すくすく支援課	●			●
地域子育て支援拠点事業 (直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課	●		●	●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
歯科保健事業 (子どものための 歯科相談)	未就学児の希望者を対象に歯科健診、歯科保健指導、歯みがき指導及び、フッ化物塗布等を実施し、生活習慣の改善や定期的な歯科受診へつなげることで、むし歯有病者率の低下を図る。	すくすく支援課	●			●
妊娠・出産支援事業 (伴走型相談支援・ 相談体制の整備等)	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課	●		●	●
こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速的確に対応する。	こども相談課	●	●	●	●
保険料申請免除、 法定免除事業	学生など法で定めた要件に該当する人や収入の減少や失業等により保険料の納付が困難な人等に対し保険料の納付を免除することで、将来の年金受給権の確保につなげる。	保険給付・年金課				
急患医療センター 運営事業	夜間の救急医療機関(内科・小児科)として、初期救急医療体制を確保するとともに、重症患者は救急当番病院や小児救急医療支援病院への円滑な転院体制を整えている。特に小児科は、毎日21時から翌8時までの診療体制により、夜間の急な発熱等の小児患者に医療サービスを提供する。	医事業事課	●			●
小児救急医療支援事業 補助金	小児重症患者の受け入れを行う小児救急医療支援事業を実施する病院に対し、小児科医師の確保などに要する経費を補助し、365日24時間の小児救急医療体制の安定的継続を図る。	医事業事課	●			●
小児救急医療確保事業	救急医療を正しく利用していただくため、幼稚園や保育所、公民館等で出前講座を実施し、小さなお子さんと関わりのある保護者らを対象に、広く普及啓発を図る。また、愛媛大学医学部に寄附講座を設置し、市急患医療センターの出務協力を得るほか、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発を実施するほか、市内に小児科を新規開業する場合に費用の一部を補助する。	医事業事課	●			●
A型定期予防接種事業	予防接種法に規定されたA類疾病(麻しん風しん等)の発生やまん延を防ぎ、市民の健康を守るため、定期予防接種を行う。	保健予防課	●			●
ブックスタート事業	すべての乳幼児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える。	中央図書館事務所	●			●
【従】子育て応援券 交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ファミリー・サポート・ センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、育児用品や時短家電などの購入費用の一部を補助する。	子育て支援課	●			
【従】出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。	子育て支援課	●			
妊婦・乳児健康診査事業 (乳児の健診に関する部分)	新生児聴覚検査や乳児一般健康診査を実施し、必要な治療の勧奨と保健指導を行うことで乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課	●			●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

3. こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

(1) 養育支援

社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携し、安定的・継続的に自立に向けて支援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課	●	●	●	●
養育支援訪問事業 (子育て世帯訪問支援事業部分)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、食事準備、洗濯、掃除などの家事支援を実施する。	こども相談課	●			
要保護児童対策事業 (親子関係形成支援事業部分)	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	こども相談課	●			
【従】要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行う。	こども相談課	●	●	●	●
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●
【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課	●		●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

(2) 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、虐待の早期発見・対応、ヤングケアラーへの支援、性犯罪や性暴力等から守るよう、相談窓口の設置や関係機関との連携を強化します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
子育てひろば等支援事業 (こども食堂部分)	無料または低価格で子どもたちに食事を提供し、子どもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。	こどもえがお課	●	●	●	
家庭・婦人・父子相談事業	家庭内の人間関係、こどもの養育・しつけや虐待問題、DVなどの相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課		●	●	●
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援 事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない子どもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援 事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援 事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援 事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭等 日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭 自立支援プログラム 策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (高等職業訓練促進 給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (自立支援教育訓練 給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (就業支援講習会等 事業)	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課	●	●	●	
要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	こども相談課	●	●	●	●
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	こども相談課	●	●	●	
生活保護支給事業	生活に困窮するすべての市民に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行う。	生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課			●	
生活困窮者自立相談支援窓口	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談窓口を設置し、就労支援を含む自立に向けた課題分析やプラン作成等を行うとともに、必要に応じて他機関へつなぐ。	生活福祉総務課			●	
住居確保給付金	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合に、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は2回まで最大9か月間)支給する。	生活福祉総務課			●	
教育扶助費(給食費)	生活保護法の教育扶助として、保護者が負担すべき給食費を小中学校に代理納付する。	生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課			●	
生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減事業 (教育扶助費、生業扶助費(高校就学費))	生活保護受給世帯に対し、義務教育や高校の就学に必要な費用を支給する。	生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課			●	
進学準備給付金支給事業	大学等に進学する被保護者に対し、新生活の初期費用として自宅から通学する者には10万円、自宅区外から通学する者には30万円を支給する。	生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課			●	
生活保護受給者への健康診査実施事業	40歳以上の生活保護受給者(無保険者のみ)や中国残留邦人等に対する支援給付受給者に健診機会を提供するため、医師会に委託し、健康診査を指定医療機関で行う。	健康づくり推進課			●	
市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
住宅セーフティネット推進事業	住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、セーフティネット住宅の登録を促すための情報発信を行う。	住宅課			●	
【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】母子父子寡婦福祉貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】低所得世帯子ども加算給付金給付事業	価格高騰による影響が最も切実な住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象世帯のうち、18歳までの子どもを養育する世帯に対し加算給付を行い、市民の生活を支援する。	子育て支援課	●			
【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

(3) 障がい、医療的ケア等支援

障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
障害児保育支援事業	保育所等へ入所している障がい児の保護者及び発達が気になっている保護者に対して、相談・支援を行い、必要に応じ小児科医や療育機関関係者などと連携し、障がい児の福祉の増進を図る。 また、公立保育所で医療的ケア児を受入れ、訪問看護ステーションの看護師によるケアを行う。	保育・幼稚園課	●			●
小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	すくすく支援課	●		●	●
児童発達支援センターひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活での基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等、様々な療育を通して児童の成長及び発達の向上を図る。	障がい福祉課	●			●
障害児等療育支援事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労技能の習得、生活能力向上のための支援等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課	●			●
身体・知的障害者相談員設置事業 (ペアレントメンター)	発達に障がいがある、気になる特性があるこどもの保護者を対象に、発達に障がいがあるこどもの子育てを経験した「ペアレントメンター」による相談会、個別相談を実施する。	障がい福祉課	●			●
日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	障がい福祉課	●		●	●
補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	障がい福祉課	●		●	●
障害福祉サービス事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、身体障がい児・知的障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課	●			●
重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	障がい福祉課	●		●	●
移動支援等事業	屋内での移動が困難な障がい者及び障がい児の社会参加や必要不可欠な外出を促進するサービス。また、入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し支援を行う。	障がい福祉課	●			●

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課	●			●
精神障がい者・難病患者等総合支援事業	精神障がい者や難病患者等が、基本的人権に基づく日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、必要な「障害福祉サービス」に係る給付、「地域生活支援事業」その他の支援を総合的に行う。	障がい福祉課	●			
市重度心身障がい児福祉年金事業	重度心身障がい児童福祉年金を支給することにより、障がい児童家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課	●		●	
日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者(児)の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	障がい福祉課	●		●	●
重度障がい者(児)住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者(児)のいる世帯に対し、当該身体障がい者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	障がい福祉課	●		●	●
特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	身体障がい(1・2級一部程度)や知的障がい(療育手帳A最重度程度)があり、常時介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給する。	障がい福祉課			●	
重度心身障害者医療助成事業	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行う。	障がい福祉課			●	
障がい等のある子どものための支援事業	学校生活支援員や学級支援員を配置し、障がい等のある児童生徒一人ひとりが豊かな学校生活を過ごし、また、障がいの有無に関わらず多様な教育的ニーズのある児童生徒が共に学べる教育環境を整備する。	学校教育課	●			
特別支援教育事業	就学相談や通級相談、特別支援教育派遣相談などの相談体制を整備し、特別な教育的ニーズのあるこどもたちに応じた支援体制の整備や充実を図る。	学校教育課	●		●	
医療的ケア児に対する支援体制整備事業	学校での医療的ケアに対応できる看護師を確保し、地域の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制を整備する。	学校教育課	●			●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

(4) いじめ、不登校、自殺対策

いじめや不登校など、子ども・若者が抱える困難や課題について、関係機関が連携し、必要な支援を提供します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
自殺対策等精神保健事業	若年層への自殺対策として、こどもの頃から「心の健康づくり」を目指し、児童生徒とその保護者等に相談窓口の周知啓発を行う。	保健予防課	●			●
いじめ対策総合推進事業 (いのちを守る相談事業)	「いじめ問題」に対応するため4つの事業(1 いのちを守る相談活動、2 子どもから広がるいじめ0活動、3 いじめ問題対策・サポート事業、4 いのちを守り育てる集い)を行い、こどもが安心して学校生活をおくれるよう支援する。	学校教育課	●			
不登校対策総合推進事業	ひきこもりや不登校の児童生徒及びその保護者へのきめ細かな支援を行うため、こども相談課と連携し、来所・家庭訪問等による相談や学習などの支援に加え、少人数での学習・スポーツ・体験活動などを通じた支援として、松山わかあゆ教室・北条文化の森教室の運営を行う。	教育支援センター事務所	●		●	
スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	学校教育課			●	
【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課	●	●	●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

4. 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

(1) 心身の健康向上

若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるための情報提供や相談支援を行います。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
妊婦・乳児健康診査事業	妊産婦、胎児及び乳児に健康診査を実施することにより、心身の異常等を早期に発見するとともに、治療勧奨や支援体制の強化を図ることで、安心して妊娠を継続・出産できる体制や新生児への虐待予防、乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課	●			●
歯科保健事業 (個別妊婦歯科健康診査)	妊婦の口腔内疾患の減少とその家族の生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、妊娠中に1回、歯科健診と歯科保健指導を登録医療機関にて、無料で受けることができる受診票を配付する。	すくすく支援課	●			●
不妊治療・不育症 検査助成事業	子どもを持ちたいと望む夫婦等を支援することを目的として、不妊検査・不妊治療・不育症検査にかかる費用の負担軽減を図るとともに、不妊・不育に関する不安の解消に努める。	すくすく支援課	●			●
妊娠・出産支援事業 (産後ケア事業)	家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える出産後おおむね12か月未満の母子に対し、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する。	すくすく支援課	●		●	●
プレコンセプションケア (妊娠前からのケア)事業	早くから妊娠・出産の知識をもち、自分の身体と健康への意識を高めるため、将来の妊娠に備えて今の自分の身体の状態を知っておきたい女性を対象に、検査費用の一部を補助するとともに、大学生等若い世代を対象に普及啓発を行う。	すくすく支援課	●			●
18歳からの健診事業	職場等で健康診査を受ける機会がない18歳から39歳の市民に対し、健康診査を実施し、健康への関心や生活習慣病予防の意識啓発を図る。	健康づくり推進課				●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

(2) 出会い、結婚支援

多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
出会い・交流創出事業	結婚を希望される方の出会いの場を提供するとともに、民間事業者が行う出会い・交流イベントへの補助など、出会いの機会を創出する。また、松山圏域3市3町が連携した、各市町の特色ある出会いの場を提供する。	こどもえがお課				
結婚新生活支援事業	経済的な理由で結婚を諦めることがないよう、新婚世帯の経済基盤の安定化を図るため、夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円未満及び39歳以下の住民税非課税の新婚世帯を対象に、引越費用、家賃、住宅購入費等を補助する。	こどもえがお課				
愛ランド里島構想推進事業 (里島出会い創出事業)	島しょ部への定住促進を図るため、出会いの機会を提供する結婚支援イベントを開催するほか、地元団体が取り組む出会い創出事業に補助する。	まちづくり推進課				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

(3) 就労、ライフプランニング支援

若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進するとともに、将来の新たな挑戦を応援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
スタートアップ総合支援事業	スタートアップを目指す起業家が、事業を軌道に乗せる過程で必要とする情報の提供や支援を行うとともに、学生の起業支援やスタートアップと連携しながら市内企業の新規事業創出を支援する。	企業立地・産業創出課				
データサイエンス活用支援事業	大学生等を対象にデータサイエンティストを育成するとともに、学生と市内企業が企業のデータを活用しながら企業課題の解決に取り組むことで、市内企業のデータ活用能力の向上を支援する。	企業立地・産業創出課				
人材確保・育成支援事業	市内の中小企業等が従業者の資質向上を図るため、国家資格や公的資格を取得するための研修等を受講する際に、費用の一部を補助するほか、高度な情報処理の知識又は技術を習得し、資質の向上を図ろうとする市内の若年者(15歳から34歳までの者)が受講する研修等の参加費用を一部補助する。	ふるさと納税・経営支援課				
雇用対策推進事業(若者等)	労働力を確保し、持続的な地域経済の活性化を図るため、若年者の職業能力開発・向上や求職者向けのリカレント教育など就労のための支援を実施する。	ふるさと納税・経営支援課		●		
松山しごと創造センター運営事業	松山しごと創造センターにて、創業・経営支援(小学生等向けイベントを含む)を行い、市内企業の活動を促進するとともに、市内事業所の増加等に繋げる。	ふるさと納税・経営支援課				

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

5. 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

(1) 子育て世帯への経済的負担軽減

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持って子どもと向き合い、安心して子育てができるよう支援します。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
災害遺児支援事業	児童の保護者が交通事故、風水害、火災、業務上の事故又は不慮の事故により死亡又は重度の障害を負った場合に年金及び激励金を支給することにより、遺児の健全な育成と遺児家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課	●			
子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課	●		●	
児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	●
子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、育児用品や時短家電などの購入費用の一部を補助する。	子育て支援課	●			
出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、子どもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。	子育て支援課	●			
低所得世帯子ども加算給付金給付事業	価格高騰による影響が最も切実な住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象世帯のうち、18歳までの子どもを養育する世帯に対し加算給付を行い、市民の生活を支援する。	子育て支援課	●			
助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	●
地域保育所保育料補助事業	18歳未満の児童が3名以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満児が地域保育所に入所する場合、世帯の所得に応じて保育料の全額又は半額を補助する。	保育・幼稚園課	●		●	
子育てのための施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通う子どもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降(小学3年生までの範囲)に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	保育・幼稚園課	●		●	
子育て世帯いらっしやい事業(移住定住促進事業)	18歳未満の子どもを扶養している、県外からの移住者を対象に引越し費用を補助する。	まちづくり推進課	●			
移住者定着支援事業(移住定住促進事業)	15歳未満の子どもを扶養している、県外からの移住者(移住後3年以内)に住宅取得費用を補助する。	まちづくり推進課	●			
出産育児一時金支給事業	健康保険法等の改正に伴う制度創設により、保険が適用されない出産費用について、国民健康保険加入者の自己負担を軽減する。	保険給付・年金課	●			
出産費貸付事業	出産育児一時金の直接支払制度が利用できず、出産育児一時金の支給までに出産費用が用意できない国民健康保険被保険者に対し、出産育児一時金支給前に支給額の8割の範囲内で資金を貸し付ける。	保険給付・年金課	●			

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
保険料申請免除、法定免除事業	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民年金保険料が免除される。産前産後期間の保険料を免除された期間は、保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映される。	保険給付・年金課	●			
奨学資金貸付事業	経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に修学の機会を与えるため、学業に必要な資金を無利子で貸し付け、有用な人材を育成する。	教育総務課	●		●	
小学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課	●	●		
中学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課	●	●		
就学援助費(医療費)支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	保健体育課	●	●	●	
就学援助費(学校給食費)支給事業	学校給食法に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保健体育課	●	●	●	
ファミリー・サポート・センター運営等事業(利用料の助成に関する部分)	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	子育て支援課	●	●	●	
【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

(2) ひとり親家庭の自立促進

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、就労支援や養育費に関する相談など、生活の自立、安定、向上を図ります。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課	●	●	●	
母子父子寡婦福祉貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業：まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業：土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業：土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業：模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (高等職業訓練促進給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (自立支援教育訓練給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業 (就業支援講習会等事業)	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定	子育て支援課	●	●	●	

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
(高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業)	試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。					
ひとり親家庭等自立支援事業(専門相談員による相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業(母子・父子自立支援員等による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業(「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供)	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業(養育費に関する情報提供と広報・啓発活動)	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	子育て支援課	●	●	●	
ひとり親家庭等自立支援事業(親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動)	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	子育て支援課	●	●	●	
【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課	●	●	●	
【従】家庭・婦人・父子相談事業	家庭内の人間関係、こどもの養育・しつけや虐待問題、DVなどの相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課	●	●	●	
【従】市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課	●	●	●	

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

(3) 関係機関と連携した相談体制の構築

窓口や電話、訪問など多様な手段により、子育て当事者の子育て等に関する相談に対応し、関係機関と連携、協働し、必要な支援に繋がります。

取組事業	事業概要	担当課	個別計画			
			支援事業	ひとり親	貧困対策	成育医療
【従】障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課	●			●
児童扶養手当支給事業 (民生委員児童委員等との連携強化)	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。	子育て支援課	●	●		
家庭・婦人・父子相談事業 (関係機関・団体との連携強化)	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	子育て支援課	●	●		
【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課	●	●	●	●

※各個別計画にも位置付けられる取組事業は、個別計画欄に「●」を付けています。

※主に該当する「推進施策」が他にあるものの、当該「推進施策」にも関連する取組事業に「【従】」とつけています。

第2章 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画

1. 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(1) 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

■量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分(1号～3号)ごとに設定します。

認定区分	備考
1号	こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

■保育利用率

満3歳未満のこどもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数(=保育利用率※1)を、以下のとおり設定します。

	1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
3号認定の 利用定員数	3,804	3,834	3,898	3,937	3,986	4,044
満3歳未満の こどもの数	9,204	9,019	9,052	8,887	8,733	9,461
保育利用率 (※1)	41.3%	42.5%	43.1%	44.3%	45.6%	42.7%

※1:各年度の満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数/満3歳未満のこどもの数全体

【市内全体】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		5,201	4,812	307	1,512	1,653	8,284	4,801	4,858	311	1,669	1,574	8,412
				3,472						3,554			
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,974	537	1,324	1,383	8,218	5,495	4,974	510	1,411	1,350	8,245
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,804	5,177	760	1,652	1,716	9,305	8,804	5,177	733	1,739	1,683	9,332
②-①		3,603	365	453	140	63	1,021	4,003	319	422	70	109	920
				656						601			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		4,357	4,831	315	1,717	1,720	8,583	4,034	4,897	320	1,763	1,755	8,735
				3,752						3,838			
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,986	450	1,456	1,432	8,324	5,495	5,028	436	1,478	1,463	8,405
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,804	5,189	673	1,784	1,765	9,411	8,804	5,231	659	1,806	1,796	9,492
②-①		4,447	358	358	67	45	828	4,770	334	339	43	41	757
				470						423			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		3,728	4,984	324	1,810	1,786	8,904	5,563	4,938	256	1,555	1,670	8,419
				3,920						3,481			
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,496	5,071	425	1,518	1,488	8,502	5,494	4,928	621	1,266	1,273	8,088
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309					
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504
	計	8,805	5,274	648	1,846	1,821	9,589	8,803	5,131	844	1,594	1,606	9,175
②-①		5,077	290	324	36	35	685	3,240	193	588	39	▲64	756
				395						563			

【①中心部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		945	1,310	79	416	458	2,263	866	1,305	76	455	432	2,268
				953						963			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		786	25	186	93	52	356	865	30	189	54	78	351
				331						321			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		781	1,281	74	464	469	2,288	716	1,288	72	472	474	2,306
				1,007						1,018			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		950	54	191	45	41	331	1,015	47	193	37	36	313
				277						266			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		655	1,296	70	481	479	2,326	1,051	1,360	69	434	473	2,336
				1,030						976			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		1,076	39	195	28	31	293	680	▲25	196	75	37	283
				254						308			

【②北東部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		277	185	11	56	58	310	252	189	13	63	57	322
				125						133			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	18	47	48	326	277	213	15	52	49	329
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	23	58	60	366	421	225	20	63	61	369
②-①		144	40	12	2	2	56	169	36	7	0	4	47
				16						11			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		227	192	14	66	63	335	205	197	15	68	65	345
				143						148			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	55	52	332	277	213	12	57	53	335
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	66	64	372	421	225	17	68	65	375
②-①		194	33	3	0	1	37	216	28	2	0	0	30
				4						2			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		187	201	17	71	67	356	295	190	7	58	59	314
				155						124			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	60	55	340	277	213	24	41	42	320
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	71	67	380	421	225	29	52	54	360
②-①		234	24	0	0	0	24	126	35	22	▲6	▲5	46
				0						11			

【③東部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		590	663	45	202	221	1,131	503	705	48	228	215	1,196
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	643	52	145	162	1,002	985	643	43	169	156	1,011
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	721	87	204	221	1,233	985	721	78	228	215	1,242
②-①		395	58	42	2	0	102	482	16	30	0	0	46

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		414	733	51	240	240	1,264	337	775	54	251	250	1,330
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	655	22	186	181	1,044	985	697	19	192	191	1,099
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	733	57	245	240	1,275	985	775	54	251	250	1,330
②-①		571	0	6	5	0	11	648	0	0	0	0	0

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
		保育認定		保育認定				保育認定		保育認定			
①量の見込み		264	818	56	262	259	1,395	636	688	35	201	219	1,143
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	740	21	203	200	1,164	985	643	58	147	148	996
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	818	56	262	259	1,395	985	721	93	206	207	1,227
②-①		721	0	0	0	0	0	349	33	58	5	▲12	84

【④南部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		1,483	919	62	310	319	1,610	1,404	920	64	344	304	1,632
				691							712		
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	131	240	243	1,576	1,558	962	122	270	231	1,585
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	182	314	319	1,797	2,518	982	173	344	307	1,806
②-①		1,035	63	120	4	0	187	1,114	62	109	0	3	174
				124							112		

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		1,308	908	65	356	331	1,660	1,251	912	67	367	338	1,684
				752							772		
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	104	282	255	1,603	1,558	962	95	293	262	1,612
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	155	356	331	1,824	2,518	982	146	367	338	1,833
②-①		1,210	74	90	0	0	164	1,267	70	79	0	0	149
				90							79		

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		1,195	919	69	379	344	1,711	1,584	950	51	312	316	1,629
				792							679		
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	86	305	268	1,621	1,558	962	143	229	230	1,564
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	137	379	344	1,842	2,518	982	194	303	306	1,785
②-①		1,323	63	68	0	0	131	934	32	143	▲9	▲10	156
				68							124		

【⑤西部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		1,039	662	50	207	234	1,153	975	653	52	226	224	1,155
				491							502		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	37	167	188	1,060	198	668	34	181	180	1,063
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	67	212	234	1,220	1,933	707	64	226	226	1,223
②-①		894	45	17	5	0	67	958	54	12	0	2	68
				22							14		

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		902	635	54	231	246	1,166	850	630	56	235	252	1,173
				531							543		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	25	186	200	1,079	198	668	26	190	206	1,090
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	55	231	246	1,239	1,933	707	56	235	252	1,250
②-①		1,031	72	1	0	0	73	1,083	77	0	0	0	77
				1							0		

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		801	630	58	239	258	1,185	1,111	679	45	210	230	1,164
				555							485		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	28	194	212	1,102	198	668	67	147	148	1,030
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	58	239	258	1,262	1,933	707	97	192	194	1,190
②-①		1,132	77	0	0	0	77	822	28	52	▲18	▲36	26
				0							▲2		

【⑥北西部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		343	271	13	81	96	461	302	284	12	90	93	479
				190						195			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
②-①		184	72	27	22	8	129	225	59	28	13	11	111
				57						52			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		260	291	12	92	103	498	223	302	12	95	107	516
				207						214			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
②-①		267	52	28	11	1	92	304	41	28	5	0	74
				40						33			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		189	316	11	98	110	535	377	265	14	82	97	458
				219						193			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
②-①		338	27	26	5	0	58	150	78	26	21	7	132
				31						54			

【⑦北部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		333	499	39	168	172	878	313	499	39	184	160	882
				379						383			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	41	147	149	836	441	499	38	161	141	839
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
	計	441	499	55	170	172	896	441	499	52	184	164	899
②-①		108	0	16	2	0	18	128	0	13	0	4	17
				18						17			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		291	491	39	188	171	889	276	492	40	193	170	895
				398						403			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	32	166	148	845	441	499	29	170	150	848
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
	計	441	499	46	189	171	905	441	499	43	193	173	908
②-①		150	8	7	1	0	16	165	7	3	0	3	13
				8						6			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		261	497	40	197	169	903	363	511	29	184	177	901
				406						390			
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	29	174	146	848	441	453	71	118	118	760
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
	計	441	499	43	197	169	908	441	453	85	141	141	820
②-①		180	2	3	0	0	5	78	▲58	56	▲43	▲36	▲81
				3						▲23			

【⑧北条】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		189	290	8	71	93	462	184	291	7	78	88	464
				172						173			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	37	76	88	551	246	350	37	76	88	551
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	246	350	41	80	93	564	246	350	41	80	93	564
②-①		57	60	33	9	0	102	62	59	34	2	5	100
				42						41			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		172	289	6	79	96	470	174	290	4	81	98	473
				181						183			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	34	79	91	554	246	350	34	77	93	554
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	246	350	38	83	96	567	246	350	38	81	98	567
②-①		74	61	32	4	0	97	72	60	34	0	0	94
				36						34			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		173	295	3	82	100	480	144	282	6	73	96	457
				185						175			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	31	80	96	557	246	350	37	82	82	551
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	246	350	35	84	101	570	246	350	41	86	87	564
②-①		73	55	32	2	1	90	102	68	35	13	▲9	107
				35						39			

【⑨中島】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		2	13	0	1	2	16	2	12	0	1	1	14
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	2	0	1	1	4	0	3	0	1	2	6
				2						3		6	

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		2	11	0	1	1	13	2	11	0	1	1	13
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	4	0	1	2	7	0	4	0	1	2	7
				3						3		7	

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		3	12	0	1	0	13	2	13	0	1	3	17
②確保の内容	特定教育・保育施設	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0					0	0					0
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
②-①		0	3	0	1	3	7	▲1	2	0	1	0	3
				4						1		3	

2. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

① 利用者支援事業

認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者がニーズに応じたサービスを利用できるように相談を受けるほか、子育てに関する情報提供を行います。また、こども家庭センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【①-1 基本型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2	1
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2	
②-①		0	0	0	0	0	

【①-2 地域子育て相談機関】

(※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	-
②確保の内容	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	
②-①		0	0	0	0	0	

【② 特定型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	特定型	1	1	1	1	1	2
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1	
②-①		0	0	0	0	0	

【③ こども家庭センター型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	-
②確保の内容	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	
②-①		0	0	0	0	0	

② 延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

【市内全体】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718	3,486	3,538
②確保の内容	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718		
②-①	0	0	0	0	0		

【①中心部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105	1,092	1,110
②確保の内容	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105		
②-①	0	0	0	0	0		

【②北東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	137	143	148	153	158	126	139
②確保の内容	137	143	148	153	158		
②-①	0	0	0	0	0		

【③東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	353	374	395	415	436	347	357
②確保の内容	353	374	395	415	436		
②-①	0	0	0	0	0		

【④南部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	728	738	751	761	774	704	737
②確保の内容	728	738	751	761	774		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑤西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	418	419	423	425	430	473	422
②確保の内容	418	419	423	425	430		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑥北西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	203	211	219	227	235	182	202
②確保の内容	203	211	219	227	235		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑦北部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	381	382	385	388	391	367	391
②確保の内容	381	382	385	388	391		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑧北条】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	182	183	185	186	189	195	180
②確保の内容	182	183	185	186	189		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑨中島】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0		
②-①	0	0	0	0	0		

③ 児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組めます。

【市内全体】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	6,156
1年生	2,014	1,944	1,929	1,984	1,992	
2年生	1,832	1,838	1,769	1,760	1,812	
3年生	1,460	1,456	1,460	1,412	1,401	
4年生	854	872	875	875	844	
5年生	374	378	385	385	386	
6年生	165	174	175	175	177	
②確保の内容	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	
②-①	0	0	0	0	0	

※令和5年度実績は、公設+民間の数を計上。(以下、各区域同様)

【①中心部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	1,249
1年生	433	373	386	398	348	
2年生	353	389	335	347	358	
3年生	247	244	268	231	239	
4年生	173	160	158	174	150	
5年生	89	95	88	87	95	
6年生	41	43	46	42	42	
②確保の内容	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	
②-①	0	0	0	0	0	

【②北東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	456	449	445	451	449	393
1年生	132	125	128	137	127	
2年生	128	127	120	123	132	
3年生	96	96	95	90	92	
4年生	52	53	53	52	50	
5年生	32	31	32	32	31	
6年生	16	17	17	17	17	
②確保の内容	456	449	445	451	449	
②-①	0	0	0	0	0	

【③東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	997
1年生	327	319	323	305	364	
2年生	328	321	312	317	299	
3年生	231	239	234	228	231	
4年生	155	169	175	171	167	
5年生	63	60	65	68	66	
6年生	26	28	26	28	29	
②確保の内容	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	
②-①	0	0	0	0	0	

【④南部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	1,036
1年生	333	324	329	338	324	
2年生	292	296	287	293	300	
3年生	265	253	257	250	254	
4年生	127	134	128	130	126	
5年生	45	45	48	45	46	
6年生	12	12	13	14	13	
②確保の内容	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑤西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	1,254
1年生	370	367	359	376	376	
2年生	360	340	337	329	345	
3年生	312	324	307	304	297	
4年生	194	198	206	195	193	
5年生	71	72	74	77	72	
6年生	42	45	45	46	48	
②確保の内容	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑥北西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	310	323	317	312	324	255
1年生	104	115	100	104	120	
2年生	108	92	102	89	92	
3年生	57	69	59	65	57	
4年生	25	31	38	32	35	
5年生	13	12	15	18	15	
6年生	3	4	3	4	5	
②確保の内容	310	323	317	312	324	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑦北部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	703	711	707	705	727	622
1年生	231	241	226	226	253	
2年生	174	185	193	181	181	
3年生	171	156	166	174	163	
4年生	80	80	73	78	82	
5年生	32	34	34	31	34	
6年生	15	15	15	15	14	
②確保の内容	703	711	707	705	727	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑧北条】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	341	329	318	330	330	350
1年生	84	80	78	100	80	
2年生	89	88	83	81	105	
3年生	81	75	74	70	68	
4年生	48	47	44	43	41	
5年生	29	29	29	27	27	
6年生	10	10	10	9	9	
②確保の内容	341	329	318	330	330	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑨中島】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後もこども・子育てサイト等で周知に努め、利用を促進します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	623	607	593	580	569	735
②確保の内容	623	607	593	580	569	
②-①	0	0	0	0	0	

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は助産師、看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な相談支援や情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つよう支援します。

単位：件

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	2,856
②確保の内容	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	
②-①	0	0	0	0	0	

⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、様々な理由で養育支援が必要な家庭を早期に発見し、養育に関する指導・助言等を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。また、松山市要保護児童対策地域協議会では、学校や保育所、医療機関など様々な関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化するこどもや家庭の問題に適切に対応します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	3,450
②確保の内容	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	
②-①	0	0	0	0	0	

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	120,572	128,972	140,306	148,413	156,321	一般型：24か所(86,341) 連携型：8か所(20,703) 合計：32か所(107,044)
②確保の内容	32か所 120,572	32か所 128,972	32か所 140,306	32か所 148,413	32か所 156,321	
②-①	0	0	0	0	0	

⑧ 一時預かり事業

主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

【市内全体】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	109,929	101,338	91,843	84,879	78,254	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	207,797	191,557	173,612	160,447	147,928		
		計	317,726	292,895	265,455	245,326	226,182		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		54,932	54,114	54,510	53,504	52,562	304,153	341,150
②確保 の内容	在園児対象型		317,726	292,895	265,455	245,326	226,182	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		54,932	54,114	54,510	53,504	52,562		
②- ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	48,204	57,415
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【①中心部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	24,043	22,033	19,870	18,216	16,664	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	45,448	41,648	37,560	34,434	31,500		
		計	69,491	63,681	57,430	52,650	48,164		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289	79,647	77,286
②確保の 内容	在園児対象型		69,491	63,681	57,430	52,650	48,164	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	11,561	15,201
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【②北東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	4,103	3,732	3,362	3,036	2,769	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	7,756	7,056	6,355	5,739	5,235		
		計	11,859	10,788	9,717	8,775	8,004		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163	21,150	12,630
②確保の 内容	在園児対象型		11,859	10,788	9,717	8,775	8,004	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	927	1,327
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【③東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	12,907	11,004	9,056	7,372	5,775	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	24,399	20,800	17,120	13,935	10,916		
		計	37,306	31,804	26,176	21,307	16,691		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277	52,532	40,125
② 確保の 内容	在園児対象型		37,306	31,804	26,176	21,307	16,691	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	6,715	6,819
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【④南部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	29,735	28,151	26,226	25,082	23,959	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	56,206	53,211	49,572	47,412	45,289		
		計	85,941	81,362	75,798	72,494	69,248		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173	56,448	91,795
② 確保の 内容	在園児対象型		85,941	81,362	75,798	72,494	69,248	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	14,022	14,438
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑤西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	19,897	18,671	17,273	16,277	15,338	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	37,610	35,293	32,650	30,767	28,994		
		計	57,507	53,964	49,923	47,044	44,332		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323	55,985	61,493
② 確保の 内容	在園児対象型		57,507	53,964	49,923	47,044	44,332	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	8,785	10,132
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑥北西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	7,567	6,662	5,735	4,919	4,169	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	14,304	12,594	10,843	9,299	7,881		
		計	21,871	19,256	16,578	14,218	12,050		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178	12,206	24,040
② 確保の 内容	在園児対象型		21,871	19,256	16,578	14,218	12,050	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,003	2,647
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑦北部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	8,407	7,902	7,346	6,967	6,588	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	15,892	14,937	13,887	13,171	12,455		
		計	24,299	22,839	21,233	20,138	19,043		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512	18,582	26,489
② 確保の 内容	在園児対象型		24,299	22,839	21,233	20,138	19,043	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,077	4,934
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑧北条】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	3,270	3,183	2,975	3,010	2,992	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	6,182	6,018	5,625	5,690	5,658		
		計	9,452	9,201	8,600	8,700	8,650		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607	7,603	7,202
② 確保の 内容	在園児対象型		9,452	9,201	8,600	8,700	8,650	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	1,242	1,885
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑨中島】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	在園児対象型 (預かり保育、幼稚園型)	1号認定による	0	0	0	0	0	在園児対象型	在園児対象型
		2号認定による	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0		
	在園児対象型以外の利用 (一般型、余裕活用型)		47	47	40	40	40	0	0
②確保の内容	在園児対象型		0	0	0	0	0	在園児対象型以外	在園児対象型以外
	在園児対象型以外		47	47	40	40	40		
②-①	在園児対象型		0	0	0	0	0	9	34
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

⑨ 病児・病後児保育事業

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	4,182
②確保の内容	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	
②-①	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	

⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行います。周知活動により提供会員の確保に努め、利用料の助成により利用促進につなげます。また、安全な援助活動を行うための講習会や周知活動を通して、提供会員の知識や技能の向上につなげます。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	2,365
②確保の内容	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	
②-①	0	0	0	0	0	

⑪ 妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	2,922
②確保の内容	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	
②-①	0	0	0	0	0	

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等のこどもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)を利用する生活保護世帯等のこどもに対し、給食費の実費負担分を補助します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、新たに新制度の給付を受ける新規参入事業者への巡回支援を行います。また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れている私立認定こども園に対し、職員の加配に必要な費用の一部を支援します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	300	300	310	310	310
②確保の内容	300	300	310	310	310
②-①	0	0	0	0	0

⑮ 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、こどもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、子どもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、こどもの必要に応じた支援を包括的に提供します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

⑰ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間まで、実施施設(保育所等)でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を行います。

※量の見込みと確保の内容については、事業実施までに設定し、中間年度(令和9年度)等の計画の見直しの際に記載します。

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産や子育てができるよう、保健師及び看護師が妊産婦とその配偶者等に対して出産・育児の見通しを立てるためのアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援を行います。

単位：回

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	6,888
②確保の内容 (こども家庭センター)	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	
②-①	0	0	0	0	0	

⑱産後ケア事業

分娩施設退院後から一定の期間、医療機関や助産院、対象者の居宅で助産師等が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	358	352	345	339	334	397
②確保の内容	358	352	345	339	334	
②-①	0	0	0	0	0	

参 考 资 料

松山市子ども・子育て会議 委員

所属・役職名等	氏名
社会福祉法人松山市社会福祉事業団 こどもの相談室 ふらっと 室長	<small>アンドウ ユウキ</small> 安藤 有紀
小・中学校PTA連合会 副会長	<small>イトウ ユミコ</small> 伊藤 由美子
松山市立幼稚園教育研究協議会 会長	<small>イナダ ナオユキ</small> 稲田 直行
松山市母子保健推進協議会 会長	<small>イノウエ モトコ</small> 井上 もと子
松山市保育会 副会長	<small>ウツミ リョウコ</small> 宇津見 亮子
松山東雲女子大学心理子ども学科 講師	<small>カガワ ミエコ</small> 香川 実恵子
聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 助教	<small>キトウ ユミ</small> 鬼頭 裕美
◎愛媛大学 副学長	<small>コスヶガワ ガンタ</small> 小助川 元太
まつやま子ども育成会議 委員長	<small>シラマツ サトシ</small> 白松 賢
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	<small>タナカ ミキ</small> 田中 美紀
松山東雲女子大学心理子ども学科 准教授	<small>トモカワ アヤ</small> 友川 礼
市民公募	<small>ナカオカ アヤ</small> 中岡 彩
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	<small>ナカガワ エツコ</small> 中川 恵津子
中予私立幼稚園・認定こども園連盟	<small>ニノミヤ イチロウ</small> 二宮 一朗
市民公募	<small>ハマダ ユキ</small> 濱田 由紀
●聖カタリナ大学 人間健康福祉学部 教授	<small>ムラオカ ノリコ</small> 村岡 則子
子ども子育て連絡協議会 会長	<small>ムラカミ イズル</small> 村上 出
松山市地域保育所連絡会 会長	<small>モリ キミオ</small> 森 公夫
松山市児童クラブ連絡協議会 会長	<small>ヤスナガ ヨウゾウ</small> 安永 耕造
市民公募	<small>ヨシノ アユミ</small> 吉野 亜祐美

◎会長 ●副会長

(五十音順)

令和6年度松山市子ども・子育て会議 開催経過

会議	開催日	会議内容
第1回	令和6年5月27日(月)	○諮問 ○議事 ・計画概要、アンケート調査の説明
第2回	令和6年7月22日(月)	○議事 ・計画の構成の説明 ・めざす姿、共通の考え方の決定 ・施策体系の協議 ・アンケート調査結果報告
第3回	令和6年10月1日(火)	○議事 ・施策体系の決定 ・計画素案の協議
(部会)	令和6年10月1日(火)	～教育・保育部会、地域子育て部会～ ○議事 ・推進施策での各事業の展開の協議 ・子ども・子育て支援事業計画部分の協議
(部会)	令和6年11月11日(月)	～教育・保育部会～ ○議事 ・推進施策での各事業の展開の協議 ・子ども・子育て支援事業計画部分の協議
(部会)	令和6年11月12日(火)	～地域子育て部会～ ○議事 ・推進施策での各事業の展開の協議 ・子ども・子育て支援事業計画部分の協議
第4回	令和6年11月27日(木)	○議事 ・各部会での協議事項の報告 ・計画案の協議
第5回	令和7年1月30日(木)	○議事 ・パブリックコメントの結果報告 ・答申案の協議
答申式	令和7年2月10日(月)	○答申

○松山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 3 松山市社会福祉審議会条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略